

刑 政

號 月 五

行發會協務刑 法財
人國

刑 政 第參拾几卷第五號 目 次

◆ 行刑改良と受刑者の喜怒哀樂 (卷頭言) : (一)

◆ 社會防衛の思想 本會囑託 井上忻治 : (二)

◆ 受刑者の累進處遇(二) 法學博士 泉二新熊 : (七)

◆ 刑 獄 聞 集(その二) 香 川 生 : (三)

◆ 受刑者の觀たる一米國刑務所 堤 隆 : (三)

◆ 死刑是非—ジョンハワード二百年祭—(海外時報) (元)

◆ 諸 家 諸 說 [山岡博士、幣原外相、大谷幹山、金子準二、
留岡幸四、永田龍雄、河原榮次郎、大原性實] (六)

◆ 作業經營を考察して 渡部新平 : (四)

◆ 刑務作業の根本的革新 兒島三郎 : (四五)

◆ 少年受刑者の職業指導に就て 左座金藏 : (四八)

◆ 生活轉換の 方 途 藤 澤 清 : (五四)

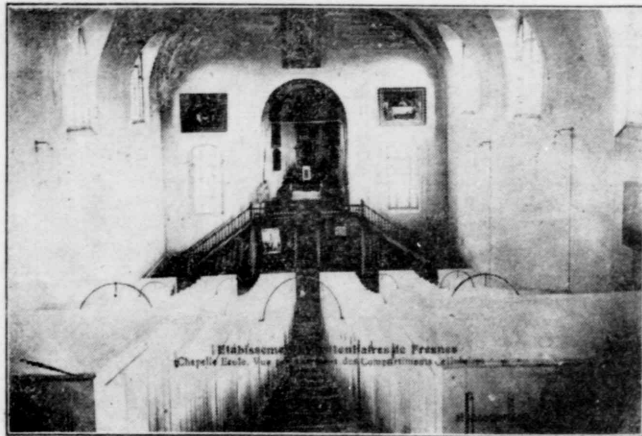
◆ 全國教務主任會同全國刑務所長會同本會總會記事 (六)

家庭のページ、刑務令規、地方だより、本會々報

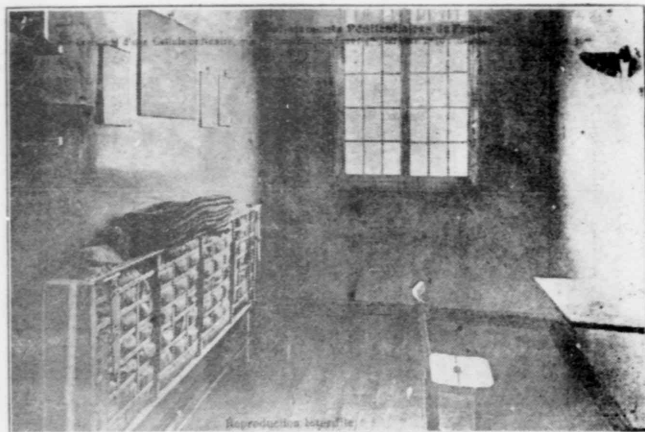
佛國フレーマ刑務所本館正面



同 教 誨 堂 正 面 (獨 居 式 坐 席)



同 獨 居 房 内 部



佛 國 フ レ ー ヌ 刑 務 所

- 一、定 員 千五百人外ニ納舎、女舎、少年舎ヲ附設ス
- 二、拘禁種類 原則トシテ刑期一ケ年以下ノ受刑者ヲ拘禁ス
- 三、拘禁形式 全部獨居拘禁
- 四、建 築 本刑務所ハ千八百九十六年ノ竣工ニカ、リ最新ノ設備ニ非ザルモフランスニ於ケル模範刑務所トシテ誇ル處ニ屬ス
建築ハ五階建ニシテ建物ノ内部ハ稍赤色ヲ帶ビタル白壁ニテ塗ラセテ房舎ノ廊下ハ六米突余、吾國ノソレニ比シ著シク廣々トシタル感ジアリ、建物敷地共ニセニ一縣ノ所有ニシテ修繕費ハ國家之ヲ負擔スルコト吾國登記所ノ例ノ如シ。尙ホ自家用ノ發電設備アリ。敬誦堂ハ獨居式ニシテ二百五十人ヲ收容シ得我輩多摩刑務所ノソレニ似タリ、事務所(監舎)ノ正面外圍等ハ寫眞ニ示サガ如ク大理石凝ヒノ研キ出シ混凝土ニシテ刑務所ノ嚴格サハ之ガ爲メ幾分緩和セラレ
- 五、處 遇 看讀書籍ハ一冊一冊トシ新聞ノ閱讀ハ之ヲ許サズ、階級制ヲ採ラザルモ行狀善良、作業勉勵ノ者ニ對シテハ刑務所内ニ設備ノ酒保所謂コミサレーヨリ補足食ヲ購入ヲ許ス
收容者ハ原則トシテ醱酵性飲料ヲ飲用スルコトヲ得ズ但シ短期者ハ毎日其作業ノ工錢ヲ以テ葡萄酒三十センチリットル(一合五勺)又ハ麥酒若クハ林檎汁五十センチリットルヲ飲用スルコトヲ得

行刑改良と受刑者の喜怒哀樂

システムル
システムル
システムル

行刑改良の目標は從來主として制度と規則との二方面にそゝがれました。システムの改良とルーチンの改良とが犯罪撲滅に重大なる影響を及ぼすことは今更喋々する必要もありませんが、しかも數百年來打ち續けられた此の種の努力に對し果してどれだけの實が結ばれたてでありませうか。皮肉な觀察を爲すものは行刑改良の目標が此の種のものにこだわることに長ければ長いだけ改良家は其の努力の無結果に自ら愛想をつかすに違ひないといふのでありませう。

かのマコノキが累進制度を創始しオスボーンが囚人自治制を考案した所以のもの蓋し制度と規則との改良の底には受刑者の心の動き方を捉へんとする大きな抱負が含まれて居たことを忘れてはなりません。それ等の改良は外見上は制度と規則との改良であつて、内實は根本の改良に外ならぬのであります。根本の改良とは表面的な改良に非ずして人そのものの改良であります。

マコノキが人の優先慾を利用しオスボーンが人の自尊心を應用したことは洵に從來の改良家の意圖せざる人そのものゝ改良に外ならぬのであります。

行刑の改良に此の種の着目すべき點は何多々あります。御覽なさい、今日の刑務所に受刑者が持つて生れた喜怒哀樂を充分に發揮することを許されて居るでありますか。紀律といふ二字に支配されて喜怒哀樂が制限されて居る間は行刑目的の前途は尙瞭遠であります。

アイルランドに自由に出すには自由を興へよといふ言葉が起ります。そしてアメリカでは此の原則を大きくとり入れて極めて多くの自由を受刑者に許して居ります。そして彼等のいふところはペンシヤミン・フランクリンを忘れねばそれ充分だといふにありません。同國の行刑は極めてルーイズなところがある様であります。けれども同國か受刑者の内的生活を不自然に抑壓しないこと換言すれば彼等の喜怒哀樂を不自然に抑壓しないで國是の自覺に中樞を置かんとする様に見えるところはは以つて佃山の石とすべきではありませんか。

行刑改良家諸君、外見的の改良に孜孜として努める間はそこに末前に拘泥するといふ根柢がありません。之れからの改良の目標は自然に享けた喜怒哀樂を生かしながら根本の改良を爲すことに努力することが眞の犯罪撲滅を期し得る所以ではありますまいか。(夢)

社會防衛の思想

刑罰個別化の理論的背景

井上忻治

近代に於ける刑罰個別化の運動に直接の契機を與へたものは傳統的刑法の破産であつた。そして個別化の過程に科學的基礎を與へたものは實證的理論の發展、殊にイタリヤ學派の名を以て呼ばれるべき刑法理論の新らたな轉回であつた。(註一)

佛蘭西革命の「人權宣言」第八條に掲げられたる罪刑法定主義は全く近代の個人解放運動が贏ち得た最も大きな收穫の一つであり、そしてまた恐らくは十九世紀の文明に光彩を與へた最も誇るべき紀念碑の一つであつたと言はれ得るであらう。蓋しこれによりて個人の自由は社會權力の前に安全に保障され、そして刑法はその形に於て一つの目醒ましき組織的體系を完成することになつたからである。しかしながらこの革新は、近代の一般的政治及び社會革命のそれに於けると同様に、大況十八世紀哲學の早熟なる概化にすぎないものであつた。革新の上にはれたる思想の展開は屢々單なる概念の表現に止まつた。そしてそれは畢竟實生活の真相に觸るゝことなき空虚な理論であつて、時の流れは理論と現實との不調和を次第に曝露するに至つたのである。その概化の試みは幾

多の矛盾と不可解とを包容する人間性と複雑極まりなき社會の現實態とを規正するには余りに單純であつた。現實は飽くまで現實なので、理論は決して現實を理想化するものではなかつたのである。近代刑法の統制の下に、立法者の豫期は全然裏切られて、犯罪者、殊にその累犯率の遞増は殆ど底止するところを知らなかつた。かようにして傳統的刑注は遂に事實の前に破綻せざるを得ないことになつたのである。そしてこの破綻は所謂ネオ・クラツク派の理論的改修によりて決して彌縫さるべき性質のものではなかつた。(註二)問題は理論の根本的革命に存したのである。そこには概念ではなしに、實在のより意識的なる考案と諸觀念により實證的なる批判とによる全然新たなる基礎附けの下に構成せらるべき全く別種の理論が要求されねばならなかつた。即ちそれは社會防衛の思想である。こゝに伊太利學派への轉回が見出される。(註三)

〔註一〕 Alfredo Erossati, *La nuova scuola di diritto penale in Italia e all'estero*, 1891, pag. 430 e segg.

〔註二〕 Silvio Longhi, *Repressione e prevenzione nel diritto penale attuale*, 1911, p. 15 e 478 e segg.; Sallustius, *L'individualisation de la peine*, 1909, chap. IV.

〔註三〕 Achille Marucci, *La nuova filosofia del diritto criminale*, 1904, p. 8 e segg.; Longhi op. cit. p. 470 e segg.

傳統的刑法の破綻を招來した眞因は何れに存したか？ 蓋し近代刑法を支配する所謂責任の觀念は常に立派な自由意思を賦與された所謂「正則人」(Homme normal)といふものを想定して、この假定の上に構成された理論に外ならなかつた。私は先づこの假定が如何なる空虚であるか、そしてこの淺薄極まる臆説上に築かれた

る理論が、凡ての見地に於て如何に動搖的であり、如何に支持すべからざるものであるかの理由を明かにしよう。

「正則人」といふ觀念は畢竟するに、共通の標尺として人類の凡てに適合する一個の典型を作出てうとする古典的精神の産物に外ならない。

この典型はローマ法では所謂の良家父 (Bonus pater familias) の觀念である。即ち他人を害しまいとするには是非とも必要とされる要心とか、注意とか、常識とか言つたようなものを、その行爲に際して常に用ゆることを忘れない善良なる市民である。またこれを十七世紀風乃至デカルト哲學の考へ方で言ふならば、完全なる心理的、道德的平衡と、惡に對する抵抗力とを併せ具へた素直な、高尚な、謹嚴な、そして物事に動ぜない落着きのある思慮深き理性人が即ちそれである。更らにまたこの典型を十八世紀風乃至カント哲學の見地に覺むるならば凡ての時、凡ての所に於て、それ自身に統一があつて、その一般の性格に動きのない理性人、即ちかの所謂「叙知的性格」(Intelligibler Charakter) の持主がそれであらう。然るに十九世紀になると、この典型は更らにコンヴェンショナルであつて、結局、大量觀察による概化に外ならない。そしてそれはやがてかのケトレーの中庸人乃至平均人 (Homme moyen) と云ふことになるのである。

若しもかゝうな共通の標尺によりて凡ての犯罪人の責任が量定されることになれば、勿論、かのセーキスピーヤや、バルザックや、ゴエーテや、イブゼンヤの偉大なる天才の指先きで掻き鳴される人間の靈妙なる情緒、情癖の韻律に耳を傾ける必要はない。この種の深刻なる心理研究者の援助を求むるには及ばない。罪責評價のためには、單にこの共通の標尺に對して犯罪を構成すべき邊差を量定するには堪能な幾何學があれば、恐らくそれで充分なのであらう。裁判官は一個の機械であつて差支ないものであらう。正則人とか中庸人とかいふ觀念は、最早特

定の整數を約分せむとする數學的樣式に過ぎないものである。即ち人間の個性的な、獨創的な、差別的な分子を悉く淘汰して、實際今日生存しない、そして幾千年來嘗て生存したことのない一生物の抽象的定型に凡てを嵌め込んで了はふとする數學的樣式にすぎない。何故なればこの概化の過程には個人的の性格や、氣質や、感情や、徳性や、教化やの特定人格を構成する具象的要素は全然抹殺されて居るので、そんな概念的人間はこの活きた世界に生存しよう筈がないし、また實際内外環境と引離して考へることの出来ない血の通つた肉の着いた實在の人間中に幾ら索めたからとて、そんな定型に當て嵌るものがあらうはずはないからである。現代犯罪學の教ふるところによれば、社會的生物としての犯罪人は、遺傳の父と環境の母との間に生れた混血兒なのである。宿命の魔力は絶へず彼等の上に作用する。社會力の構成に於て、一種の盲目的宿命は常に彼等の道德的意志の上に除くべからざる征服の烙印を附する。この原因力の發展が無限に差等附けらるべきものであるかぎり、嚴密にこの制約下に形成されたる犯罪的性格の表現にはまた當然無限の態様を存せねばならない筈である。要するに正則人の概念はかのアダム・スミスの所謂「經濟人」(Economic man) のそれと同様に全く空虚な概念なのである。

加之、正則人の概念は、かの古代法によりて訓練されたローマ人と、古典的精神によりて練濟された十七世紀風の理性人 (Vernunftsmensch) と、かの漸くにして鎮靜したる悲劇的動亂の後を受けて専ら平靜と安息とを翹望したる十九世紀のブルジョワと、世界大戰の後を受けて現代文明の轉回期に彷徨しつゝある焦燥過敏なる我々現世紀人とに適用された場合に、それ／＼異つた姿と、異つた意味とを表現する言葉であるだけに、所謂正則人なるものは現世紀に於ける實踐の公準としては、益々受け容れがたき概念であると考へる。不安や、亢奮や、煩悶や、焦燥や、これ等の機能調和を妨ぐべき諸因子は現代人の腦裡に渦巻きをなして居る。世相の凡ては害惡の機會と誘惑との増加に貢献せざるものはない。我々の行動と我々の決斷とを打算すべき餘裕を有たない。内外

生活の破産は類發する。過失は愈々避けがたい。かようにして現今の社會相は過渡期の社會情調を最も鮮明に織り成して居るのである。

かくのごとき社會状態に於て、それが犯罪人であらうと、所謂の良民であらうと、我々はどうして各個の差別的價値を劃一的評價の一單位に飯納することが出来よう。從來の個人心理の研究には深味が缺けた居た。今や我々は我々を活動せしむる諸機能の微妙さと、我々の性格の差異を構成する感性の秘密とを一層よく認識する。人間は予盾に充ちた一生物なのである。我々は自から理解することの出来ない或物を包蔵する。ブルユヌチエールの言ふがように「人心は偉大と低劣との混淆であり、解きがたき一個の絶望的謎なのである」〔註四〕尙ほゴエーテは言つた「我々は一個の集積である」と。そして我々はこの集積は一個の無限態に外ならないことを理解した。生物は各機関から各組織へ、各組織から各細胞へと分化する。個人生活は一定の意匠と一定の目的とに従つて協力する無數なる細胞生活の結果なのである。「自我は神秘である。我々は神秘に基きて刑罰權を創設する譯には行かない」〔註五〕（未完）

〔註四〕 Benoit, Etudes critiques 4me serie, 1894, p. 158.

〔註五〕 A. Fribas, La defence sociale et les transformations du droit penal, 1910, p. 10.

法律をふり廻すもの

法律を知つてゐるものは兎角法律をふり廻したくなる。「常識」と「良心」とに従つて行動することを忘れて法律を生活の標準にしやうとします。私は國民に向つて「法律を知れ」とすゝめる前にむしろその「良心」と「常識」とを正しきものたらしめよと説きたいのです。

—末弘嚴太郎博士—

受刑者の累進處遇

(二)



◇—歐米過路より歸りて—◇

法學博士 泉 一 新熊 氏 談

獨逸の「プロイセン」や「ザクセン」邊で採つて居る主義も同様である。「アインツェルハフト」「ツェルレンハフト」「ゲマインシャフトハフト」の拘禁形式があるが、此の「アインツェルハフト」とは嚴正獨居で、運動とか、教誨堂に出るとか、入浴のやうな場合も他の者と全然分離されて居つて、之れに反し「ツェルレンハフト」は、晝夜獨居房拘禁で、食事や寝起や仕事を獨居房内でやるけれども、運動とか入浴とか教誨堂に行く時には、他の者と一緒にするのである。雜居拘禁は仕事をする時に工場と一緒にする事が特徴である。しかし而して、嚴正獨居と相對獨居の何れに従ふかは成るべく本人の希望を參酌してやれといふことになつて居る、其から愛蘭式の階級處遇と獨居拘禁と雜居拘禁とを結付けて累進處遇をするといふ事は今日は研究問題とされて居つて、何れがよいかはまだ多數の人の頭を支配して居ないと云へる。併し累進思想と今の累進階級處遇といふ從來の觀念と區別して考へることは出来るが、何れの國も何等かの形式、何等かの方法に依つて累進的に處遇することが適當であることは認められて居る。さうして累進處遇をするにも、どういふ者に對してやるか、總ての受刑者に行ふか、或部類の者を除いて行ふかは、實務家も、學者も頭を痛めて居る。例へば思想犯所謂主義者とも云ふべき者は、之れを一階級とし教育をする、しかしこゝに教育を全然受けない主義者の犯罪人といふのが、どういふ者は却て他

の邪魔になるから階級に組入れないで除かねばならぬ、それに多少低能的の者、教育の趣旨を徹底し得ない者も随分ある、さういふ者も其中に組入れるかどうか、是等の應用になるとまだ研究時代といふべきで、確定的意見は立つて居ない。獨逸では、獨逸共通の原則を作る際、「クラス・システム」を探るべしとの論者もあつたが、まだ確定的問題でないといふ方が多数あつて、第五十二條、第五十三條に累進處遇をするといふことと丈けを規定して、他は色々の方法を以て試験をして居るのである。更に累進處遇といふことは、教育のある同じ人間に對して、漸次待遇を好くして行かうといふのが主たる目的であるけれども、受刑者の種類の如何に依つては階級的に漸次遡つて行くのではなく、最初から良い方の待遇を與へても宜いといふ風に考へられることもある、例へば今の獨逸の共通の原則中には斯ういふことが書いてある、道義的に宗教的に政治的に其何れに屬しても宜いのであるが、さういふ方面から此行爲を爲すことが自己の義務であると確信して、國法に觸れる者はお互に經驗する如く、國法に觸れて居るけれども、其人間の考を解剖して見ると、道徳上自分の義務であるとか、宗教上に於て自分の義務であると考へるのも随分ある、一般の目から見ると、其道義觀念は間違つて居るといふ風に考へられる、例へば親殺、是は日本の一般道義觀念から申すと最も惡むべき犯罪で少年法第七條二項の如き親殺の犯罪丈けは丁度七十三條、七十五條の犯罪と同様に十六歳未満の者と雖も死刑、無期刑を科さなければならぬといふ少年法の原則に對しては例外になつて居る、併しながらそこに事情の異つたものが出て来る、即ち父親が非常に慘虐無道な人間でその兩親、自分からいふと祖父母に反抗して亂暴を働く、酒を飲んで色々な惡事をして家中に地獄のやうにする、それを見兼て子が親を殺したといふのが時にある。さういふ場合、其本人の考は道徳上、孝道上から考へても、父親一人の行爲が間違つて居て、日本の家といふものを打壞すといふ思想から思ひ詰めた結果やつたので、是は日本の道徳上から觀たる一の義務としてやつたといふ場合があらう。同じ罪名に付てもさう

いふのがある。之れ一般的にみれば容すことの出来ぬ犯罪であるが、併し本人はさういふ賤しい考でやつたのではなく、一方大に恕すべき點があるといふことはあり得るから、さういふことも考へ、徳義上、宗教上又は政治的義務として犯罪をやつた場合であれば、其待遇に付ては、刑務所に於ける行刑上にも大に考へてやらなければならぬ、最初からさういふ者には同じクラスの範圍内でも宜い方の待遇をしても宜いでないかといふやうなことも考へられるのである。

それから「プログレッツシップ・アイディア」(累進思想)は、種々の形に於て現はれて来る、舊來の愛蘭式のものではないけれども、累進思想から來て居る制度として觀察すべきものは農園刑務所の施設であつて、農園刑務所そのものが必しも「プログレッツシップ・システム」的の階級處遇をして居るとは考へられない。併し多くは累進思想と結び付て、農園刑務所が經營されるといふことを、歐米の施設に付て見ると、間違ひない觀察のやう思はれる。私の觀察した農園刑務所は澤山あるが、其中で一番主なるものを挙げると、亞米利加の「イリノイズ」州の「新ジョリエット」、加多の「オンタリオ」州の「グウェルフ」の感化刑務所、亞米利加合衆國の「オコックワ」にある農園刑務所、「ハンブルグ」の少年刑務所である。

佛蘭西の矯正院(或は少年刑務所といふても宜い)は官設と私設とある。官設は少年に對するもの十、少女に對するもの三、私設は男子に對するもの、少女に對するもの各四つ、是等の多くは所謂「コロニー・アグリコール」(農業殖民地)といふ譯になるが中には漁業をやつて居る少年刑務所もある。「ベリール」といふ島では漁業と農業を併せやつて居り、漁業方のは佛蘭西の全刑務所の少年に對して魚類の罐詰を供給し得る程多量の生産がある。それから「ウイツツウキル」及「ベルシャツス」といふ刑務所も農園施設である。是等の施設に付て分類して見ると佛蘭西の少年刑務所の如きは、農園刑務所といふことが出来ると思ふ。農園刑務所といふのは、非常に

廣い農場を持つて、主に農事をさせる所で無論工場のある所もある。併し日本の網走程大きなものはない。例へば「ニュージョリエット」は二百九十三エーカー(約八百町歩以上)ある。「ウイツウキル」は二千エーカー、「ハンブルグ」の少年刑務所は五百エーカー、佛蘭西の矯正院の中で私の見た二の「サンモリス」は千八百エーカー、「オウコックワン」の「ワークハウス(勞役所)」といふがあるが千五百五十五エーカー、その隣の矯正院が千三百八十九エーカー、斯ういふ風に大きな地所を持つて居る。私の見た所では少くとも五百エーカー以上の地面を持つて農業を主に目的として居る農園刑務所が到る處にある。

其中で佛蘭西の少年刑務所では、この農場に出る者を累進處遇の方からいふと、良い者に限るといふことにはかない。總ての者が出るから監視が非常に嚴重に行はれて居る。而も其島は刑務所だけに使用するのが目的なるに不拘、警察署が一つ有る。而して重要な場所には兵士が番をして居る。それゆへ農園の作業をさせることを以て累進處遇の一節に加へてやつて居るものではないことは明かである。所が其他の所、例へば「ウイツビル」では農園で働かせる、此農園で働く者の中に區別をして監視の要る者と、殆ど監視を付けないで仕事をさせる者がある。是も農園共ものを累進處遇の一部としてやつて居るのとは少し趣が違ふ。

之に反し亞米利加の「イリノイズ」の「ステートプリズン・アド・ステートビル」である。名稱は「ステートビル」に於ける「イリノイ」州刑務所となつて居る。普通「ニュージョリエット」で分るが、是は餘程思切つた施設で、目的は監視が便利に出来るやうにといふこと、非常に衛生的施設をすること、拘禁を安全にし逃亡の出来ないやうにすること及び今の累進處遇をやる施設であつて、是等の目的を達する爲に國技館のやうな圓い建物を周圍に八つ拵へ、その中に一時に二千人数も收容し得る大食堂があり、其中央に「オウケストラ」を設けて中々華美な設備をして居る。尙ほ倉庫とか工場とか此建物以外にある。而て典獄、副典獄及最上級者の宿泊所が事務

所と共に廊外にある。壁はコンクリートの高さ三十三呎もあり拘禁を安全にする點より出来て居るやうである。前述べた八つの建物、その一つには大抵二百四十八人づゝ容れるから二千人数の收容が出来る、八個の建物は全く階級處遇の爲に使ふので、最初から終りまで兎も角夜間は獨居にするので晝夜雜居はやめる考へらしいのである。併し最初は嚴重な規則の下におき、それが一番下の級、次には工場等に於て多少自己の責任を有て動作するを得る規則の緩められたもの、其次には工場内ばかりでなく、監房外で多少自由の出来る階級、それから構外、農園で、多少監視の下に働ける者と、最終に構外へ出て全く監視無しで働ける者といふやうな階級に分けて、終に假釋放にして自由にしやうといふ主義を實施する爲にそれだけの建物が要するといふ事である。構内は今度の巢鴨の敷地全体位のもので二千三百三十一エーカーばかりが構外の農業地になつて居る。そこで農園といふのは階級處遇上から見て最上級に属した者を使ふことになつて居る、私の行つた時、農園内に仕事して居た者はさのみ澤山無かつた。百人位か、それ等の者には仕事をする方の教師は付いて居るけれども、特別の看守者なく唯一人、看守長のやうな者が時々事務所から出て来て見廻ると云ふ程でもなく、また居るといふ程でもない。それ等の者は二十人位容れられるやうな建物四、五棟(約百人位居たと思ふ)に宿泊せしめ全く自由である。かく農園を階級處遇の一部分、累進處遇の一つの鎖として使ふことを、最も規則正しい階級處遇であるとの意見を持つて居るのが、今の「ニュージョリエット」である。

有名な英國の「ボルスタルインステイチユウシヨン」の農園の如き皆最上級者には自由にやらせるといふことにして使用して居る。(つゞく)



刑獄聞集

(その二)

近代刑罰制度篇

香川生

法令の布達

五刑の名稱は支那舜典以來の律令に則つて中世我邦で用ゐたのであるが後には之を五罪と改め又新律綱領改定律令では五刑としてある。罪名も古來種々の名目を付し今日の民事に屬するものや警察處分に入るべきものや、其の他輕重の別や罪の部類別などは今日の如く截然と區別されて居ないのは勿論近世までも法は民をして據らしむべし知らしむべからずといふ風で、罪と罰とが庶民に普く知られなかつた。法律が出来ることを有司百僚に頒布せられるのが例となつて居た。我邦の法典では、聖徳太子の「十七條憲法」は成法典として有名なものであるが、之れも庶民に宣示されたのでなく官僚有司に對する訓則とも稱すべきものである。

文武大皇の時に編纂せられた大寶律令も編纂委員であつた下毛野古麻呂等をして群臣に講説せしめ、又博士を諸國に派して國司郡司等の官僚に講説したとあるから、此の律令も廣く衆庶に知らしめたものでないかと解せられる。普く士民一般に知悉せしめ遵奉させるものは官署役人から傳達したのであつて、徳川時代にも里長とか坊長とかを經由して人民に告知したことは諸書に見えて居る。庶民一般に知らしむるにしても、斯く々々の事は作すべし斯く々々の事は作すべからずと罪となるべき箇條だけを示し、之に違反した者は如何なる罰に處するかは知らさなかつた。又刑罰法規であつても禁止事項や命令事項は明文があつても罪名は定めなれないものもある。其の禁止や命令に背いた作爲不作爲に對して如何なる罰に處するかは奉行の裁量に委した、

奉行は常識に懇へ社會道德の上から適當と信する罰を言渡した。徳川初代の頃は奉行は先例などに頓着なく自ら信する處に従て言渡したそであるが、後代には前々の判決例や慣習に鑑みて刑を言渡すやうになつたといふ事である。縱令罰文はなくても條理を究め評定を凝らして慎重に處理したのであるから、後代の人々が當時の案理振りに懸念するほどの誤審はなかつたであろう。徳川百箇條以前の鎌倉時代に出来た貞永式目、室町時代の建武式目、これも庶民一般には知られず武家の法度であつた三上博士の説に依ると大寶律令でも制定當時から完全に實施されて居たか否やは頗る疑はしいが政權が武門に歸してからは一部分行はれたに過ぎないといふことであるから、縱し鎌倉時代に部分的の法律は出来たとしても此頃までは未だ、統一的法律は無かつたと云つて差支あるまいと思ふ。

徳川百箇條

徳川幕政時代には有名な御定書百箇條がある。此の百箇條は徳川中興の祖といはれた八代將軍吉宗公の時代、元文五年から寛保二年まで編纂して制定されたもので、大岡越前守を始め三奉行、學者等の意見を聽き、

第一に前々からの判決例、第二に現八代將軍時代の先例、第三に慣習等に就て新に決議した事項此等を輯めて百箇條としたもので實は百三箇條ある。これは刑罰法規の類ばかりでなく、執務章程や訴訟手續や民事法規乃至司法警察に關するものも含まれて成文法となつて居る。此の法律も民衆一般に布告する主義でなく末文に「奉行中之外不可有他見者也」とあつて、秘密主義であつた。此の百箇條の外に徳川家康の遺言と稱するものなどを纏めた百箇條があつたそであるが、之は後代の偽作だとも云はれる位で廣く一般の準據法とはならなかつたやうである。前述べたやうに百箇條は秘密主義であつたが、刑罰を示さずして、心得べき事項は庶民に示したもので、其の方法は、月に一回とか二回とか時を定めて、名主の宅に村内の者を集めて讀聞かせたり、觸書を出したり、教科書として寺小屋で讀誦させたり、又關所、街道の追分、鄉村の出入口となる場所に高札を建てたりした。江戸時代の高札は慶長以後慶應四年まで掲せられた。有名な天和二年の高札は五枚で其一枚には「忠孝をばげまし夫婦兄弟諸親類にむつましく召仕の者に至る迄憐愍を加ふべし若不忠不孝之者あらば可爲重罪事」といふのを第一條に

以下七箇條に忠孝敬愛勤儉を獎勵し強請盜賊博奕喧嘩口論等に關する禁令が定められてある。京都では三條の橋畔に、江戸では大御高札場が日本橋、淺草橋、常盤橋、芝車町、筋違橋、麴町の六箇所で、御高札場と稱するものが三十五箇所あつたと穂積博士の著『法律進化論』に書いてある。

百箇條は申すまでもなく其以前の法律でも倫常の道徳主義で一貫した精神が現はれて居る。百箇條の中の重大犯罪は第一公儀に對する謀叛第二主人殺、第三親殺第四關所破り、之は死刑で、死刑の最も重いのは磔刑である。若し裁判の決せざる前に犯人が死すれば其の死體に對して刑を宣告したのである。此の刑の執行方等は後に復述べるが、要するに忠孝節義を重んじたもので、從て刑の裁量に輕重いろ／＼あつたのである。公事取捌きにも三代將軍の寛永十年に「主人と奴婢との間に生じた公事は主人次第、親子間の公事は親次第、但し主人たり親たる者が非理非道なる場合は公儀に於て裁決する」と定められたのを見ても家族主義を基本とした道徳の精神で成つたものといふことが解かる。

五. 五人組制度

た時でなければ奉行所へは持出さぬのであつて、持出す場合には名主が訴狀に奥書したものでなければ奉行所は之を受理しない。名主や五人組で解決が付かぬときは原告被告は七日目に奉行所へ出頭して裁決を仰ぐのである。此の五人組制度には幾分弊害もあつたそうだが、善く用ゆれば濫訴を防ぐのみならず近隣の誼を傷けずして済むのであるから、社會組織の制度として、有つて差闘ないばかりでなく多少形は變はつても斯様な制度を復活しても宜いではあるまいか、正徳年間の御觸書の中に「欠落者主人より届有之は早速月番之番所へ可訴出候、欠落候者を又候請に立、奉公に出候請人も有之不届至極に候間左様之者有之は名主五人組遂吟味可訴出候若隱置におゐては名主五人組迄可爲越度候」といふのがある。騒落ちとか家出とかあれば主人は勿論名主五人組まで届出づる義務を負せてある。村内の小事故は村内で解決させ、何事にも共同責任で處理させるといふ處に美しい味があると思ふ。關東大震災後、借地人と地主、借家人と家主との間に起る争議を調停させる爲めに委員を設け委員は各區に出張して調停し、双方を和解させた例に徴しても、手数のかゝらぬ簡便法で訴訟費用も要せず敏活に融和させる方法

親子主従の間の争は親次第、主人次第といふやうに簡單に取扱つた此の時代に輕微な争は自治體で解決させて公儀の裁決を煩はずまいといふ趣意と、布告された法令を村民に周知せしめる爲に、出來たのが五人組と稱する機關である。即ち五人組は法令を傳達する機關であると共に、小事件を調停する機關であり、同時に警察機關でもあつた。五人組には法令を寫取る帳簿が備付けてあつて、其帳簿の前書には一般の心得事項の幾分例へば親に孝を盡すこと、兄弟睦しくすること、夫婦和合すること、村中交際を諄くすること、賭博を禁ずることその他宗教上の事、財産處分上の事などが記録されてあつた。此の當時の名主は郷内の自治を圓滿に遂ぐる爲めに能く郷村の和睦を謀り、出來得る限り其の手で結末を付けるやうにした。從て些細な事は名主に於て説諭するか叱責するか或は名主の境内の或建物に留置くといふやうな處分で、結末を付けたのであるが、享保六年の御定書に依れば公事訴訟あれば原告被告共に同町内の者であれば其町の名主と五人組が意見を加へて和解させる、又甲町の者と乙町の者との公事訴訟なれば双方の名主と五人組が立會つて意見して和解させる。それで名主が調停の見込がないと決し

があれば結構であらうと思ふ。

寛永十四年十月に達示せられた五人組制度當書は左の通りで、制度の一斑が推して知られる。

- 一 此以前被仰候五人組御念を入可相改之事
- 一 在々所々惡黨無之様に郷切に申合、常々可改之、若不届成者於有之は、穿鑿之上五人組は不及申、依其品、一郷之もの可爲曲事
- 一 不届成者に宿を借すべからず自然不知してかし候は、假親類縁者たりと云共、あやしき事あらば、早々其所の庄屋五人組迄有様に可申届事
- 一 御料、私領共に或は新田或は郷中へ請來るもの有之時は本の出所を能々相改、體成者にて、於無構は可差置之事郷中より奉公に出候者又商賣に行候共、先々落付處を庄屋五人組に知らせ罷越候様に可申届事
- 一 在々所々に盜賊もの、並惡黨於有之、急度申出へし假同類たりといふとも其咎を免し御褒美可被下候、若隱置、從他所訴人有之者、穿鑿之上、其五人組は勿論庄屋共可被行曲事、或は同類或は親類縁者等にあだをなすへきと存、不申出候有之べし。右之通存候は内々を以可申、御褒美被下其上あだを致候はぬ様に急度可被仰付事
- 一 在々所々、堂宮並山林にからまり不審成もの於見出は相からめ庄屋一郷之者、相談之上其所之地頭、代官へ可渡之、とらへ候儀、離成候はば其村々庄屋所へ可申届、御

褒美可被下候、然上は庄屋早連人を集め精を入可彌捕之、自然捕へ候儀難成候者、相墓之、落付所へ理之、彌候様可致。若開通し、見通し於令欠落は、假へ後日間候共、可爲曲事

一 在々々々惡黨有之時は鳴を可立、然は先々之村より出合、見捕へき也、御褒美可被下候。若不出合、郷中はせんさくの上可爲曲事

一 惡黨捕へ候節、地頭、代官、其所に不有合候はば、江戸へ召連、奉行所へ可差出、諸事入用、從公儀可被下候事、右在々々々惡賊有之而切々惡逆を致候事、給人の面々、御代官之輩、油斷に被思召候、堅相改之、惡黨穿鑿すへし。若令無沙汰、此後惡人於有之者、其所之給人、代官當々不念の間可爲曲事

此外御法度之儀彌念を入可申付もの也

階級的刑罰

士分のもと百姓町人とは共通した刑罰もあつたが或刑は侍、或刑は百姓町人に限るといふやうな差別があり僧侶には僧侶、盲人座頭には盲人、座頭に限つて課した刑があつた。例へば外出を禁ずるにも、百姓や町人は門戸を釘締にするとか、竹矢來を構へるとかしだが、侍は模範的階級に在るものであるから、それに

ふやうに死刑にも輕重があつて御仕置の方法が異つて居た。「鋸挽」といふのは、主人を殺した犯人を磔にする其磔刑の附加刑であるといふ説を聞いたが、果して附加刑であつたか、主刑の併科であつたか、其の點は私は寡聞にして何とも申兼ねる。其の「鋸挽」は一日江戸市中を引廻し日本橋南詰廣場にある晒場に連れて來て兩肩に刀目を入れ、竹鋸に血をつけて側に立置き、二日間晒す、握きたいと申出るときは、竹鋸で挽かせたのである。被害者の遺族、或は往來の者でも申出づれば許したさうである。「磔」は淺草小塚原、品川鈴ヶ森に於て磔に申付、科書の槍札を立てる。これは右の者斯く々々の罪を犯したから磔にしたと罪狀を記載した札である。さうして三日間は非人番を付けて置いたもの、在方の者は淺草品川に限らず惡事をした處へ差遣して磔にするといふ除外例もあつた。磔になる犯人も引廻すのであるが非科により引廻すに及ばないのもあつて、引廻すと引廻さないとは當該官の裁量に委したのであらう。

「獄門」これは牢内で首を刎ねて其首を、淺草品川で獄門にかける即ち稠衆に見せる。在方の者は惡事を犯した處へ差遣したこともある。引廻しや槍札番人の

及ばす。遠慮、逼害、閉門といふやうにし、死刑でも百姓町人は首を斬るが侍は切腹仰付られる侍が罪を犯し逃通して虚無僧と姿を變へると、逮捕を免れる。これは權現様(家康)が虚無僧は武士の隠家として保護すべきものなりといふ御掟目を頂戴して居たからだといふ、どうも疑はしい掟目であるが久しい間の因襲で保護されて居たのである。そこで侍が逮捕を免れる爲めに虚無僧となり深編笠に尺八で世を忍ぶのが少くなかつた。それで大名の間に時々困難な問題も起つたさうである。又往時僧侶が流刑に處せられると還俗してそれから島地へ遣つたといふ事である。

徳川時代の刑罰

徳川時代に新に設けたもの許りでなく前々からの仕來りのものもあらうが、徳川幕政時代に行はれた刑罰は、重いののは死刑、遠島、追放、輕いのは改易、閉門、逼害、敲、過意牢舎、その外遠慮、入墨、戸メ、手鎖、押込、過料といふやうな刑もあつて一の科罰として又は併科罰としたものもあつたが、餘り話が錯雜になるから省く。

死刑には鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、切腹とい

ことは「磔」の場合と同じである。「火罪」は淺草品川で火罪申付けられる其他前と同じであるが盜罪でなければ槍札に及ばずとしてあつた。「斬罪」は淺草品川兩所の内之を斬つた。斬手は町奉行組の若同心(この外山田淺右衛門が執刀してゐたことはよく知られてゐる)で御徒目付、町與力が檢視したものである。それから「切腹」これは士分の者で死罪に當るのに、切腹仰付られるので、自ら屠護するのである。その外に死刑に「死罪」「下手人」といふのがあつて、「死罪」は首を刎ね死體取捨て、ためしものに申付ける。それから以上死刑に處せられる者は皆其の田畑家屋敷家財共關所とあるが、關所といふは官に沒收されることである。そうなるると死刑犯人一人の爲めに遺族の生活を危殆に陥れることになるが罪の贖は九族に及ばすといふ譯かと思はれる。死刑の中で最も重いのが「磔」であるが、如何なる犯罪人が之に處せられるかといふに、主人殺し、親殺し、師匠殺し、姦婦が本夫を殺したる場合、賈金を使ふた場合、又親に對しては死に致さずとも傷害を與へたときは磔とされたのである。

江戸日本橋に晒場が在つたといふことは幼年の時から聞いて居るが、晒場は間口七間、奥行六間の筈で拵

へた小屋で、周圍に杭を樹て繩を張つてあつたやうである。其の晒場に死刑執行前の者を晒すと、本刑としては戒律を破つた何侶又は情死未遂者を毎日晒したのである。吉原の者が晒になるやうな悪事なすれば新吉原大門口で晒したといふことである。大岡越前守は享保八年二月に囚人取扱規則を發布して、晒刑の囚人は毎夜七ツ時に牢屋へ歸したものでありたいと大正六年頃法律新聞に載つて居たのを見た。此の日本橋の晒場と反對の側に「高札場」があつたやうで、此の高札は當時江戸の市民に心得事項とか禁止事項とかといふものを知らせたことは前にも述べた。其の高札は楡其他質の堅い木板を用ひ、又は鳥の子紙を貼つたやうである。其の日本橋も今より十五年も前に壯大な石橋と變つて、昔の事など思出しやうもない。次に

遠島 これは流刑であるが、中世の流罪執行方は罪科に依り、若くは犯人の身分に依り、種々異つて居たが、歳月の移替りと共に漸々變つて来て、徳川時代の執行方は能く承知せぬが、通例は流された地で開拓とか耕作とか山に薪を採り葛を取り山の薯を掘り、又は海藻を拾ひ、或は農事の手傳といふやうな業に就かせたものである。そうして衣食を自辨せしめたものであ

父子主従十三人を八丈島に配流したのが最初で、其以降明治四年までの二百六十八年間に千八百八十五人の流人を八丈島へ送つたと見える。其の内男千八百三十五人女五十人となつて居る。そうして此流人の行衛は餘程苦心して調べたと見えて、千八百八十五人の内諱は

押送途中病死	七一	過限變死	二八
自 殺	一一	島にて病死	九三一
餓 死	一五	仙島へ島替へ	一七
島より逃亡	一一五	在島中不都合	九
御 免	六八七	あり死刑	九

右の様な結末が表はれて居る。此の八丈島や其他所謂伊豆七島へ送つた流人は、貞享四年までは士分の者又は仲間若くは僧侶の犯罪人を送つたことが判かるが、其以後は總て身分や階級を問はず送つた。流罪は重大な犯罪人又重大犯でなく輕罪犯でも再三犯罪を累ねた者は遣られたのである。右千八百有餘人中の病死といふのは島地で身の終りを全ふしたもので、御免といふのは幕府の命で赦免されたものである。浮田秀家が流罪になつたのは御承知の通り秀家は關ヶ原の役に一方の巨魁であつたのが、戦に敗れて捕へられたので、其の

つたが罪の輕重で役使方が異つて居たとは思はれぬ。それで江戸から流罪になる者は大島、八丈島、三宅島、神津島、御藏島、利島即ち伊豆七島の内に遣つた。京都、大阪、西國、中國から流罪になる者は薩摩五島の島々、隱岐國、壹岐國、天草島へ遣つたものである。「公事訴訟取捌」に據れば、指圖を受けて人を殺した者、殺人の手傳をした者は遠島處分、非分もなきに實子養子を殺した者、弟妹甥姪を殺した者此等も遠島に遣つた。それから死に致さずとも殺意を以て地主を負傷せしめた家主は遠島に處せられた。十五歳以下の子供が分別なく放火したときは遠島、又子供心で常人を殺したときは其子供が十五歳に至るまで親類に預け置き、十五歳になつて遠島されたのである。此二箇條は普通の例を示したので、若し其の犯情が深慮の謀計に出たものと認められたときは評議の上其の處分方を伺出づる事になつて居た。それから辻番所に於て其處の番人が博突をすれば遠島、御法度の宗旨を勸めた出家頭取は遠島に處せられた。若し遠島中の者が島を逃けたときは其者は其島で死罪に行はれたのであつた。

八丈島に流罪 人を送つたのは警視廳の備記録に據ると慶長八年（或は十一年ともいふ）に浮田秀家秀現

罪は死に當るべきであつたが、秀家が窮して島津忠恒の下に投じて哀を乞ふた。それで忠恒之を殺すに忍びず助命を願ふたので、死一等を減じて八丈島へ流滴されたのである。其以降八丈島へ流罪人を送ることになつたらしい。正徳五年に御殿々中の繪島といふ婦人が御奉公中、宿下り又はお使に出た際に俳優生島其他貴賤を問はず善からぬ者に近づき卑猥の所業があつたので、當人は遠流となり之と情を通じた者は死罪、媒合をした者は神津島新島大島御藏島三宅島八丈島へ配流されて、其以外に情狀の輕き者或は身分に由り追放とか閉門といふやうな處分を受けた者が三十餘人に及んだといふことであるが之は著しい流罪の一例である。流罪人の護送と處遇 幕府時代には深川靈岸島の邊に「御船手役出張所」が設けられてあつて、其處から年々押送船を出したのであつた。日本橋大傳馬町に牢屋があつて、流罪と定まつた者を其處から御船手役出張所へ送り、御船手役は三宅島新島八丈島などへ配分したもので、先づ三宅へ帆船で送り、其處から八丈島へ傳送したものである。島へ着くと地役人が濱邊に待受けて居て、流罪人が着くと引綱を受ける。其の引綱を受けた地役人は各村へ割付ける。割付けるには名主

に關引をさせて之に引渡す。關の當つた名主は自分の村へ連れて歸つて、五人組へ預ける。流人の衣食は流人の自辨であつたが自辨する資力のない者には組合で給する。併し組合でも引受けた人員が多くて組合の資力が續かない場合は村内各戸へ願廻しに衣食を乞はしめる。各戸では流人の技能に應じて課役した。其業に前に述べたやうな労働である。若し病氣に罹つたときには醫師が居らぬから流罪人の内で醫術の心得のあるやうな者に命じて診斷させて、薬品は自辨であるが豫め名主が買入れて置いて渡した。死亡したときには各村の五人組で一切の費用を負擔したといふ事である。歳月が経て業務に慣れて来ると、形ばかりの小屋を拵へて、一戸獨立の生計を營ませるやうにしたもので、勿論獄舎といふ一定の設備はなかつたのです。

罪人の取締は嚴重なもので、名主年寄又は組頭百姓代と稱する者が取締役として監視したのである。流罪人に違反犯行があれば名主が其の輕重を判定して、十日乃至十五日足枷を施して罰した。情狀の重い者は附屬の小さい島嶼へ追放し、極めて重い者は名主から地役人に申出で地役人は其處分を御代官に具申して指圖を仰ぐ事になつて居た。聞く處に據れば新島の掟は

随分苛酷であつて、流罪人に脱島を謀る者があるので、之を防ぐ爲めに、船は五人以上の力を用ゐねば漕ぐことの出来ないものを作り、櫂櫓は本家に持歸つて目に觸れないやうに藏つて置くとか、或は海岸に立ちて遙に伊豆の山々を眺めて居る罪人があれば、脱走を企てたものであるとして、足枷を施して鞭打つたり或は夕暮に磯邊の船に手を觸れると忽ち脱走を企てたと見做されて殺されるといふやうな悲惨な目に遭つたといふことである。前に掲げた計數でも自殺逃亡の多いのを見ると、八丈島でも新島と大同小異であつたらうかと思ふ。甞に取扱の嚴重であつたばかりでなく、何等の趣味もなければ慰安となるべきものもなく、流罪人と島の女との結婚も許されてなかつたから自然斯様な結果になつたのであらうと思ふ。併し此の島には男子よりも女が多かつたので流罪人と通じて夫婦同様の生活をした者も少くはなかつたといふ事である。

信書物品の授受は絶対に禁止されたのではないが檢査は嚴重であつた。罪人に書狀や物品を贈るには、先づ御代官所へ願書を添へて書狀や物品を持て行く、島係りの役人が檢査して帳簿に書留め、書狀や物品には封印し、願書と一緒に願人に渡し、それを更に願人は

御船頭の宿所へ持て行き、御船頭は願書と照合して受取り、之を役所へ差出して罪人に届けたのである。罪人から差出す書狀や物品も右様の手續で扱はれたやうである。

此の三月三十一日時事新報に「三宅島の怪奇を探る」の標題で、現に三宅島に難新前の流罪人か二人生存して居つて、其の話といふのが載つて居る。それで見ると島の嶺村に二十人づつ、全部で百人御預けになつた。外に八丈島に流される流人が春に三宅島へ送られて来て秋に去つて八丈島に行く、それで島には時には百五十人位居た。流人は山の上の流人小屋に入れられて百姓の手傳ひや水汲みなどをした。島の女と夫婦になつて落ちつくのは許められなかつたが、女の方で却々相手になつたといふ事であるが、此の人は昔時の流罪人の取扱など春に聞けば、定めし興味多いことであらうと思ふ。

追放 追放には重追放中追放輕追放の三等があつて、御構場所が異つて居た。罪が重ければ御構場所が多くて、罪が輕ければ御構場所が少い。御構場所といふのは、立入ることを禁ずる場所のことで、何國とか、或は何々道筋といふやうに住居往來の自由を制限したのである。江戸で重追放の言渡をするときは其の犯人は、

武藏、相模、上野、下野、安房、上總、下總、常陸、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道筋、木曾街道筋が御構へ、此等の國々や道筋に入ることを禁ぜられた。中追放の御構場所は、武藏、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道筋、木曾街道筋、下野、日光道中、甲斐、駿河であつた。輕追放は江戸十里四方を御構へとなる外、京大阪、東海道筋、日光道中であつた。それから軍中輕に拘はらず此御構場所の外に犯人住居の國と犯罪した國とを加へて御構へせられたのである。京都で重追放の言渡をするときには右の江戸で言渡された者に御構へとなる場所の外に河内、近江、丹波の三國を加へられたといふことである。それから江戸十里四方追放といふのは日本橋を起點として四方五里宛を御構場所としたのである。若し在方の者が江戸で言渡されると、江戸十里四方の外其者の居村も御構ひであつた。

江戸拂 江戸拂は江戸を去らしめるので其他の場所は御構ひなしである。江戸拂は市郡の境界で追拂つたもので品川、板橋、千住、本所、深川、四谷大木戸を境界として其の廓内には入れない。その先きは江戸の廓外であるから構はぬ。江戸拂も追放とは稱へない

が矢張り追放刑の一種で追放刑の程度でない軽い罪に課したものである。

所拂。これは其居住の町村を退去させるので江戸の町人は居町を拂ひ、在方の者は居村を拂ふのである。

追放刑には關所の附加刑があつたが、それにも輕重がある。重追放の刑に處せられた者は田畑、家屋敷、家財共官に沒收された。中追放の關所は田畑、家屋敷だけで家財は構ひなし。輕追放も中追放と同じであつた。江戸十里四方の者又江戸拂、所拂には關所はないのが通例であつたが利欲に拘る犯罪者は田畑、家屋敷を沒收された。若し其者が年貢を納めないで居るといふやうな事があれば家財まで沒收されたのである。それから輕微な追放の仕方に門前拂と稱して品川とか千住とかいふ境界からでなく奉行所の門前から、何處へも行けと拂遣はされたのもあつた。

僧侶。には死罪遠島追放といふやうな刑罰の外に特別の刑罰として、晒、追院、退院、一宗構、一派構といふ五種があつた。晒といふは破戒の僧を拘縛して三日間、市に晒して公衆に見せたので日本橋の晒場で折見たといふ事を老人から聞いて居る。その上其僧の屬する寺に戻して、寺法に依つて處分させたのである。

受刑者の觀たる一米國刑務所 (その二)

▽……服罪

以上は獨り私が海を距て、叫ぶ遠吠ではない。各人種各犯罪の事實に即して得た實驗で、又現に十幾年未決監の看守長として、親しく多くの犯罪者に接した司獄官の等しく認める所である。彼は私の大審院判決が發表された時に

「堪、敗訴したか、不運だよ、ハハハ……而しもう御前もわかつたらう。要するに裁判は賭博なんだから、勝は勝、敗は敗だ。仕方がない。若し勝たうと思つたらウント堂を太くして、上手な賽盤打らをしてやるんだねワハハ……而しそんな金があつたら、下らん一六勝負をやめて、堅氣にならうがよい。俺は何千となく事件をこらして見てゐるが、裁判や賭博は御前達のような眞面目な人間のすることぢやないのだからなあ……」

大審廷からの訴狀は以上の如きものであるが、扱そ

追院といふのは、官で其職を解き、住居の寺へ歸るとを禁ずると言渡して、其言渡場所から拂はれたもの、退院は住居の寺を立退くべしと言渡し、且其職を解くのである。一宗構といふは其僧の現に隸屬する宗旨から除去されるので、一派構といふのは宗門の一派から除去されるのである。同宗でも派が異れば構はない。淨土宗でも幾つも派がある。法華宗でも幾つもに分れて派がある。それで同宗でも外の派に成るのは差向へないといふのである、それから

婦女。の刑罰として特別なのは、奴、剃髮、此の奴といふのは、本籍を却却し請ふ者がわれば其人に違つて下婢にでもさせたのかと思はれる。又望む人がなければ牢屋に置くのであつたそらであるが、牢屋の雜役に使つたものであらうかと思ふ。奴と稱しても往古の官奴とは異つて居たやうである。剃髮といふは、頭髪を剃つて親族に下げたもので特種の加辱刑であつたやうである。(未完)

堤 隆

れを受取つた被告はどうするか、金でもあれば辯護士を頼んで裁判をするが、貧乏人の刑事被告人にはその餘裕がない。と言つて黙つて服罪したら訴狀のまゝの刑を宣告される。是處が被告の一番苦しい所である。これに對して最近文明國では辯護官の必要も叫ばれ、又公私の社會團體で辯護士を世話して居るものも少なく、その機關のない日本では、辯護士諸君が同情と正義の念が熾んで、進んで無料辯護を引受けてくれるが、一般には官選辯護士の制度がある。だから被告としては兎も角辯護士を得て相談をやるのだが、最も要領よく四方八方に歓迎されるのは

「實はこうだ。裁判して無罪になるのが明瞭なら兎も角だがどうも怪しい。検事局と相談して安くまけて貰つてくれい」

と持ち込む。辯護士は

「争ふ積りなら僕の見込はこれだ、だが、妥協するならこれ

位と思ふ。検事と相談するよ」

と手軽く引受けて、後は兩者の公然の秘密交渉

「どうだ。裁判して勝てば勿論無罪だが、敗れたら三年と言ふ相場だから、一年で服罪せよいか、検事局ちや一年半と言ふが、判事に頼んだら一年位でよからうて大体承知したから」

「一年か、行くよ、十ヶ月行けば借金なしだ」

「そうか、ちや二三日の間に呼出すよ」

と内話をきめて、愈々法廷へ引出される。型の如く

裁判開廷の上

「服罪致します」

と言へば、検事が簡単に求刑する。辯護士が要領よく辯護する。判事は嚴かに刑を宣告する。此の時間約十五分間で閉廷。これで立派な囚人が出来上る。

以上は最も普通で、且双方共異存ない所だが、人間の欲望と四方の煽動は、そう簡単圓滿に計り事を運ばないから茲に正式裁判が行はれる。これが即ち陪審審理、常識公開裁判である。この内容表裏の實際に就ては、私が獄中で親しく實見して有の儘を書きつけた陪審裁判の公表に譲りたい。

▽……布哇の刑務所

上述の如き制度の下に、上述の如き経路をたどつて刑の宣告

から、世間が監獄の事を題にして、俺達こそ五月纏くて、面倒で仕方がないと推して知るべきである。

▽……前所長チャレット氏

布哇刑務所の現在を齎したのは、現布哇選出代議士である前の刑務所長チャレット氏である。氏は嘗てホル、警察署長として親しく犯罪檢舉の實際に通じ、ウキルソン氏が民主黨から出て大統領になつたので、布哇も民主黨の世の中となつた時、縣高等警部に拔擢されて刑務所長となつてから一九二二年(大正十一年)迄前後七ヶ年餘りも其職に在つた。其の間氏は縣會を動かして現刑務所を設立し、當時米國最新の型に則つて遺憾なき設備を整へると同時に、自分の所信の儘に新制度を實施し、受刑者からは父と慕はれ、外部からは全米の模範典獄と呼ばれて、萬年刑務所長と自他共に許して居つた。所がハーディング氏の大統領就任によつて布哇も共和黨の世となり、政黨の關係から氏は自分の建てた家と、自分のなじんだ囚人から引き離されてしまつた。而してこの一事は共和黨の新聞紙すら政争の弊として、知事の處置を批難した位であつた。所が今年の總選挙に氏は民主黨から推されて代議士の立

を受けた受刑者は、茲に刑の執行場たる刑務所へ送られる。

所が米國は極端に迄地方自治を認める國柄であるから、合衆國立刑務所には全体に適用される通則はあるが、これも各地の行刑官によつて殆んど自由に適用され、各州縣は州縣毎に行刑規則を制定し、それも行刑當事者の意によつて、随分思ひ切つた規則を試みられつゝあるが實際である。だから茲に米國各地の行刑規則を集めて、之を比較研究しても條項の上には左程の差異はあるまいが、之の實際は恐らく一つ一つに非常な差異があるだらう。特に米國人は新奇と突飛を喜ぶ性格があるので、或州では刑務所長改良を唯一政見として當選した知事もあつた位である。所が又米國人は例の自尊心と、問題にさへならなければ顧みないといふ投げやり根性で、合衆國制度がどうならうと隣の州が何と變らうと、自分は自分で平氣にやつてゐるといふ有様だから全米國としての統計は立派に出来てゐるが、統一などは求める方が無理である。それで私は茲に唯一例として布哇の刑務所の實際を紹介するに止め、他の實例は資料を集めてから記述したいと思ふ。兎角米國では裁判とか議會とかいふ、口八ヶましい事柄には大体の共通性はあつても、黙つて居る囚入生活などには當事者の思ふ儘で差支えないのであるから、日本の之れとは非常な差異があるのは免れない。現に布哇の一刑務所すら、私達のような問題の連中が入つたので、最近非常に變つて来たのは事實である。看守連の曰く

「金持やら、労働首領やら、柄でない連中がやつて来る者だ

候補を餘義なくされ、米布合併以來一指も染めなかつたといふ共和黨の布哇で、而も共和黨の時代に、米人資本家と布哇王族を敵とし、一つの言論機關と、一仙の運動費を用意せずに、孤影悄悄たる民主黨から逐鹿戦裡に打つて出た。世人は例の民主黨候補としてその落選を豫期したが、果せるかな豫選の結果は、共和黨第一候補の三分の一にも足らぬ得票であつた。當時私は未決監内に居つたが、實はこの選挙の結果が直接間接に労働者の生活を左右し、特に私の在布幾年の苦闘の成否を決するものであつただけ、殆んど絶望的な氏の當選に凡ての望を囑したのであるが、未決監内官吏と囚人とを問はず、悉く氏の當選を信じて疑はなかつたのは、感謝と同時に一つの大きな驚異であつた。看守はいふ

「堤、心配するな必つと當選するから」

と、囚人は言ふ

「若し正しい人間が布哇に居るなら」

と、斯くて本選挙期日の迫るにつれて、朝早く獄庭の隅に、夜遅く監房の中に、涙と共に祈る囚人の祈りを聞いた。

「神様、どうぞバ、バアをワシントンへ送つて下さい。

「パパは正直で、親切で、本當によい人間ですから」と。私はこの祈り聲を獄舎の中で聞く度毎に、新しい感激の涙なきを得なかつた。

幸恰かも婦人投票権の第一回行使の総選挙で、縣上下兩院議員、市郡各職総選挙の時期、市民は選挙に夢中の際、この切なる囚人の祈りは、遂に獄壁を破つて、労役場往復の車の上から、見すばらしい獄衣をまとつた囚人の口を通して、市民の耳から心へ聞え亘つた。"Send my papa to Wash'ngton." (我等の父を首府へ送れ) 幾十の囚人が護送車の中から叫ぶこの一語!!! 嗚呼たる眞面目な選挙運動だらう。直接この叫びを聞いた人、特に子を愛する婦人達は路傍に泣き、聞き傳へた人々は "Papa, Our Candidate (吾が父、吾等の候補) と心に銘したと云ふ。"

選挙の當日は来た。公定休日として全囚人は獄庭に入り亂れたが、事務室に看守長が唯一人、あはたしく電話を聞いて居るだけで、典獄から看守迄一人も姿を見せない。而し囚人は相談めて

「今日は犯則するなよ、今日逃げたら囚人冥加につきるぞ」と、

翌日から獄庭の長椅子に、氏が就職以前から勤めて居つたといふ老看守と、隙に任せて布哇刑務所の推移

「チャレットの家を建てるんだ。どうせ改築するならあの熱心なチャレットの爲めに、米國第一の完全なのを建てよう」と、議員の凡てが乗り氣になつて新監獄が出来ると思つて働出し、本監や獄舎は技師を煩はしたが、他の建物はすつかり自分達が建てた。そうして出来上つたのが現在の縣刑務所である。

新刑務所へ移つた一同は、廣い運動場で競技もやれば、内庭で音楽もやる。賣店があるから小使取りに手工を始め。活動寫眞も見るといふ有様、刑務所チーフといつたら、市中で有力な野球團、應援隊附添ひで市中の運動場まで遠征した位であつた。

而し一面脱獄逃走の率も増加して、時には一日に數名の脱獄者があるといふ有様、新聞は刑務當局の處置を批難した。其時チャレット典獄は直接新聞社へ乗込んで社長と主事を向ふに廻し

「全体誰が布哇の典獄か、他の行刑意見と行刑實際がいけないと言ふなら俺は今日から辭職するが、批評した當事者は責任もつて俺を引受けるかどうか、脱獄者が三人や五人出たらつて一々新聞で問責されるようでは本當の行刑効果が擧げられるか」

を語り暮した。今その大要を摘記すると

布哇の刑務所もチャレット氏以前は、丁度活動寫眞で見る米國の監獄と同じ事で、看守は長銃を肩にし、一寸の佇立を許されず、常に受特區域を監視警戒して居つた。囚人は獄の外を問はず、動く時には必ず列を作り、座する時には自席が定められ、許可なくしては談話は勿論、便所へも動けず、勞役場では鞭を以て追ひ使はれて居つた。

チャレット氏はこの監獄へ就任したが、最初の間は唯黙つて陳さへあると囚人の控所に時を過した。勞役所や控所に於ける典獄の姿は看守や囚人には餘り良い感じを與へるものではなかつたが、これも慣れてしまふと居なければさかしいような氣がするようになった。其頃看守監督の全部は典獄室へ呼び出され懇々訓示された後に、看守は歩器を納め、監督は鞭を取上げられて皆が丸腰にさせられた。

いつの間にか座席の制度もなくなり、運動に列をつくることも消え、騒聲が高くなれば、歌も歌ふ。遊戯もやれば將恭もさすといふ調子に、一日一日、一月一月監獄の氣分が薄れて来る。それでも典獄は不相變獄庭で微笑してゐる。

監獄移轉の問題を出した。そら運動場だ、賣店だ。圖書館だ。齒科醫室だと典獄の設計圖はまるで學校のようなもの、縣會でも相當問題になつたが、何しろチャレットが熱心に説明するので敵も身方も

と言ひ切つたので、爾來氏の在任中は刑務所問題に就ての新聞紙は注意の上にも注意して 輕卒な批評を見なかつた。氏は斯く一面社會に對して殺立したのみならず、行刑の實際に當つても強固な確信を持つて居つたので、それ程脱獄者があつても

「腹が減つたら歸つて来る」

と唯一語のみ「脱獄者の逮捕」と警察官連中が遠巻にして大騒ぎしてゐる所へ、通りがりの自動車の上から "Hallow my boy. When will you come back? (宅の子供よ、いつ歸るか) と聲をかけ、強いて捕縛しようともせずにと悠々立去つてしまふ有様、すると本人は勿論、この事聞き傳へた脱獄者は不思議に歸つて来る。氏は職を退く時に

「予の在任中脱獄逃走した者は唯一名以外皆歸つた。この一名も命があれば歸つたらうが恐らくもう此の世には居ないだらう。可愛想な事だ」

と言つたが、それは事實であつたらう。或は當時某商店から不思議な大箱が大平洋通ひの船へ積込まれたからその内容が此の一人かとも古囚仲間の話の種である

又氏は随分思ひ切つた特赦減刑の推薦をした。犯罪と法廷の内外表裏に精通した氏は、本人の性格と犯罪の事情、並に改悟の實蹟を精査して、特赦減刑の推薦に他の何人にも顧慮せず、殺人罪終身懲役を八年何ヶ月で釋放した例もある。従つて當時犯人社會では「警察も嘘、裁判も當にはならぬが、チャレット典獄の刑期には間違ひがない」との定評があつた。

氏は今や布哇選出代議士として、政黨を超越した鞏固な地盤を有し、氏自ら候補を断念せぬ限り萬年議員であるとの信任を博してゐるが、若し民主黨が天下を握る時には恐らく縣知事として治績を擧げるだらう。以下私の紹介せんとする布哇縣刑務所は斯くの如き氏によつて改築經營され、現所長レーン氏が其後を繼いだとは言へ、副典獄ニールソン氏は氏の下に副典獄として終始した人、特に縣知事の懇望によつて民主黨員乍ら其の職に止つた位であるから、大体に於て氏の創始せる組織制度のそのまゝと見てよいだらう。但し私の經驗する所に依れば、氏の刑務所に就ての形式は完全に縣監獄に凌つてあるが、その精神は寧ろ氏に師事し訓陶せられた行刑官によつて支配されつゝある

未決監即ち市郡刑務所により多く凌されてゐるよう思ふ。折角得難い行刑官を得た布哇に於て、斯くの如き状態を見る事は非常に遺憾ではあるが、上は大統領より下は囑托の屬吏迄政黨の消長によつて移動する現在の米國に於ては又止むを得ないだらう。近時布哇でも行刑官の特殊地位が問題となり、これを政争の外に置かうといふ意見が漸次社會的に認められようとしてゐるのは當然乍ら喜ぶべき事である。吾人は切にチャレット氏が再びその家に歸り、ブーノフ未決監典獄が一日も早く完備せる新監を建設して、行刑上の新計劃を完成せんことを切望する。これにつけても日本の行刑官吏が全然政争の外に超然たる事を國民として祝福する。

江州彦根に清涼寺といふ井伊家の菩提所がある。此所の漢山和尚といふ什職が、或る日灸をすへてゐた。すると近處で干支學を信する者が來て今日是不淨日故、灸をすへる事はお止めなされと忠告した。和尚はサワカと云つて止めたか、やがて其の人が歸ると又灸をすえ始めた。小僧が「和尚様、今日は不淨日だと云ふではありませんか」と云ふと、すました顔で「ナニ、不淨日は最早歸つたよ……」。

海外
時報



死刑是非

紐育の死刑廢止同盟

アメリカに於ける死刑については是非の論は紛々として定まらぬのであるが、シダグ・シダグ刑務所の典獄ローズ氏は、初めて電殺の執行(Electrocution)に立會つてから、死刑(Capital Punishment)の有用を疑ふに至り、遂にアメリカのみならず、更らに歐洲に於ける死刑に關するあらゆる事實を調査するに至つたのである。この報ふべき經驗を味ふ以前には、血獄(Live and Die)も或種の犯罪に對する極刑の賦課を社會を防護するために必要であると信じてゐたのである。然しながら調査の結果、終に「死刑は試みられ、評價せられ、而して後欠くる所あり

るを發見せられ」たことを信するに至つたのである。彼は「死刑廢止同盟」(League for the Abolition of Capital Punishment)の實行委員長である。此の國民團體は今やニューヨーク市に於て、會合に演説に運動を開始し、首府ワシントンに於ては下院委員會(Congressional committee)の側にも其無言を演達したのである。此の目的を實現せんとする法案はアルベニーに於てもワシントンに於ても議會に提出せられたのである。此等の動議は、「各州が人間の愚劣さのこの明かな證據を中より除き去り、新光明に浴するに至るまで」繼續せらるべき十字軍の開始を標示するものである、とは、ニューヨークのレヂスタ紙の云ふ所であるが、他の諸新聞紙は、死刑の問題は甲乙是非で容易に決せらるべきものではないと注意してゐる。

吾人の知る所によれば、合衆國には年々一萬件の殺人罪が行はれてゐて、しかも之に對する死刑執行の

数はたゞ百件を越ゆるこ一僅かなるに過ぎないのである。死刑に處せらるゝものは大部分青年で、十六歳より二十四歳の間に在る。今日猶ほ死刑を執行してゐる四十州中、十五州は電殺を用ひ、二十三州は絞刑を用ひ、ユータ州は銃殺殺戮兩者の中犯人をして其一を撰ばしめ、ネバタ州は死を致すに瓦斯を用ひてゐる。前記の死刑廢止同盟によつて出版されたパンフレツトによると、歐州の十三箇國に於ては死刑は既に已に廢止せられ、他の三ヶ國に於ては、法典中には規定されてゐるけれども、強制はされないものである。尙ほ、南アメリカの三國、中央アメリカの三國、メキシコの三州、並びにニュージーランドに於ても已にアポリツシユ(廢止)されてゐるのである。更らに、合衆國の八州は已に死刑を科さないものである。パンフレツトは左の詳細な表を掲げてゐる。

死刑を廢止したる歐州諸國

國名	廢止の年
Denmark	一八四〇
Portugal	一八七〇
Holland	一八八八
Italy	一九〇二
Norway	

他の國々

New Zealand	一九二五年死刑廢止
South America (南米)	ブラヂル、メネズニラ、及びアルゼンチアは已に廢止
Central America (中米)	コスタリカ、コロムビア、及びホンデュラスは已に廢止
Mexico	キヤムペシ、ユカタン及びペプロの諸州は已に廢止

合衆國

ミシガン	一八四七年廢止
ロード・アイランド	一八五二年
ウイスコンシン	一八五三年
カンサス	一八七二年
メイン	一八七七年
ミネソタ	一九一一年
ノース・ダコタ	一九一五年
サウス・ダコタ	一九一五年
オレゴン、ワシントン、アリゾナ、及びミツソリーの四州	一時死刑を廢止したりしが、一九一八年再び之を復興したり。

Denmark
Portugal
Holland
Italy
Norway
New Zealand
South America (南米)
Central America (中米)
Mexico

（瑞西の十五州 (Canton) は已に廢止し 七州は尚ほ之を存す）
（尙ほ舊法律の下に在ても婦人は死刑を執行せらるゝことなかりし）

死刑を法典中に規定せるも錯いて用ひざる國々

France	一六二六年—一九一八年
Finland	刑罰不用九十二年
Denmark	一八九三年—
Belgium	刑罰不用三十三年
Yugoslavia	刑罰不用三十年

（註）（歐州諸國中君主に危害を及ぼすもの及び國事犯に對しては、死刑を科するもの多し。）

この新しいリーグの死刑反對の第一聲は一月卅一日夜(土)ニューヨークのウオラツク劇場で揚げられたのである。シング・シングの典獄長ローズを切めとして、Clarence Darrow (有名な辯護士)、Dudley Field Malone 及び Kathleen Norris の諸氏、交々熱辯を振つたのである。ニューヨーク「タイムズ」紙によると、演説の大要は次のようなものである。

ダロー氏の曰ふ所によると、人はいづれも悉く機會的の殺人犯者 (Potential murderer) なのである。その敢て人を殺さざる所以のものは、只だかゝる習慣がないまでである。而して、世人は已に殺人犯を生せしむるが如き誤れる教育によつて養はれる悪習慣の除かざるべからざることを感じてゐるのである。現在に於ては、教育は如何にして生くるべきかを教へないのである。

氏は曰ふ。死刑は殺人犯を防止すべしといふ舊來の觀念は誤つてゐる。何となれば、殺人は詮じつむれば、一は強奪又は夜盜を行ふに當つて逮捕を逃かれんとするもの、他の一つは情事より生ずる憎悪に出づるものと二種となるもので、第一の殺人犯は死刑を以て之を防止することは難いのであつて、只だ教育に待つのみである。第二のものは何物と誰之を防止する能はざるものである。合衆國に於ては、年々只だ僅かに百人の殺人犯者が死刑に處せらるゝのみであ

る。これ等の偉大な人の生命を奪ふことによつて文明は救はるゝものではない。

マローン氏は國家も個人と同じく人の生命を奪ふ權利は有つてゐないのであつて、且つ、犯罪を減ぜしむるの道は刑罰を増すに在りとの一般の意見は一箇の誤譯であつたと説いてゐる。ノリス女史は、婦人代表者として死刑に反対し、婦人は殆んど一人として之に反対しないものはないと宣言してゐる。血獄ロズ氏は、自ら死刑の無用を信するものであることを述べ、之に代ふるに終身拘禁を以てし、且つ少くとも二十年刑に服せらるにあらざれば決して刑を輕減すべからざることと提唱してゐる。たゞ氏の之に對して恩赦を認むる唯一の例外は、新證據の出でた場合のみである。

クラレンス・ダロー氏は集會の翌日下院の委員會の前で前説を主張し、死刑の決して犯罪者に對して防止力を有するものにあらざることを陳述した。「イングラッドに於てすりを働いたものを死刑に處してゐた時代には、人をして犯罪の結果の恐るべきを諸み自ら戒しめんが爲めに、高い丘の上で死刑を執行したものであるが、處刑臺の周囲の非集の中には何時よりも一番拘捕が多かつたとの事である。」とは其時のダロー氏の話である。

この新しいリーグは今年より先づニューヨーク州の

が多くの人に信ぜられつゝある」と曰つてゐる。「現在は殺人犯は殆んど流行物になつてゐる。此際、一般公衆は此の特殊の犯罪に對抗すべき凡ての法定の防禦法中の最も有力なるものを廢止しようとする人々の論議に熱心に耳を傾ける氣にはなれまい」とはニューヨーク州の死刑廢止に斷乎として反対するシラキエウズの「ヘラルド」紙の言明する所である。「殺人を行ふものがなくなれば、死刑は自然に廢止せられるだらう」と、パフワローの「エクスプレス」紙と「スター・インクワイヤラー」紙は冷かしてゐる。

死刑は殺人犯を防止し得ないと論ずるものに答へて、パフワローの「タイムズ」紙は「處罰が犯罪の如何なるものに對しても絶對の防止力を有つてゐたことは未だ嘗つてないのであるが、しかも一國の政府が罪を犯したるものを處罰するの權限を棄てるといふことは考ふべからざることである、といふことも等しく言はれ得る所である。」と論じてゐる。「罪」波がこのアメリカを掃蕩しつゝある今日、死刑廢止の運動を開始するのは、恰も門戸を開放してをきながら家宅侵入を攻撃するのと同じ程度の賢しさである」とはトロイ市の「レコード」紙の曰ふ所で、更に進んで、

一般市民並びに州議會の賛同を獲んと努力を集中してゐるので、ニューヨークの諸新聞紙の反響を聞くのは特に興味が多い事である。諸新聞紙中にリーグの運動に同情を有つてゐるものには、先づオーバーン・プリズン所在地のオーバーンのシタイズン紙がある。同紙は曰ふ。

「我等はオーバーンに在つて死刑執行の有害な結果をよく知てゐるのである。吾人は執行に列する義務あるものにも、たゞ其の場に在つて之を視るものにも、その結果は單に害惡であつたことを知つてゐるのである」と。

「立法に關する全ての傾向は死刑を避くるに在るようである。死刑廢止運動を促進させる爲めには、審理判決の手續を迅速にし、有罪者をして實際に十分な刑に服せしむるのが最も確實な方法であらう」とは、ユタイカの「プレス」紙の曰ふ所で、エルマイラの「スター・ガゼット」紙も同じ點を力説してゐる。

「大抵の場合直ぐに發砲する or fire ready practice」バンディットが余りに多いから、今はこのリーグの運動の時期としては頗る不利であるとは、ニューヨーク・タイムズ紙の所論で、同市の「サン」紙は、「實際に必要なのはむしろ一層多くの電流椅子だといふ結論

「彼の世界戦争の如きものを寛容してをき乍ら、謀殺犯に對する死刑執行に慄へ上る文明は、狂人の道徳を採用してゐるのかもしれない。犯人に餘りに多くの同情が注がれ、犠牲となつたものに對しては餘りに少なすぎるのである。現在の如く、平氣で殺人を行つたものが、老練な辯護士が巧みに放免をかも得るに成功するまで僅かの時間刑務所へ行つてゐるのを許容してをく社會では、死刑廢止の説から、以前に我等はむしろ死刑の不道徳と無用とについての一層多くの證據を示される必要がある。」と説いてゐる。

ブルックリンの「シタイズン」紙の曰ふ所は次のようなものである。

「現在ニューヨークには死刑の廢止について語り得るような一般の感情は認められないのである。むしろ反對に、ピストル強盜 (gunman) によつて行はるゝ殺人の目を追ふて此しきを見て、公衆の感情は此等の殺人犯者を迅速に死に處する方法を求めてゐる位である。

アメリカに於ける弊害は、有罪の宣告を受けた殺人犯者に於て絞首臺や電氣椅子まで行くもの、其だ少いことである。大部分は、アメリカの訴訟手續の組織のために、巧みに死刑を逃がれるのである。死刑が殺人犯を防止するに成力しなかつた他の理由は、殺人の行爲と殺人犯者に對する私人の訴訟の終局判決との間に其しき時の遷延の存することである。ダロー氏其他の廢止論者は死刑に暴ふるに終身拘禁を以てせん

とするのであるが、これも所謂懲身刑者の刑期が軽減せらるゝ風を眼前にしては一箇の妄想到過ぎないといはなければならぬ。

(Literary Digest, February 13, 1926)

かんごく 改良家 チオン・ハワード

誕生二百年祭

(The bicentenary of the birth of John Howard, the prison reformer)

先週(一九二六年一月第三週)かんごく改良家チオン・ハワードの誕生二百年祭はロンドンのセント・ポール・キャシードラルで行はれた。これは便宜の處置で、實際の誕生日より九ヶ月早いのである。彼は一七二六年九月二日ロンドンのハックナー教區で生れたと信ぜられてゐる。然し生年月も出生地も確かなことは分明してゐないのである。ハワード自身は一七二六年にローワー・クラブトンで生れたと信じてゐるらしいけれども、一七二七年エンフヒールドで生れたと思はれ

る證據があるのである。彼の傳記家は一般にセント・ポール寺院に在る記念碑の銘を唯一の出所として受取つてゐるにも拘らず、ローワー・クラブトンをハックナーの一部と心得てゐるのである。

四十六歳になるまで、ハワードは己の慈善事業をベッドホードシャーに於けるカーデイントンに割つてゐて、極めて平穩無事な生活を送つてゐたのである。彼の所有に屬する模範貸家とその借家人とで悉く満足してゐたのである。下水道と上水の供給とは彼の熱心に研究した所で、且つ、氣に入らない家族従者に對しては非常に嚴重な態度を保持してゐたらしのである。然し、こんな平穩無事な彼にも冒險とも稱すべき出来事はあつたのである。彼は或る事のためにその恩に感ずる餘り、二倍も年上の女と結婚し、次で彼女の死後大陸旅行の途次フランスの捕獲免許の武裝私有船(Privateer)に捕へられて、フランスのプレストに拘禁せられたのである。

この最後の經驗が彼の生涯の事業たるかんごく改良に心を向けしめた原因だらうと想像せしめるのは、甚だ自然な事と思へるが、そんな事實は毫もなかつたのである。ハワードが公共の爲めに力を致すに至つたのである。

はハッドホード州(County of Bedford)の執行官(High Sheriff)に任命された直接の結果であつたのである。就任第一回の巡回裁判(Assize)に於て、彼は無罪放免となつた刑事被告人か獄吏(Gaoler)並びに執行吏(Deputy)に手数料(Seque)を支拂ふまで再び獄に下らなければならぬ、といふ事實を發見して愕然たせざるを得なかつたのである。一箇所のかんごく(Gaol)に關係してゐる者共がある手数料を生活の資としてゐることを知つて、前記官吏に給料の支拂はるべきものなることを州々の治安判事に提議したのである。州に經費を負擔させることになるので、判事は前例の有無を示さんことをハワードに求めたのである。そこで、彼は前例を捜がすために、騎馬で近接諸州を巡歴したのである。不幸にしてその目的を達することはできなかつたけれども、爲めに彼の眼は未だ嘗つて豫期してゐなかつた驚くべき弊害の蟻まれるのを面のあたり見たのである。

かくして、イングランド及び歐洲大陸を通じて十六年の長い旅行が初まつたのである。これが、自ら好んで「狂人チャック・ハワード」(Mad Jack Howard)と稱したハワード其人を改良家の先頭に置いた所以な

のである。プリズンに關するハワードの多くの發見は茲に其大略を述べるだけでも容易な業ではないのである。十八世紀の小説を讀んだものは何人もプリズンに關するこの驚くべき發見を容易に想像し得るのである。宗教上並びに道徳上の硬い文學には眞相の語られるのは甚だ稀れであるにも拘らず、小説には偶然のチャンスで眞相が物語られてゐるのである。到處のプリズンは肉體並びに精神に關する醜穢な事實で満たされた檻牢として現はれて來たのである。其處では、暴虐は訓練に取つて代り、一方に於て全然自由を奪はれてゐるがと思へば、他の一方では忌むべき淫らな放縱さへ容されてゐたのである。就中、イングランドのプリズンは殊に甚しく、多くの他國のプリズンに劣つてゐたのである。ハワードはフランス、フランダース(伯)、和蘭等に於て行刑施設の稱讃すべきものを見出した場合には、之を稱讃するに毫も躊躇しなかつたのである。

その目的の一意改良に在つた彼の視察の誤つてゐなかつたことは、後來に至つて十分に證據立てられたのであつたが、然しながら、當時のハワードが行刑組織の革めらるゝを見て、何故にしかく喜んだかは、現代

の我等の必ずしも克く理解し得る所ではないのである。この困難は、恐らく現代の世界とハワードの世界との距りを語るものであらう。

バステイユと宗教裁判

ハワードの入り込めなかつたブリズンは寧ろ何もなかつたのである。かのごく内部の視察のために彼に與へられた便宜の餘りに容易なりしは、むしろ人を驚かしめる位である。只だその秘密を保ち得たのはフランスの Bastille の牢獄のみであつた。(註) バステイユは昔時フランス巴里の南郊に存せし城砦にして、長く牢獄として、使用せられ、ルイ十五世の時に至りて殘忍暴虐其極に達し、國民怨嗟の府となりたり。一七八九年七月十四日革命發するに及び、巴里市民の終に武器を執つて起つや、萬口期せずして一齊に、*Barricade* *title, a Bastille* (バステイユへ、バステイユへ、)と叫んで、此の城砦に向ひし程なり。「バステイユの奪取」(The taking of the Bastille) はフランス革命史を讀むものゝ常にその壯烈を嘆稱して己まざる所なり。「余は強く城門をたゝひて、直ちに守衛の前を突つ切つて、城の入口の前の上げ橋の方へ進んで行つた。然し、余がこの暗い物凄い橋へをながめてゐる内

ある。ツウロンの要塞に入り込むためには、顔から見ても姿から見ても困難に違ひなかつた、巴里のしやれ者に身を扮したのであつた。巴里では或る日黒いコートを着た、劍をさげて、大きなマツフの中に手を入れた不思議な男がハワードの寢室へ這入つて来て、突如驚くべき質問を初めたのである。讀者は此の男こそ眞箇の巴里のしやれ者だらうと待ち設けて居られるかもしれないが、しやれ者處かこれこそ眞箇のスパイ(探偵)で彼は危く逮捕を逃かれたのであつた。

ハワードの眞面目な性格や氣質を知らないで、以上の事實其他瑣細の出來事をだけ考へると、ブリズン・リホーマーもメロドラマ中の一箇の人物としか見えないのであるが、何人もハワードの様な旅をすれば、色々な事件に出遇はないわけに行かないのである。最後のアドベンチュアも他と似たものであつた。彼はロシヤの軍事病院の狀況を視察中、南部ロシヤのケルソンの近くで死に襲はれたのである。彼は茲に葬られたのである。

葬儀の盛んなりしこと、見物人の多かつたことは、彼も以て瞑するに足りようと思ふ。彼の墓の上には日時計を刻んだ一塊の大理石が建てられた。今も立つてゐ

に一人の士官が非常に驚いて出て來たので、余は己むなく依然黙つて立つてゐる守衛の前を通つて退却しなければならなかつた。そして、一度この城壁の中に閉ぢ込められたものゝ、再び得ることの殆んど不可能な自由を取り返したのであつた。」と、彼は自ら語つてゐる。深く信する所あつて、決然進んで行く一箇の男の活寫ではあるまいか。

異教徒審判廳 (The Inquisition)

では、彼は上首尾であつた。彼のスペインに於ける遊歴中、その管轄に屬する處々のブリズンでは賓客として迎へられ、審判廳の判事は彼に拷問の方法の二三を説明してくれたのである。但し、囚人として採用してもらいたいといふ彼の希望は容れられなかつた。身親しく審問を受けて見たいといふ好奇心は、終に檢役所の檢査を受けるために、不健全證 (fool brain) を持つて、船でスミルナからヴェネチヤまで彼を運んだのである。途中チヌエス (Cinues) の私掠船と「爽快な小ざりあひ」(smart skirmish) があつたが、無事にヴェネチヤの檢役の試験を受けて實情を知るを得たのである。

バステイユの失敗の外に、フランスではハワードはかのごく入込みの問題で尙ほ幾多の冒險を試みたのであるかもしれない。ラテンとロシヤ語で次の銘が記されてゐる。

John Howard,

Whoever thou art, thou standest at the tomb of thy friend.

(何人なりとも茲に訪れるものは、友の墓に立つてゐるのである。)

(The Times Weekly, January 28, 1926.)

◇働いて疲れぬ研究

仕事が増えなつたとき、疲労といふ言葉を聞かぬ。此疲労を癒やすには休息すればよいと云ふ、然し之は時間の上から云ふと不経済である。故に米國國民安全會議が最近出版したバムフレットの「疲労軽減の實際的方法」と題するものがある。それを見ると、疲労を防ぎ寧ろ筋肉の努力を増加せしめん事を考へて居る。それは職工の椅子やその他の設備を改善して無用なる疲労及防禦反動を減ずることを考へ、これを疲労排除と呼んで居る。それと今一面には其疲労を休息によつて癒するかばかりに休み時間には其自己運動をやらせる、即ち休む時間の代りに職工なれば自己の作つた品物の運搬、次の工場とか置場へをやらせるのである。さうするとその運動によつて疲労が恢復されるばかりでなく、又一方に仕事の能率を増すことにもなる。つまり仕事に變化を與へる、それと其仕事を愉快にやらせるのがこれの豫防である。

樂な仕事でも單調な仕事は倦きが来る、苦痛を感じる、疲労を生ずると災害を伴ふ。(能率大講座)



人の性

山岡法學博士

人間には闘争性がある。この闘争は到底避け難いものとせねばならない。闘争を區別して考へて見ると、利害による衝突と、感情による衝突があり、直接行動によると、間に介在する者例へば仲裁人とか裁判所とかを介せしむることがある。又消極的闘争（ストライキ、怠業、不買同盟等）と積極的闘争（工場破壊等）との如きがある。即ち此等の色々な現はれ方に於て今

日の闘争は行はれてゐるのである。

近時流行の階級闘争説は人間社會のことを萬事闘争によつて結着するものゝ如く考へ、歴史は闘争の反覆、即ち自由民對奴隸、貴族對平民、領主對農奴等、壓制者と被壓制者との關係は、闘争によつて終始し、更に今日の勞資兩階級のこと、闘争によつて結末が着くものであるとすることは、果して如何なるものであらうか？ 到底偏狹の議論を免むことは出来まい。

我々は人間に其天性として融和性の存することを信ずる、即ち我々の見る所によれば、人間には本能として融和性を存し、經驗によつて一層之を訓練し、實生活の上にもその働きを示してゐることは事實であつて、何人云へども此の事を否定し得ない。この融和性なるものは、人間社會に於ては、特に力強き作

用をなしてゐる。即ち家族初め民族、進んでは國家、その他一性の發現ならざるものはないのである。かくて私は人間の生存に於ける融和性、それより来る人間の相互扶助は、最も尊むべき所の相互扶助であると信ずる。我々人間社會に於ける闘争なるものは、生存競争上の事實として存するものであるけれども、人間を益々向上せしめて、理智に導き、融和性を充分に發揮せしめて闘争を超越せんことを念願するに至るのである。即ち我々は何處までも理智の向上と神意への接近のために努力することが肝要であると信ずるものである。【宇宙】

日本の新使命

幣原外務大臣

國家が自己の生存發達のみを

念とした時代には、紛争は武力を以て解決せらるゝを常とし、紛争發生に當り、若し各國民が依然として平和解決方法を講ずることなく、感情の迷るに於ては、人類は遂に永遠の争闘より免るを得ず、世界は宛然修羅場に外ならぬであらう。凡そ一國の權利利益は、他國の合理的立場を無視せざる範圍に於てのみ、真正且永遠なる存在を許さるべきである。相互尊重の精神の上に立つことなくして文明の永遠なる進歩、人類の正當なる幸福を期待することは不可能である。

翻つて惟ふに、我國は歐米諸國とは異なる歴史傳統を有し、人種、習慣、文明同一ならざるため、従來もすれば世界各國の方面より種々の誤解を受けたが、今日の事態は變化して我國民の有する崇高なる精神と、世

界の平和進歩に貢獻せる業績とは、漸く列國の認識諒解する所となつた。吾人は最早東洋の一隅に孤立して自己單獨の生存のみに眼界を局限し得べきに非ずして、全世界の平和、全人類の福祉に對し重大なる發言權と責任とを有するに至れるものなることを銘記する必要がある。【弘道】

民族固有の宗教を捨てるな

大谷 尊 由

私は今回の巡遊中ニューヨーク市においてユダヤ人にして非常な勢力あるドクトルワイズ氏を訪問したがこの際の私の問に對して返答されたワイズ氏の言葉は極めて興味ある問題を示して突いたのである。即ち私は氏に向ひユダヤ人が世界到處で嫌はれ其だしき迫害をうけてゐる

るにも拘らず到る處に成功しこのアメリカに於ても牢固として拔くべからざる勢力を扶殖してゐるのはその根本は那邊にあるか實は我が日本人にありても御承知の通りカリフォルニアハワヰイ等においては極端なる不平等的差別的待遇をうけて困つてゐるのであるからこの點に關して承はりたいたと云ふ旨を以つてしたのであつた。於是ワイズ氏はツト立上りて私の手を執つて曰ふ今日まで日本人には随分數多く面接したがこんな要點に觸れた質問を受けた事は未だ曾つてその例を見ない實に今において始めてこれにお答へする事が出来るといつて非常に之を喜び口を切つて曰ふには、それは至極簡単な事であつて僅かに一言にして足りる事である即ち彼等にしてその民族の宗教をすてるか捨てざるか、この二つによりて定まるのである。ユダヤ人は

決してその宗教を捨つる事はない。此之あるによつて始めてこの盛大を見ることが出来るのである。かるが故に、日本人にして若しその宗教を捨つる事なくば、現在はいかにも苦境にあるとしても將來は必ずや成功を期する事が出来るであらう。宗教を捨てざればそこには民族の自信ある根底が確立せられいかに排斥され抑壓されても何日かには必ずこれに打勝つ時期が到来するのであるからその民族の宗教を捨てるか捨てざるかいつまひその國民の他の外國においてその地歩を占めるか否かを決定する最重要なる中心點であるといつては大いに味ふべき言葉であると思ふ。【臺灣日日】

交通事故と精神病

金子 準 二

何故に交通事故によつて精神病に屬する病的強迫觀念所持者が出来るか、その心理的説明には大體二つある。何れにしても、神經衰弱又は神經質のごとき素質が發病の前提である。その一つは交通事故に出會經驗し、強い衝動を受けた追想から出でた恐怖心が、遂に病的まで昂進するものであつて、分類すれば交通事故性神經精神病的の追想型と云ふべきものであり、他の一つは交通事故を自己に經驗しない神經衰弱病者、或は神經質者が事故の新聞記事等に接し、それを極めて危険であると過當に評價したその判断から出發して、病的に成る交通機關を恐怖するのであつて、交通事故性神經精神病的の判断型とも云ふべきものである。

交通事故性神經精神病的の二型の何れの病型に屬しても、其發病の基底を成して居るものは恐

怖心である。加之素質者に於いては、恐場症(Conspicuity)を發して、交通事故のあつた場所は不安で絶対通行し難くなり、若し道順上便利の時に、更ニ々道路を迂廻するに至り、更に甚しきに至つては、一つの交叉點の交通事故の目撃から悉くの交叉點に對してまで、病的に極度不安を生ずることがある。之れ亦恐怖性精神病の一つである。【自警】

經濟と道德

留岡 幸助

今日社會は金！金！と云ふが、人格や道德といふ事を餘りに考へない所に現代の大いなる缺陷がある。甚しき經濟の缺乏から經濟を呼び過ぎ、經濟を役立たせる根本の道德を顧りみない。道德上には少し位は缺陷があつても、其れ程大切なることを痛感しない。従つて道德を輕視する様になる之が大なる錯誤

である。そこで孔子は「財は末なり徳は本也」と鐵案を下した。この根本問題が決つて来なければ、如何ほど生産を盛んにしても外形の文化を取入れても、人類に眞正の幸福を潤澤ならしむることは出来ない。ラスキンは社會經濟の三大原則を左の如く説いて居る。

- 一、正直なる勤勞
- 二、公正なる分配
- 三、賢明なる消費

正直は道德で勤勞は經濟だ。公正なる分配の公正は道德で分配は經濟だ。賢明なる消費の賢明は道德で消費は經濟である。丁度經濟と道德とが一つになつてゐる。マアアチアチアチ、エココノイの盛んに唱道せられてゐる英國にラスキンは道德と經濟とを眞に一致さす點から經濟唱道ししたのは實に卓見と云はねばならぬ。日本人はどんな事でも西洋へ

なし、日本人の云つたことを祖述すると古臭いやうに云ふのである。けれども我が日本には善いことは澤山ある。ラスキンの説である云へば感服するが、ラスキンより三十歳餘も年長の二宮尊徳が社會經濟の四大原則を説いて居る。二宮尊徳は文化文政天保にかけて盛んに道德と經濟とは一致併行しなくてはならぬと唱道した。之はラスキンより先鞭を踏いたのであるから我國の誇である。而かも尊徳は自分の主張する道德經濟併行の道を實行したのである。

二宮尊徳の社會經濟の四大原則と云ふのは、

- 一、至誠を以て本とし
- 二、勤勞を以て主とし
- 三、分度を以て用とし
- 四、推讓を以て用とし

その至誠と推讓、勤勞と分度互に能く並行して茲に富が生じ道德が力強く實行されるのである。【人道】

舞蹈の生活化

永田 龍雄

日本人の多くは座する國民である。従つて「脚」の舞蹈をもつてをらぬのである。手ぶらの踊りのみがそこにある。優美であらうが因循姑息の姿態しかなく、情熱的に手の舞ひ足の踏むところを知らずといふやうな舞踏本來の精神である舞踏は今日わが國の郷土舞踊においてのみ見るのである。然しその大部分はまだ埋もれてゐるのである。日常生活にまで郷土々々の舞踊が融合するはなかなかに難事である。一大先覺者が出てきて鼓吹せぬかぎり、單なる「保存」といふ博物館精神のみになつてしまふであらう。盆をどり、祭禮、かゝる時のみその郷土舞踊がよほされるのでは、わ

たしはだめだと考へる、これを日常生活化させるまでの努力が必要である。卑俗といはれる安來節、あの程度までに郷土の舞踊の民衆と接觸の機會のしげからむことを私は望むのである。郷土舞踊復活のよるこぼしいことをかえてゐる今日、その舞踊を單に日の目を見せたゞけでは初らぬ、その良き藝術的のものは舞台化し、或は日常化して、我等と親まねば、その復活も無意義に近からうと信ずる。今日復活紹介されてゐる郷土舞踊には日本人らしき剛健にして素朴、且美の姿を所持してゐる。蹴球舞踊の如き佐賀の面立の如き越中の舞踊の如き、みな藝術的にもすぐれ、世界のいづこの舞踊に比してもはづかしからぬ立派のものをもつてゐるのである。【東京日日】

綱紀肅正

思想善導の實現

河原榮次郎

凡そ法令は我國體並に我社會組織を尊重するの下の於て能く被治者の利害を調査せられ取引關係、營業繼續其他遵守に堪ふる方法を執り茲に始めて社會の實情に適する也。其社會の實情に適したるを形式實質上完備なる法令と稱するなり。而して治者は法令を勵行せられ被治者は之れを遵守し而かも悦服して官民調和するは所謂民衆化して法治國の美質なり。所謂我社會の善良の風俗、人情の優美を尊重する所以なり。法令の規定に關し深甚の注意を要する所以實に茲に存するなり。斯の如くして始めて朝野政客の常に高唱せらるゝ所の綱紀肅正思想善導の實現を期し得べきなり。

凡そ法令執行の目的は直者善者を保護し、曲者惡者の輩出を豫防し又之に相當の制裁を加ふるに存り、若夫れ法令の執行に關して正邪曲直是非善惡を混同し顛倒するが如きは、思想は益々惡化し朝野政客の常に苦

自然に歸れ

大原 性實

眞實の意味に於て宗教は「自然」に歸することを教ふるものであらう。「自然」の意義に通過して、「自然」の運行に信憑するこそ宗教的情の境地であらう。吾々は自然に培はる、自然に養はれつゝ、しかも自然を冒瀆し、

自然に反逆し、自然を忘却せんとする。かくて吾等は空中に樓閣を造り夢遊病者になり果てゐるのである。釋尊の宗教はその降誕、成道、入滅に於て象徴せられ給ふ如く自然の宗教である。人類をして粉飾せられたる迷夢より醒めしめて、その自然原始の姿に立歸らしむることより外にその教説の眼睛はない。轉迷開悟といふも拔苦與樂といふも眞の意味に於て人類の歸する事を意味するのであらう。天上天下唯我獨尊の自覺は即ちこの自然に歸るの自覺である。自然に歸るとは自由境に入ることである。絕對自由の心境に住することである。故にこの境に入るるときは有無、一異、斷常對無我に住することから出て、無我的聖者として法輪を轉ぜられた。一切群生はかくして自然の大悲愍のうちに攝取せられ救済せられることが出来るのである。【護國時報】

作業經營を考察して

渡部新平

一、作業賦課の現状

受刑者に對する作業の賦課指導は監獄法及監獄法施行規則の定むる所なり、而して之を實際に施行するに當ては、須らく就業者の個性境遇を省察せざるべからず。故に當所に於ては、受刑後、ヶ月間之を獨居房に收容し、其の間各主任をして、本人に就き左記事項を考査せしむ。

- 一、生育の状況
- 二、家庭の状況
- 三、犯罪の原因
- 四、性質
- 五、行狀
- 六、教育
- 七、貧富
- 八、特技

九、入所前の職業收入及其の使途

關係を省察する必要あるは言を俟たず、然るに刑罰に適するもの必ずしも經濟に利あらず、經濟に利あるもの動もすれば民業と扞格す。殊に受刑者の分類、階級處遇の施行に依り、作業場の統合齊一益々困難なるものあり、之れ刑務作業の振はざる所以にして、一般生産業者の營利を本位とし操業の單一化と作業條件の標準化に依り、能率の増進を企圖するものと、其の選を異にする所なり。若し夫れ自由刑の本旨たる矯正訓練の目的を達せんと欲せば、盛に官司業を擴張し、各種の業種を設くるに若くはなし。然れども之れ只だ言ふべくして行ふ能はざる所にして、其の程度自ら限あり。殊に之が爲整理の繁雜と多額の資金を要すべく、受負業、委託業は整理簡約にして、製品販路の懸念なしと雖、刑罰の本質に於て前者に一籌を輸し、互に一長一短あるを免がれず、故に其の孰れを探り孰れを捨つべきかは宜しく各地方に於ける經濟事情に従ふを要す。即ち物資の需用無限の地方に於ては官司業を經營し、機械工業を奨励すべく、需用家の目覺めたる地方に在りては製品の規格等一、標準製作を爲すも亦可なり。而かも漫然之を辟販備額の地に施行せんか、機械工業は忽ち民業を壓迫し、製品の標準化は顧客の個々別々

- 十、釋放後從事せんとする志望職業
- 十一、身体發育の經過及健康狀態
- 十二、精神狀態
- 十三、惡癖
- 十四、犯罪に因り習得したる物の處分
- 十五、其の他考査と爲るべき事項

斯くて期日に至れば、會議に付し、適性考査の結果に基き、行刑諸般の方針を定め、法定條件を參酌し、成るべく釋放後の生活を保障するに足るべき業種を賦課することとせり。然れども其の境遇は千差万別たり僅少なる現在の業種を以て、到底多種多様の要求に應ずること能はざるが故に、先づ弱年者及長期刑者にして適當の家業なき者並職業的環境に依り犯罪に陥りたる者等に付、特に教養の方針を探りて、實用的技藝を授け、其の他の者には單に強制勞役に依り情性を矯正し、勤勉の良習に馴致せしむる爲、其の體力に應じ、經濟上有利の業種を選択せるに過ぎず。蓋老年又は短期刑の者の如きは技藝的教養訓練の目的を達成すること至難なればなり。

一、作業經營に關する考察

刑務所の作業を選択するには、刑罰、經濟及民業の

なる趣味嗜好と相容れず、其の販路に一層の障害を來すべし。故に斯かる地方に在りては、寧ろ受負業、委託業を主とし、官司業は外界の機運を趁ふて施行するを得策なりと信ず、或は曰はん、全國刑務所に作業的分野を定め、受刑者の技能に應じ、之を分類移動して職業訓練を施し、又中央機關を置いて作業の配分、素製品の供給販賣を爲すことに依り、其の弊を除去し得べしと。一見甚だ有利なるが如しと雖、有技能者は曉天の星の如く多きを期待すべからず、若し素養なき者迄も集めて新に養成指導することとせんか、或は受送刑務所を利するあるも移送刑務所に不利あり、且之が爲に護送運輸の費用と勞力を要するのみならず、受刑者を他所に移送するは、偶々郷黨出離の習性を培ひ、誇張せる各地の情況を見聞するに及び益々恒心なき彼等の好奇心と射倖心を熾りて、放浪の思念を助長し、職業習得の結果は、往々家業を厭忌して工場生活に親み、農村愈々凋落して都市集中の時弊を滋からしむべし、左れば刑務作業の施行に就ては概ね左記各項に留意するの要ありと信ず。

(一) 作業の施設は、常に地方の經濟狀態に隨伴すべく、餘りに進み過ぎたる企畫は、害ありて益なし。

從て機械工業は都市廢墟の地に限りて之を採用し、地方に在りては家内工業を授くるを可とす。蓋し民間生産工場に於て、前科者を排斥すること今日の如くならんには、機械工業の技を習得するも遂に用ふ所なければなり。

(二) 受刑者の移動は成るべく之を局限し各其の地方刑務所に於て執行し、適當の家業を有する者には、事情の許す限り、其の業種に従事せしめ、當該業種なき場合は單純なる勞作を課し、なまじ他の職業を習得せる爲、却て釋放後業務の選定に躊躇せしむるが如きことなからしむべし。夫れ心に迷ひある者は其の業に専なること能はず、其の業に忠ならずして焉んぞ生計の安定を得べけんや、寧ろ主觀的に勤勉の良習を涵養し、舊業に復歸せしむるの安全なるに若かず。

(三) 弱年者又は長刑期者にして適當の家業なきもの若し職業的環境に依り犯罪に陥りたる者には、其個性環境等を考察し、實用的手工を教養指導し、一は以て刑務作業の需用に應じ、一は以て釋放後の生計と境遇の轉換に便ならしむべし。

(四) 科程は普通一人一日の働高を標準として定むる

を同ふして語るべからざるものあり。故に現在制度を最長限度とすべく、又休憩時間は業種に依り其の回数と時間増減伸縮し疲勞恢復の本旨に副はしむべし。

(七) 作業賞與金の使途を擴張し、一定の限度迄は之を以て食物日常品の自辨を許し、常に其の勤勉心を刺戟する方法を採るべし。

(八) 事務の簡約を圖り、形式的理論を措て實際の用に就き就中素品の如き一命令毎に先拂とせるを生産拂に改め、或る程度迄工場に假出を認め、其の利用按排に關する訓練指導に便すべし。

以上列記する所は、近代工業の趨勢に背馳し、言語矯に失するが如し。然れども地方に依りては未だ刑務所製品を不淨視し、之を嫌忌する風あり。又官用品を刑務所に於て製作することすら、地方生産者の反感を買ひ、物議を惹起する虞なしとせざる現狀に於ては、未だ全國一律に官司業を擴張し、機械工業の大飛躍を試むる時機にあらずと信じ、一片歌々の念禁する能はず敢て憂心を呈せしのみ。其の刑務作業の振興を熱望すること豈に人後に落つるものならんや。

ものなるが故に、不具老幼其の他特別の事由なき限り必ず之を完了し得べく、又完了せしめざるべからず。然るに其の了否に拘らず、罷業時間の到来に依り、之を休養せしむるは刑罰的定役の本旨に反せり。須らく科程終了迄は就業を強制すべし。若し工場に居殘らしむるの不便あらば、房内作業に依り其の不足を補はしむるを要す。此の場合に於ては工場業と房内業と其の種目を異にするも可なり。故なく其の負擔を免かれ、晏然良民の膏血に飽食せしむるが如きは其の弊知るべからざるものあり。素より怠役に對しては懲罰の制裁ありと雖、懲罰は最後の手段なり。事前に之を矯正するを行刑の要諦なりと信ず。

(五) 能率の標語として唱へらるゝ「速く」「良く」「樂に」は刑務作業に於て唱へらるべき事項に屬す。然るに從來の作業督勵法は單なる訓戒的鞭撻に過ぎずして眞の能率増進方法にあらず。宜しく建築様式を統一し、光線の射入、空氣の流通、湿度及温度の調節等、物的設備を改善する必要があるべし。

(六) 勞働時間は刑罰の本質上、普通勞働者の夫より長かるべしと雖、其の境遇上より蒙る拘束は到底民間職工の比にあらず、從て精神的身體的の疲勞日

刑務作業の根本的革新

兒島三郎

受刑者の作業能力をして社會に於ける職工のそれと對比して劣る所なからしめることは、彼等の職業訓練に際して第一に考へなくてはならぬ。之れは彼等は釋放後生活の競争に於て忽ち顯はれ來る問題であるからである。

若し受刑者の智能は一部學說の如く、一般人より劣る所ありとするならば此の問題は甚だ至難事である。如何に吾人は苦心努力して職業の訓練を計つても夫れは駄目だ。否徒勞ではないが豫定の効果を擧げることが望まれない。然し受刑者の智能は一般人より劣つてゐるといふ前提には私は無條件に賛成する譯に行かない。成程彼等の或者は確かに低格者であらう。又其の技能には或種の缺點を持つたらう。其の働きには或種の業務に不適當の者が存在するは事實かも知れない。去はれ彼等の總ては總ての仕事に於て一般人より劣つ

てゐるとは考へられぬ。此等の缺點は獨り受刑者計りに存する缺點にあらず世間一般の現象である。唯一つ犯罪者に在て最も著しい缺點と認むべきことは其の意思の薄弱にして誘惑され易いことだ。故に其の環境の整理さへ甘く行くなれば、労働價値に於て少しも他の職工に劣るべき理由はないのである。

されば環境の整理の行はれ易い作業は如何といふに夫れは工場作業である。一定の地域内に於て労働することの出来る、管理監督の行届いた工場内の作業は最も彼等に適當してゐると思ふ。之は青少年受刑者に對しても、成年受刑者に對しても私は同様に必要を感じるのである。商家の店員といふやうな自由な活動をする仕事は兎角誘惑は免れ難い。要するに犯罪者には商業よりも工業が適當だ。就中工場作業は最も適當だ。

工場作業は漸く器械化し來つた。分業化し來つた。而して晝間作業より晝夜作業に進みつゝある。現今刑務作業は短時間の夜業を加へての晝間作業であるが、之れは果して理想的の職業訓練であらうか。大に研究する必要がある。一歩進んで私は刑務行政にも論及して見たいと思ふ。

理想的であるが、そうするには多數の増員を要するのみならず夜間に於て冗員を見ることになるのである。故に定員を増加すること無く晝夜に於ける看守の勤務を平均せしむる方法を案出するのは上策である。之れは果して可能であらうか、私見によれば必ずしも不可能でないと思ふ。其の方法如何と言ふに刑務作業を晝夜交代作業に変更することである。

私は先に受刑者の作業は工場作業を適當とすることを述べた。工場作業の大勢は器械作業であつて、其の多くは晝夜作業であることを説明した。刑務所作業は晝間作業より晝夜作業に進み行くことは社會の状態に一致するのみならず、處遇上最も適切ではなからうか。夜間作業に經驗なき吾人は驚きに少時間の夜業を開始する場合にも非常の危惧を抱いた。然し案するより産むは安く、今日に於ては夜間作業の危険即ち實際に發生する事故の比率は晝間と異なるものを認めざるに至つた。或は夜間作業(徹夜)は受刑者の健康上有害なりを思惟せらるゝ論者もあるだらうが刑務所に於ける夜間作業は民間のそれよりも却て無害有益である。静岡刑務所に於て現に施行する機械抄紙作業の實踐

現今我國に於ける受刑者處遇の方針は或意味に於て作業本位である。収入本位である。否國家財政困難なる場合に於て刑務行政の改良を計らんとするには第一の支障は經濟問題だ。刑務所が經濟的に自給獨立の精神を以て収入の増加を計らざる限り到底經費豫算の増額を要求するも、其の目的を達することが不可能である。夫故に吾人は作業の發展を策し以て収入の増加を計るのであつて、目的の爲の手段に外ならぬ。私は此意味に於て作業本位の處遇法は時世に適當してゐると考へる。遊ばして置いて教へるのも良いが、働せて考へさせるといふことの方は一層進んだ教育法であると思ふ。然し此の教育法を實施するに付て茲に一つの無理はある。夫れは看守の勤務法である。

從來一日平均八九時間の作業であつたものを十二時間以上に延長したのであるから、収入の點に於ては慥かに莫大の増額であるが、看守の勤務法は改正せられないから、配置上困難を感じるのである。警察では巡査の勤務法は一晝夜勤務であるが、刑務所では看守の勤務は多數は日勤で少數は一晝夜勤務である。若し巡査同様に看守を全部一晝夜勤務と爲すならば配置上最も

は晝間作業に比し決して健康上惡結果あるを認めないのである。

若し作業の全休(常備夫などを除外して)が晝夜業に変更されるとしたら、工場の數は半減するだらう。工場の數が半減したら、看守配置の個所も粗ぼ半減する譯であつて晝夜人員の配當の權衡も取れるから現在の定員で差したる不足を感ずることなく、看守の配置は出來はしないか、假りに少數の増員を要すとしても看守の勤務法は確立して來るから過度の疲労もなく、指導教養に費すことの出来る時間も出來て一般の向上を計る上に多大の便宜があると信ずる。今日の如き星を戴いて出て星を戴いて歸るといふ勤務に追ひ廻されてへとくになつてゐる看守に向つては、之を慰籍し精神上の糧を與へんとしても其の機會のないのを残念に思ふ。

桃太郎様御宿

虎の仲間が寄合つての相談に

「かう鬼共が俺達をつけまはして、皮をはぎ、裸にしてしまつては、今に身内の種切れにならう、ハチよい工風はないものかな」と皆心配氣、物知りの虎進み出で「よい事が御座る、敵のまはり、桃太郎様御宿」と書いて貼ればよい。」

少年受刑者の職業指導に就て

左座 金藏

一、少年刑務所の教育は教授主義より訓練主義に置き、重きを置き其作業をも教育訓練的系列に包含せしめてはどうか

ロンプロゾーは曾つて謂つた。性癖若しくは本能の鎮静を目的とせざる智育は絶対に有害である。斯の如き初等教育は犯罪を遂行すべき手段を犯罪者に傳授するに異ならずと、山川典獄は福岡刑務所長たりし時少年の教育は大匠への情願文書方の傳授に外ならずと述べられた。現福岡刑務所長江藤典獄は少年刑務所の教育は寧ろ貴族教育の觀あり、何の効かあらんと屢々にされるのである。余は彼れと是れを思ひ較べて心窩かに「然り」と肯定せざるを得ない。

余は試に智育のみを施して訓育を全く加へない場合、智育と訓育とを全等に施した場合、並に智育は全く施さないで訓育のみを施した場合、此三つの場合の結果は何うなるかと次の様な算式を作つて考へて見た。

(甲) 智育のみを施して訓育を全く加へない場合		(乙) 智育と訓育を全等に施した場合	
犯罪力	訓育	犯罪力	訓育
第一年 (10×1)×(9-1×0)=80	善の情意	第一年 (10×1)×(9-1×1)=80	善の情意
第二年 (10×2)×(9-1×0)=160	悪の情意	第二年 (10×2)×(9-1×2)=140	善の情意
第三年 (10×3)×(9-1×0)=240	善の情意	第三年 (10×3)×(9-1×3)=180	悪の情意
第四年 (10×4)×(9-1×0)=320	悪の情意	第四年 (10×4)×(9-1×4)=200	善の情意
第五年 (10×5)×(9-1×0)=400	善の情意	第五年 (10×5)×(9-1×5)=200	悪の情意
第六年 (10×6)×(9-1×0)=480	悪の情意	第六年 (10×6)×(9-1×6)=180	善の情意
第七年 (10×7)×(9-1×0)=560	善の情意	第七年 (10×7)×(9-1×7)=140	悪の情意
第八年 (10×8)×(9-1×0)=640	悪の情意	第八年 (10×8)×(9-1×8)=80	善の情意
第九年 (10×9)×(9-1×0)=720	善の情意	第九年 (10×9)×(9-1×9)=0	悪の情意

備考：(甲) 犯罪力は漸次減少して第九年目には全く消失するに至る。今日少年刑務所に行はれて居る教育方法は此の乙の場合に該当すると思ふ。何となれば其教育は智育のみでなく修身其他の訓育もあり尙ほ且つ戒護と云ひ作業と云ひ教誨と云ひ規律あり督勵あり訓戒あり説教あり一つとして訓育に價せざるものはないからである。若し彼れ等に刑の期限がなく年齢に制限がなく長く少年刑務所に置くことが出来るるとすれば現狀の儘にても一度は一部少數の生來性改過不能の分子を除く外は大抵常人に立歸らしめ得ることと思ふ。然るに刑には期限あり年齢には制限がある。果して當事者は其期限内に確乎たる成算があるであらうか。此點が江藤所長の所謂貴族式長袖式と稱せらるゝ所以ではなからうか。余が少年刑務所に於て少年に對し心理學的實驗を行つて居る際、福岡地方裁判所の谷田檢事が熊本の檢事二名を伴つて視察に來られた。其際上記の假定算式を示して少年犯罪者の刑期に短期長期を定めて刑務所に送らるゝが、丁度最も危険な時期に釋放せねばならぬことがあるが、裁判官の方にも何とか考慮を煩はさるゝ必要はなからうかと述べたるに、谷田檢事も撫然として首肯された。刑務所の方でも其期限内に少くとも有効

(丙) 智育は全く施さないで訓育のみを施した場合

犯罪力	訓育
第一年 (10×0)×(9-1×1)=80	善の情意
第二年 (10×0)×(9-1×2)=70	悪の情意
第三年 (10×0)×(9-1×3)=60	善の情意
第四年 (10×0)×(9-1×4)=50	悪の情意
第五年 (10×0)×(9-1×5)=40	善の情意
第六年 (10×0)×(9-1×6)=30	悪の情意
第七年 (10×0)×(9-1×7)=20	善の情意
第八年 (10×0)×(9-1×8)=10	悪の情意
第九年 (10×0)×(9-1×9)=0	善の情意

備考：(丙) 犯罪力は漸次減少して第九年目には全く消失するに至る。今日少年刑務所に行はれて居る教育方法は此の乙の場合に該当すると思ふ。何となれば其教育は智育のみでなく修身其他の訓育もあり尙ほ且つ戒護と云ひ作業と云ひ教誨と云ひ規律あり督勵あり訓戒あり説教あり一つとして訓育に價せざるものはないからである。若し彼れ等に刑の期限がなく年齢に制限がなく長く少年刑務所に置くことが出来るるとすれば現狀の儘にても一度は一部少數の生來性改過不能の分子を除く外は大抵常人に立歸らしめ得ることと思ふ。然るに刑には期限あり年齢には制限がある。果して當事者は其期限内に確乎たる成算があるであらうか。此點が江藤所長の所謂貴族式長袖式と稱せらるゝ所以ではなからうか。余が少年刑務所に於て少年に對し心理學的實驗を行つて居る際、福岡地方裁判所の谷田檢事が熊本の檢事二名を伴つて視察に來られた。其際上記の假定算式を示して少年犯罪者の刑期に短期長期を定めて刑務所に送らるゝが、丁度最も危険な時期に釋放せねばならぬことがあるが、裁判官の方にも何とか考慮を煩はさるゝ必要はなからうかと述べたるに、谷田檢事も撫然として首肯された。刑務所の方でも其期限内に少くとも有効

以上は假定ではあるが眞理は確かに輝いて居る。甲の場合は第九年目には驚くべき犯罪力となつて居る。ロンプロゾーは此事を謂つたのであらう乙の場合は一時犯罪力が増大して第四年第五年が最も危険となる。刑には期限がある此時に釋放されたものは虎を野に放つたと同様であらう。若し此時期に丁年に達して丁年の刑務所に移送せられたならば悪徒の大將となつて大臣への情願文位茶飯事と心得るであらう。山川典獄の言は此状態を物語つて居るのであらう。然し乙の場合には甲と違ひ絶対に有害でない。一定期間の後には犯罪力

な實績を擧ぐるべく考慮を廻らさねばなるまいと思ふ。而して其最も安全なる方法は丙の場合である。即ち智育は全く施さないで訓育のみに力を注いだならば犯罪力は漸次低下して遂には消失し、乙の場合の如く危険の時期はないのである。然らば少年の教育は廢するの如く云ふと決してそうでない。只今日の讀み書き算盤主義、云ひ換ふれば教授主義を立て直して訓練主義となし、寧ろ少年刑務所を擧げて教師の天下と爲して欲しいと云ふのである。無論善惡の判別を爲すだけの智育は必要なれども、主として感情意志の教育に力を注ぎ、唱歌も正課とし体操も正課とし、尙ほ且つ刑務所作業を實科訓練の教材と爲したいと思ふ、然るに少年刑務所は刑を執行する場所であつて、感化院や矯正院の様に少年の保護機關でないとの論者もあるに相違ないが、今日の行刑觀念が往事の威嚇主義、報復主義を脱却して、改過遷善主義に進みつゝあることは、何人と雖も異論はあるまい。殊に少年法發布以來少年の特別取扱は一層濃厚の色彩を帯びて來て居るのである。

今少年刑務所の作業には麻工あり印刷工あり機工あり洋裁縫あり竹工あり木工あり耕転ありと云ふ有様なるが、歸する所長と工の二種に過ぎない。感化教育の

實科訓練に於ては或は重農主義と云ひ或は重工主義と甲論乙駁の状態にあるも、少年刑務所に於ては其等の問題は第二であつて、先づ攻究すべきは教育方法の刷新であり向上であり基調の樹立であると思はる。而して作業を教育方法の一資料として身体的精神的の訓練の用に供し生業の基礎を体得せしむることは最も妥當を得たる策ではあるまいか。

三、一般人の職業指導と少年受刑者の職業指導とは種々の點に於て趣きを異にするが最も注意すべきは彼等の多くが精神薄弱者であることである。

學説は人知を分類して天才・準天才、最上知、上知、正常知、下知、愚鈍、精神薄弱、癡愚、白癡の九種と爲して居る。余は大正十二年中福岡少年刑務所に於て新入所者五十八名に就き精密なる試験を施して人知分布の状態を調べて見た(詳細は行刑衛生會雜誌第一卷第一號にあり大正十三年度分も全雜誌へ發表の筈)其結果の概要は次の通りである。

研究者	数	性	薄弱率	所屬
ゴッダート及ヒル	56	女	66(?)	感化學校
ゴッダート	100	男	66	少年裁判所
ジーゾーフ	100	男	33	感化學校(マ州)
エルナルド	100	男	33	實業學校(バ州)
デュスン	100	女	33(?)	監獄(英)
シュンツ	100	女	33	監獄(イソ)
パワース	100	男	33	監獄(イソ)
ヒクソン	100	男	33	監獄(イソ)
レンソ	100	女	33	感化學校(オハ)
ヒーリー	1000	男女	10	精神科(シカゴ前病院)科者より撰抜
アシャツフ	100	男	13.5	感化學校(獨)
エンブルグ	100	男	13.5	監獄(柏林)
モンケンモラー	100	男女	13.5	裁判所(コロンバス)
ピントナー	100	男女	13.5	監獄(シエファ)
ライオン、ク	1000	男	13.5	監獄(シエファ)
ミット	1000	男	13.5	監獄(シエファ)
ターマン及	100	男	13.5	實業學校(カ州)

上	知	二〇〇以上	五
正常知	九〇以上	二三	
下	八〇以上	一六	
愚鈍	七〇以上	七	
精神薄弱	五〇以上	三	
癡愚	五〇以下	一	
白癡	二〇以下	一	
計		五八	

ターマンは精神年齢十二歳に達し得ざるものはモロン(精神薄弱)と云へり。ガダートは全兒童中には二%のモロンありと云ひ。ゴルトンは兒童六十四名に一名のモロンありと云ふ。少年受刑者五十八名中精神年齢十二歳未満のもの二十三名あつた。其百分率は四〇%である。ガダートの二%に比すれば僅に二十倍である。此趨勢は英米獨の文献も同様であり、本邦武蔵野學園の研究成績も彷彿たるものである。茲に各研究者の成績を列記すれば次の通りである。

ジール、ニム、 ドフェルナル	二三	女	三	全上
菊池	一七	男	二	武蔵野学園
左座	天	男	四	福岡少年刑務所

此表を一覽すると精神薄弱者の百分比は必ずしも一致して居ない。けれども是れは検査の方法程度男女別年齢調査人員等の關係に依るものであつて少年犯罪者其他感化教育を受くべき必要ある集團の中には甚だ多數の精神薄弱の存在することは否定すべからざる事實である。普通教育に於てすら低能者の爲めには補助學級補助學校の特別の施設が必要とせられて居る。少年受刑者に於ては管に知能の劣等なるのみならず、情意の方面に少からぬ缺陷を存し害心、残忍、虚偽、憤怒、不器用、不規律、懶惰、放縱等教養の困難な特性を持つて居るもの許りである。職業に渴し求職に戀々とし尙且つ正常の知能を有する一般人の職業指導と職業に飽き遊惰に沈溺する而も知能の低劣なる非行少年の職業指導とは全然趣きを異にせねばなるまい。強ゆれば運動競技の如き遊樂も勞苦となる職業の倫理觀道徳觀を精ぜざる彼等の爲めには大切な職業指導も却つて苦痛を感じしむる。彼れ等の職業指導に單なる技工

三、階級處遇の一期の間に完全なる個性の調査を完了し職業指導の基礎を築き上げねばならぬ

由來人間の教育と云ふものには三方面がある。之れを三角關係で説明して土臺となるものは、第一身体となされて居る。他の二邊は環境と訓練である。此の三つが調和して發達した所のものが最も健全な人である。其土臺となるべき身体に異常があるならば、取り除くことが出来るものなれば取り除き、取り除くことが出来ないならば長所を助長すると云ふ様な方針で訓練もするし、職業の指導もせねばならぬ。殊に非行性を帯びた少年は、廣義の身体狹義の身体と精神に異常あるものが多い、事は事實である。現在でも彼れ等の個性は文書掛や、教務掛や、醫務掛や、教師に於て相當に調べられて居る。之れを職業指導の上に一層有効ならしむるには尙ほ充分の調査が必要である。大正十四年五月七日司法省訓令收容者の健康診査規定は、現代のあらゆる要項を網羅して居る。只其實施の局に當つた人々が、何の位の點まで注意して居るかが問題である。此健康診査簿を職業指導の基礎にまで運用せんには、身体及精神の異常に關して調査する必要があると思ふ。(中略)

の傳授のみを以て事足れりと思ふは誤りである。體頭黠尾彼れ等の觀念性格の陶冶から進まねばならぬ。從つて其指導には現代の高等知識を以て臨まなければならぬことになる。云ひ換ふれば少年刑務所の作業其物を教育化せねばならぬのである。而して江藤典獄の所謂貴族教育悠長な教育を脱却して感化教育の對象たる彼れ等の爲めに眞劍味を發揮して初めて少年刑務所の教育が意義あるものとなる。

彼れ等に賦課すべき作業は單に彼れ等の心身を練磨し美感を養成せんとする教育主義を採るべきか、彼れ等の將來に適切なる職業を授くるを以て主眼とする職業主義を採るべきか。又一面には心身の訓練を計り一面には實業的基礎を體得せしめんとする實業的訓練主義を採るべきかに就ては感化教育學上の見地より深く攻究せざるべからざることと思ふ。其何れにしても彼れ等に理想的の指導をなさんが爲めには彼れ等の刑期年齢を顧慮し一切の身上關係を調査するの必要あるは勿論なれども最も緊要なるは其個性を知悉することである。其個性の調査は何れの時何れの方法に依つてなすべきか。

以上述べ來つた異常の体質及精神は直接保健衛生上關係少なきが故に、一般の健康診査簿に記入する限りのものでないかも知れぬ。然るに職業指導を企つるが爲めには、是れ迄侵入して調べなければ徹底した個性は判らぬ。愈々職業指導と云ふ問題を具体化せん爲めには各掛の個性提案簿が必要となつて來る。此時こんな項目を是非加えて置かねばならぬことと思ふ。其他個性提案簿には遺傳關係生育關係教育關係其他一切の社會的身上の關係の調査が必要となつて來る。而して個性の調査が完結したならば眞の職業指導問題に取り掛るのである。其形式はボストン市の職業指導課やロンドンの職業指導委員會や米國のグランドラビッツ市の職業指導課で行つた方法や一般に論究されつゝある感化教育の作業問題を參照して、少年刑務所獨特の作業賦課職業指導計劃を樹立して時代の進歩に順應しなればならぬと思ふ。

四、少年受刑者の職業指導問題に對する余の希望

一、少年刑務所の作業は實科訓練の用に供したい。而して少年教育の教授主義を訓練主義に重きを置く様にして其作業も教育の範圍に包含させたい。

二、然るに現在の生産主義をも尊重する。少年の教養に支障なき限り作業の生産高を増強することには敢て異論はない。

三、只現在各刑務所に比較的狭まつて居る機工は少年の忍耐勉強審美の訓練には價せざるにあらざるも、衛生上からも慈愍すべきものでなく、將來自立の職業を體得せしむるにも不適當と見認めらるゝにより追々廢止されたいものと思ふ。

四、本省に職業指導委員會を設置せられたいものである。而して行刑學者心理學者醫學者教育者を網羅して該問題の牙城を築き上げられたいものである。

五、尙ほ且つ地方刑務所の當事者に對しても本省に召集するか、控訴院管内に召集するか、便宜の方法を以て職業指導問題に關する講習會を開かれたいものである。

六、少年刑務務所に奏任教師を設置して少年教育の發展を期せられたいものである。又少年刑務所の醫師も保健技師とせられたいものである。時代は進歩する職員の優遇精練は法の改廢よりも國家の收獲は寧ろ増加する。

生活轉換の方途

藤澤清

●受刑者に對する作業賦課に際し考慮する要點

一、成年受刑者

各受刑者に對し如何なる作業が適當なるか又如何なる作業を訓練せば釋放後彼等が容易に職を得て生活上の安定を得るや。一般工業は那邊まで進展しつゝありや之を洞察して、行刑最終の美を奏せむには各受刑者に就き、從前の職業、社會上の地位、身分の高下、教育の程度、犯罪の原因犯行の手段、犯行結果の如何及將來の生計方針等を審査し、各個性に適應する作業賦課を必要とすることは勿論、現在の行刑法規に適合して懲戒感化の目的を擧げ、作業の收入を増加して國庫の増收を計り、受刑者の生命身體の保全に留意し、受刑者が作業に興味を以て従事し、釋放後其の業を以て生計とするに足る時勢の趨勢に悖らざる作業を選擇し、之を適當に賦課しなければならぬと思ひます。

二、青年受刑者

青年受刑者には職業教育の機會を與へ組織的に技術修習の途を設け、將來に有益で教育上の價値あるものでなければならぬ。釋放後其の職を基礎として營生の便を與ふる種類の現代的作業であつて、個性に適合するものであることが必要であります。

三、少年受刑者

少年受刑者の作業選擇は最も重要である。依つて慎重に考慮しなければならぬ。萬一方向を誤ると取返の付かぬことになるからである。

少年受刑者は兎に角處世の方面に暗く、心身共に圓熟して居らぬ者であるから、此點に注意を拂はなければならぬ。依つて次の方面に注意せば宜いと思ふ。

- (1) 受刑者の身体發育を助成し得る作業たること
- (2) 職業の本質を理解せしめ得る作業たること
- (3) 規律的習慣を養成し得る作業たること
- (4) 共同作業の精神及勤勞學實の態度で就業せしめ得る作業たること
- (5) 作業訓練をして徳性を萌芽せしめ得る作業たること
- (6) 生産的有利にして釋放後就職の基礎となるべき作業たること

四、長刑期の受刑者

長刑期の受刑者は職業訓練も實際確實に施行し得るものにして、比較的複雑であつても、修習せば能率及技術向上増進し、釋放後其の業を以て直に處世し、再び犯罪の動機を作らしめざる作業なること。此意味よりいへば機械作業及技術作業であつて器械操業を主とするものを選び、各個性に對し適當に賦課することが必要なるも、長刑期の者に就ては、刑の初期は必ず數量の科程業に就かしめ、嚴格なる紀律の下に其の習熟を期せしめ、怠惰性を矯化して勤勉力行の良風に自進するを待つて時間科程の作業に就かしむるを良とし、尙ほ釋放後勞働業に就く者に對しては、釋放時の近附きたる者を炊夫掃夫等に轉じ、勞働的健康を保全せしめ釋放後活動に耐ゆる素質を養成することが大事である。

五、短刑期の受刑者

刑期の短い者は職業訓練の實を擧ぐる事が困難である故に、作業能力ある者は工場に於て就業せしむることも宜い。斯る受刑者には刑務所收容前の職業を耐酌して査定し、比較的單純で有利な臨機の作業に就かしめるか、又は他の練習者の手傳に就かしめば宜いと思ふ。



家庭のページ

嘘つきの子供は母が作る

新学期が始まつて居る。大切な子供は幼稚園に、小学校に新入學した向も多くない事と思はれる。この時家庭の母として心得ておくべき教育上の問題がある。それは常に「正直にせよ」と教へてゐる親が、子供の前で平氣で嘘を云ふ事で、卑近な例をとると、お隣の母親が同じ年頃の子供を連れて遊びに来たと假定する、その場合、自宅の子供はさうでもないのに「どうも私の宅の子供はいたづらで困ります」など、平氣で而もその子供の前にいふ。そうかと思

部につけて治し、尾張地方では食糧で揉んでハコベを腫物につけ、津山邊ではヒヅルといつて利尿や乳を出すのに効があるといつて碎ります。スイナはツケナのとで別に薬効はありません。ホトケノザは、「佛の座」で、萌え出した頃は佛様が坐つてゐる蓮舟のやうな形をしてゐるところからこの名が出たといふことであります。ある地方ではこれを陰干にして風邪や助膜炎などに服用します。セリは食慾を促す薬草として昔から大切にされて居ります。また黄痘やこしけを治し子供のむしにもいゝさうです。セリには毒ゼリがありますから注意を要します。ナブナはベンベングサとも申します。これはイヌガラシと間違ひ易いもので、イヌガラシは毒草の一つであります。ナブナの黒焼は下痢どめ

ふと今度は先生の前で、その子供を前に置いて「宅の子供はもうも内氣で御座いますはお友達とも遊べない位の子ならん」と全くの病人扱ひ、然し本八の子供にして見ると前者の場合にも後者の場合にも全く事實無根の事を、しかも先生や、お隣のおばさんの面前で公言されたのであるから、甚しく内的に苦悶しなげればならん。子供にはどちらかでも嘘なのだから、子供としてはどちらを學んでよいか分らない。これは極端な一例であるが親から不正直のお手本を示して居る様なもの、之れが又父とか姉とか信すべき人々により繰返される子供は

に有名ですが、之は今日の炭粉製劑であるカルコリツドなどの奇効を裏書きしてゐるものでありませう。ゴギヤウは血どめにススノロ即ち大根の効用は申す迄もありません。い。

子供の泣きかた

空腹のとき、眼をあいて涙少なく唇をピク／＼する。マ眠いとき、眼は細くうるみ、欠伸がまじむ。マ思ふ様ならぬとき、頭をふり、兩脚を踏張る。マ退屈のとき、怠けたやうに節をつけて泣く。マ苦痛のとき、涙多く聲に力あり兩脚を踏める。マ驚いたとき、突然泣きだして高く身震ひす。マ病氣のとき、氣むづかしく元氣なく泣き續ける。△肝癪のとき、大聲をあげて暴れる。マすねたとき、わざと

「大人は嘘をつくものだ。だから僕達も嘘をいつてもよい」といふ結論を考へ出して何でもない事に嘘をつく様になる、ここから色々な悪徳が出發する。惡く行くと不良性の人間となつて行く、この一寸した所に家庭教育は注意を要する。

珍談子守歌

高島平三郎氏の母は、氏が生れて育てられた時、毎晩大學を暗誦反覆して眠らせるのであつた。それで歩行が出来るやうになり「大學」を持つてダイ／＼といふたのが物のいび初めであるそうだ。處が孫の守りをされるやうになつては「今日では大學でもあるまい」として、教育勸諭をネンネコの代用にした。それで孫達は小学校へ登る頃には既に

勸諭を暗記して居つたさうである。

薬にもなる春の七草

昔から春の七草は食用に、秋の七草は薬用に、その用ひ方が示されて居りますが、春の七草にもそれ相當に薬用となるものがあります。春の七草と申すのは、スイナ、ハコベ、セリ、ゴギヤウ、ナブナ、ホトケノザ、スズシロなどでありませう。このうちハコベは生のままを嚼みしめすと齒の痛みを治す物で、また乾した物を煎じて服むと下痢をとめる上に、淋疾や血の道にも昔から使はれて居ります。どんな薬草でも地方々々で使ひ道が違ふやうに、ハコベも北海道の土人の間では傷を受けた場合にしばり汁を患

營養價はやすい物にある

日本は外國に比べて小供に死亡率が多い。それは食物と大きな關係がある。世間には子供といふものは、放つて置いても獨り手に育つものであるから構はないなど、考へて居るものが往々ある。子供はいはゞ未成品で之れから立派な身体を作つて行かなければならぬのであるから却つて大人より營養分を多くとらなければならぬ。日本人は主食として營養分の豊富な米を食つて居るが、まだ／＼充分といかぬ。そこで其補ひとして色々な副食物から營養をささるのであるから家庭の主

赤んぼの頃から

母は特にこの副食物に注意が肝要である。而て營養物は、必ずしも高價な貴族なものと限られて居ない。寧ろ價の安い普通のものに多い。見榮をかざるなどはナンから取去つて出来るだけ營養分の多い安價なものを感じ用ゐるがよい。例へば高價な鯛や鮎よりも、鯛や鮎などの安ものゝ方に却つて營養分が多く含まれて居る。これは何よりの福音である。

江木司法大臣訓示(教務主任ニ對シテ)

今開始メテ各位ノ會同ヲ催シ本日親シク各位ニ對シ
所見ヲ述フルノ機會ヲ得タルハ予ノ欣幸トスル所ナリ
一 社會ニ犯罪アルハ猶ホ人體ニ疾病アルカ如ク其ノ
絶滅ハ容易ニ望ムヘカラスト雖最善ノ豫防策ヲ攻究
シテ其ノ害惡ヲ防止スルノ必要アルハ言ヲ須タサル
所ナリ而シテ害惡ヲ防止セムト欲スレハ先ツ其ノ由
來ヲ探求シ所謂根本塞源ノ舉ニ出テサルヘカラスト抑
々犯罪ノ原因ハ複雑多様ニシテ枚舉ニ追アラスト雖
犯人ノ徳性及ヒ理性ノ缺乏ヲ以テ其ノ主要ノ一因ト
爲スヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ是ヲ以テ犯罪ヲ豫防
シ社會ノ秩序ヲ確保セント欲セハ一般的ニ精神教養
ノ方途ヲ誤ラサルト同時ニ不幸ニシテ法禁ニ觸レタ
ル者ニ對シテハ徳性ノ涵養ト理性ノ啓發トニ盡力シ
其ノ改過遷善ヲ期セサルヘカラスト是レ收容者ニ對ス
ル教誨及ヒ教育力保健及ヒ作業ト相踈チテ行刑ノ基
礎ヲ成ス所以ナリ而シテ精神教養ノ事タル實ニ難事
中ノ難事ニシテ其ノ實効ヲ收ムルニ付テハ任ニ在ル
者時ニ一堂ニ相會シ互ニ經驗ヲ語り意見ヲ交換シ彼
此參商最善ノ策ヲ講スルコト亦緊要ノ手段タリ然ル

シムルニ在リ抑々國法ハ國民ノ準據スヘキ社會的正
義ヲ表徴シ行爲ノ軌範ヲ指示スルモノナルカ故ニ常
ニ之ヲ尊重スヘキモノタルヤ言ヲ須キス之ヲ畏避ス
ル者ハ免レムコトヲ俛侍シテ屢之ヲ犯スニ至リ尊重
スル者ハ其ノ威力ヲ想望シテ切リニ之ヲ犯スコトナ
シ故ニ受刑者ヲシテ國法ニ心服シ之ニ準據セシメム
ト欲セハ先ツ遵奉義務ノ重要ナル所以ヲ知ラシメ世
ヲ怨マス人ヲ咎メス專ラ己ノ非違ヲ悔悟セシムルニ
如クハナシ從テ行刑教務ノ任ニ當ル者ハ自ラ國法ノ
精神ニ通曉スルノ必要アルコトヲ注意セサルヘカラ
ス是レ固ヨリ各位ノ知了セラルル所ナラムモ其ノ實
ヲ舉クルハ容易ノ事ニ非サルカ故ニ特ニ一言スル所
以ナリ

一 凡ソ精神教養ノ任ニ在ル者ハ自ラ道德ヲ鞏保シ品
性ヲ砥礪シ實踐躬行シテ模範ヲ示シ至誠同情ヲ以テ
事ニ當リ收容者ヲシテ改過遷善セシメスムベ息マサ
ルノ覺悟ヲ定メ其ノ功ヲ奏スルヲ以テ無上ノ天賞ト
爲スノ精神アルヲ要ス各位ニ對スル官途ノ待遇ハ猶
ホ薄キニ失シ之カ向上ニ關シテハ大ニ意ヲ用フヘキ
所ナリト雖各位カ形而下ノ利益ニ對シ恬淡寡欲ニシ
テ其ノ天職的任務ヲ盡スニ銳意セルハ本大臣ノ確信

ニ從來本省ニ於テ此ノ會同ヲ開催スルノ機會ナク在
再今日ニ及ヒタルハ甚遺憾ナリシカ今次初メテ之ヲ
實行シ各位ト技ニ相見ユルコトヲ得タルハ本大臣ノ
深ク喜フ所ナリ

一 徳性ハ正義ヲ尙ヒ人道ヲ守ルノ能格ニシテ之カ涵
養ハ倫理道德ノ本義ヲ教フルニ在ルコト固ヨリ論ナ
シト雖全知全能ノ靈力ニ對スル歸依信仰ヲ以テ其ノ
基礎ト爲スコトニ因リテ愈之ヲ鞏固ニスルヲ得ヘシ
而シテ此ノ要求ニ適應スルモノハ宗教ノ力ナリ是レ
主トシテ宗教家ヲ以テ教誨師ニ任用スル所以タリ然
レトモ我國民ハ安寧秩序ヲ害セス又臣民タルノ義務
ニ背カサル範圍ニ於テ信教ノ自由ヲ享受スルコト帝
國憲法ノ保障スル所ナルカ故ニ行刑教誨ニ於テモ此
ノ精神ヲ尊重シ刑務所ノ規律ヲ妨ケサル限り各收容
者ヲシテ信仰上ノ満足ヲ得シメサルヘカラスト殊ニ不
學無文ノ者ニ對シテハ其ノ年齢如何ニ拘ラス務メテ
教育ヲ施シ其ノ理性ヲ啓發スルノ必要アリ各位宜シ
ク此ノ旨ヲ體シ精神教養ノ任ヲ完ウセラレムコトヲ
望ム

一 行刑教務ノ主タル目的ハ精神教養ニ因リ收容者ヲ
シテ自ラ前非ヲ悔悟シ國法ヲ遵奉スルノ信念ヲ興サ

スル所ナリ各位ハ一層奮勵シテ其ノ職責ヲ完ウセラ
レムコトヲ望ム

一 既ニ改悛セル釋放者ヲシテ社會上各其ノ所ヲ得シ
メ良民ノ列伍ニ復歸セシムルハ行刑有終ノ實ヲ舉ク
ル所以ナリ而シテ此ノ目的ヲ達スルカ爲ニハ一般社
會亦協力ノ義務アルコト論ヲ俟タス然ルニ社會ハ未
タ此ノ條理ニ覺醒セス漫然彼等ヲ排斥シテ犯罪反覆
ノ境遇ニ陥ラシムルノ事例少カラス是ニ於テカ彼等
ニ對シ適當ノ保護ヲ與フルノ必要ヲ生ス各位カ夙ニ
此ニ留意シ直接間接ニ多大ノ盡力ヲ爲シツツアルハ
社會周知ノ事實ニシテ本大臣亦其ノ勞ヲ多トスル所
ナリ然レトモ尙ホ累犯ノ減少ヲ見サルハ甚慶フヘキ
現象タルヲ免レス其ノ原因素ヨリ單純ニ非ス之ヲ阻
止スルカ爲ニハ法制ノ改正ヲ必要トシ諸種ノ社會的
缺陷ヲ除去スルコト又喫緊ノ事タリト雖其ノ保護事
業ノ發達ニ期待スルモノ亦甚タ多シ希クハ各位一層
努力セラレムコトヲ

一 監獄法及ヒ同施行規則實施以來二十年ニ垂ムトシ
時勢ノ進運ニ伴ヒテ改正ノ必要ヲ生シ今ヤ其ノ調査
ニ從事シツツアリ行刑教化上ノ施設亦改善ヲ要スル
モノ少カラサルヘシ此ノ機會ニ於テ之ヲ各位ニ諮問

シ將來ノ參考ニ費スル所アラムトス切ニ各位ノ協同審議ヲ望ム

(泉二行刑局長ノ指示事項は都合により省略す。)

諮問事項答申

司法大臣よりノ諮問事項

一、教化施設上改良を要する重要事項如何

に對して各員審議の結果、決議整理委員尾原(小肯)藤井(市谷)富井(豊多摩)武田(巢鴨)の四氏より答申されたるもの左の如し。

尙この會議中去る國際刑務會議に本願寺を代表して出席せし藤音得忍學士ノ視察談があつた。

全國教務主任會同諮問事項答申

教化施設上改良ヲ要スル重要事項如何

右御諮問ニ對シ便宜上左ノ如ク(一)附議事項ヲ決議シ(二)各員ノ意見ヲ開陳シ其ノ賛否ヲ決シタル項目ヲ具シ此段及答申候也

(一) 附議事項

一 社會主義又ハ労働運動等ニ因ル收容者ニ對シ教化上並處遇上特ニ注意ヲ要スヘキ點如何

コト
4. 釋放二ヶ月前親族及保護団体ヲ釋放後ノ保護方ニツキ特ニ協議ヲ遂ケ釋放時保護者ニ引渡シ同主義者トノ關係ヲ絶ツコトニ努ムルコト

二 交換教誨施設ニ對スル用意如何

決 議

教誨師相互ノ交換教誨ヲ行フコトハ利害相伴フ所アルヘキモ先ツ次ノ如キ用意ノ下ニ試ミラレンコトヲ望ム

1. 交換教誨ノ區域ハ各控訴院管内トスルコト
2. 交換教誨ハ教務主任之ニ當ルコト但教務主任支障アルトキハ他ノ教誨師之ニ代ルコト
3. 交換教誨ノ成數ハ三ヶ月若クハ四ヶ月ニ一回トスルコト
4. 交換教誨施行ノ時期、方法、並ニ教旨等ハ施行ノ都度相互協議ヲナスコト

附帶決議

特定ノ講師ヲ囑託シテ巡回講話ヲ爲サシムルコトハ教化方針ノ混亂ヲ來ス處有ルヲ以テ不可ナリト思料ス

三 少年受刑者ノ教養上新ニ加フヘキ必要ナル事項如何

決 議

- 一、教育ニ關シテハ左ノ如キ施設ヲ望ム
1. 少年教育ニ使用スル特殊ノ教科書ヲ編纂スルコト
2. 職業教育ヲ徹底セシムルタメ斯道専門家ニ囑託シ一週二

決 議

一、教化ハ左ノ方法ヲ採ルヲ適當ト思料ス

1. 教化ノ方針ハ人情味ヲ喚起シ漸次宗教方面ニ誘導シテ信念ノ涵養ニ努ムルコト而シテ其主義思想ノ浸潤未タ深カラサル者ニ對シテハ努メテ其蒙ヲ啓キ然ラサル者ニハ成ルヘク他ノ方面ヨリ開導スヘキコト

2. 宗教道德立國ノ大本特ニ團體ノ精華ヲ明確ニ記述セル書籍ヲ貸與スルコト

3. 自恣放縱ヲ戒シメ勸勉力行ノ慣習ヲ涵養スルニ努ムルコト

4. 筆墨紙ノ使用ハ之ヲ許サズ但特ニ必要ヲ認ムル場合ハ此限ニアラス

5. 特ニ親屬間ノ融和ヲ計リ是等ニ對スル温情ノ喚起ニ努力スルコト

二、處遇ノ方法ハ左ノ注意ヲ要スルモノト思料ス

1. 直接戒護ノ任ニ當ル看守ハ相當ノ年輩ニ進シ思想堅實重思鞏固ニシテ人格素養共ニ優秀ナル者ヲ擇ビ彼等ニ對シ主義者ナルノ故ヲ以テ特別ナル態度ヲ採ラサルコト

2. 此種ノ犯罪者ハ成ルヘク犯罪地以外ノ刑務所ニ分籍スルコト

3. 彼等ノ多クハ房内作業ナルヲ以テ特ニ差種ノ選擇其他ニツキ一般ノ振リ合ト異ルトコロナキモ筋肉労働ヲ課シ労働ノ價值ヲ自覺セシメ作業訓練ト作業趣味トヲ養成スル

時間同教育ヲ施スコト

3. 少年ノ元氣ヲ發揚シ身心ノ規律訓練ヲ徹底セシメ軍事ニ關スル準備教育ヲ施スタメ陸軍將校ノ配屬ヲ受クルコト

二、處遇ニ關シテハ果進制度ノ上級者ニ對シ左ノ特典ヲ與ヘラレンコトヲ望ム

1. 信用制度及賣店制度ヲ施行スルコト

2. 受刑中適當ノ方法ニヨリ徴兵検査ヲ受ケシメ又ハ父母ノ葬儀ニ列セシムル途ヲ開クコト

3. 春秋二回適當ノ方法ヲ以テ遠足セシムルコト

三、設備ニ關シテハ左ノ如ク新設又ハ改善ヲ望ム

1. 現在施行ノ複式教授ヲ緩和シ教師ノ定員ヲ増加シ教場ヲ増設スルコト

2. 雨天噴染場ヲ設備スルコト

3. 工場ニ於テ食事ヲ爲サシムルハ保健上教化上遺憾少カラサルヲ以テ専用食堂ヲ設置スルコト

四、職員ニ關シテハ左ノ如ク改善セラレンコトヲ望ム

1. 少年刑務所ノ長ハ少年教養ニ最適當ナル典獄又ハ典獄補ヲ以テ之ニ補スルコト

2. 少年教養ニ適當ナル婦人教誨師採用スルコト

3. 教師ヲシテ受刑者ノ起居動作ニ對シ或ル程度マデ直接指

導ヲナサシムルコト

1. 看守ニ對シ少年指導ノ智識ヲ教養スル方法ヲ講セラレタキコト

2. 看守ハ必要ニヨリ制服以外ノ服裝ヲ爲サシムルコト
3. 少年受刑者ニハ身體的及精神的欠陥ヲ有スル者多キヲ以テ當局ニ於テ之カ研究治療ノ途ヲ講セラレンコトヲ望ム
四 十八歳以上ニシテ教育乏シキ受刑者ニ對シ教育ヲ施ス方法如何

決 議

- 一、十八歳以上ノ受刑者ニシテ就學ヲ希望スル者ニ對シ左ノ條件ヲ具スルトキハ就學セシムルヲ適當ト思料ス
 - 1. 學 力 教育十分ナラサルヲ日常ノ用務ヲ辨シ能ハサル程度
 - 2. 年 齡 制限セズ
 - 3. 犯 數 制限セズ
 - 4. 刑 期 六月以上
 - 5. 行 狀 普通以上ト査定セラレタル者
 - 6. 教育開始 入所後三ヶ月ヲ經過シタル者
- 二、學科目 讀ミ方、書キ方、綴リ方及算術トス
- 三、教育時數 一週四時間以上トス
- 四、教科書 雜誌『人』其他適當ナルモノヲ使用ス
- 五、學用品 貸與又ハ給與ス
- 六、教 師 本教育ヲ施行スルヲ專任者ヲ置キ便宜教務

ノ一節ヲ擔當セシムルコト

尙各員より開陳したる意見にして多數の賛成を得たものを擧ぐれば

- 一 三大節其他適當ナル日ニ於テ動話又ハ詔書ヲ捧讀スルコト
- 二 教誨ノ際ハ成ルヘク戒護ハ間接ニ施サレタキコト
- 三 總集教誨前精神統一ノタメ蓄音器ノ高尚ナル樂譜ノ「レコード」ヲ利用スルコト
- 四 雜誌 人活動寫眞ノ制限並ニ蓄音器ノ度數等ハ刑務所長ノ裁量ニ委セラレタシ
- 五 官本ノ購入ハ其半數ヲ本省ノ配付トシ半數ハ各刑務所ニ於テ購入スルコト
- 六 私人ノ閱讀ヲ許可セサルコト
- 七 妻子兄弟姉妹ノ寫眞ヲ個人教誨室ニテ閱覽セシムルノ途ヲ開カレタキコト
- 八 監獄法第四十五條第二項但書「但」ノ下、同第四十六條第一項「但」ノ下ニ「教化及保護ニ關シ又ハ」ノ文字ヲ加フルコト
- 九 教化上ノ必要ニヨリ受刑者ヲ他ノ刑務所へ移送スルノ途ヲ開カレタシ
- 一〇 美的感情ヲ教養スルヲ構内ノ空地ヲ利用シ受刑者ヲシテ花卉ヲ栽培セシムルコト
- 一一 作業ノ種類ヲ増加シ釋放後ノ生活ニ適スルヤウ計ラレタシ

二本會々長立つて挨拶を述べ、特に本會より發行せる雜誌『人』は教化上重要な使命を持つものと確信し銳意内容の充實を計つてゐるが、諸氏に於かれても投稿その他の方法によりてこの仕事を援助せられんことを望むと希望を添へ、これに對して大阪刈屋氏より答禮の辭あり。花には早き頃なれど春宵の數刻を歡を盡して散會せしは八時頃であつた。

兩本願寺の招待會

兩本願寺合同にて會同員並に會同關係者一同を乏公園三緣亭に招待したのは、十九日午後五時からであつた。宴果つるに先ち、主催者側を代表して本派本願寺北畠執行は刑務教誨事業の沿革を述べ、受刑者の改過遷善は信仰の基礎によらざれば根本的に薄弱なる所以を力説するところあり。次で泉二局長は賓客を代表して謝禮を述べ、從來本願寺が刑務教誨事業の爲めに一方ならざる盡力をなせることを感謝し、尙將來に於ては本省に於てもこの問題に能動的な努力を爲すから、倍舊の援助を請ふ旨を陳べた。

- 一二 入所後一ヶ月ヲ經過シタル者及釋放ノ月ニ於テモ作業賞與金ヲ給與セラレタシ
- 一三 現今ノ刑務施設ハ作業偏重ノ弊有リト思料スルヲ以テ之ヲ矯メラレタシ
- 一四 情願書ハ出願後或ル期間内ニ提出セシムルコトニ致シタシ
- 一五 發明考案ヲ爲サントスル者ニ對シ刑期ノ經過、行狀ノ良否、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ許可セラレタシ
- 一六 監獄法第六十條第一項第四號文書圖畫閱讀禁止中宗教修身ニ關スルモノヲ除外スルコト
- 一七 教化ノ實績ヲ擧グルタメ一般職員ヲ教養スル方法ヲ實施セラレタシ
- 一八 教誨原簿並ニ教育簿ノ様式ヲ改正セラレタシ
- 一九 教誨師ノ收容者ニ接スル時間ヲ多カラシムルヲ看守長又ハ看守部長ヲ教務ニ配屬シ事務ヲ分掌セシムルコト
- 二〇 保護事務ヲ擔當スル教誨職員ヲ設置スルコト

刑務協會輔成會合同招宴

本會並に輔成會の合同招宴は十七日午後五時より山野精養軒に於て催された。鈴木輔成會長差支のため泉



刑務所官練所卒業記念式(影撮前一)

大正十五年四月

刑務所長會同

大正十五年に於ける全國刑務所長會同は四月六日より十一日まで司法省に於て開催された日程左の如し

刑務所長會同日程

四月八日	午前		午後		備考
	會	議	會	議	
四月七日 (水)	自九時於所長協議會室	刑務協會總會	總理大臣訓示	司法大臣招待	
四月六日 (火)	大臣訓示 次官指示 行刑局長説示 自九時於大臣官邸下階 官議室	自三時三十分於總理大臣官邸	自二時於所長協議會室	自午後五時於大臣官邸	
四月五日 (火)	自九時於所長協議會室	刑務協會總會	司法次官隨行員招待	自午後五時於大臣官邸	
四月八日	會	刑務協會總會	刑務協會總會	補成會招待	

四月九日 (金)	午前十時ヨリ 新宿御苑拜觀	兩本願寺追弔會 自三時於榮地本願寺	兩本願寺招待 自午後五時於中央亭	於兩井樓
四月十日 (土)	會 (局長面會)	會 (同上)	議	
四月十一日 (日)	自午前九時 行刑局長講演 (於刑務協會)			

若槻總理大臣訓示

今回各位ノ會同ニ際シ茲ニ各位ト會見スルノ機會ヲ得タルハ予ノ欣幸トスルトコロナリ
刑罰ハ國家社會ノ秩序ヲ維持スル爲己ムヲ得サルニ出ツルノ制度ナリ一般ヲ警戒シ以テ犯罪ヲ豫防スルト同時ニ犯人ヲ改過遷善セシメ社會ノ良民ニ復歸セシムルヲ目的トス即チ刑政ノ効果

江木司法大臣訓示

刑務所長會同ハ刑罰執行ノ保證ノ四者五ニ能ク擔當此ヲ行スルノ必要アリ檢察及裁判力如何ニ適正ニ行ハルモノアリトスルモ刑罰及保護ノ成績十分ナルニ非サレハ刑政ノ功ヲ收ムルコト難シ是レ實ニ行刑力刑政上頗ル重要ナル地位ヲ占ムル所以ナリ曠ヲ行刑事務ニ奉セラルル各位ハ其ノ責任ノ重大ナルヲ覺得シ恪勤精勵實踐射行部下ヲ率ヒ以テ職責ヲ全フセラレムコトヲ望ム

リ運用ノ巧拙ハ其ノ人ノ適否ニ依リテ決スルモノニシテ苟モ
適材ノ此ニ居ルニ非サレハ制度ノ改正モ亦難ニ能ハルニ終ル
キノミ面シテ行刑ノ職ニ當ル者ニ最モ必要ナル素質ハ其ノ德
性ナリ其ノ任ニ左ル者ハ居常品性ノ向上ニ努メテ人ノ範ト爲
ラムコトヲ期シ嚴肅ナル規律ト熱誠ナル同情トヲ以テ收容者
ヲ遇シテ其ノ教化改善ニ力ムル所ナカルヘカラス各位ハ自
ラ此ノ心ヲ以テ心ト爲シ又部下ヲ率ユルニ此ノ道ヲ以テシ上
下協力精進シテ其ノ任務ヲ全ウセラシムコトヲ望ム

二 文明ノ進歩スルト共ニ幾多ノ弊害モ亦之ニ隨伴スルハ數ノ
免レサル所ニシテ殊ニ犯罪ノ害毒力絶エス社會ヲ脅威シツツ
アルハ實ニ憂フヘキノ現象ナリ意フニ犯罪ノ原因ハ複雑多様
ナレトモ激烈ナル生存競争ニ基因スル道徳ノ頹廢及ヒ思想ノ
惡化ノ如キハ其ノ主因ノ一タルヘシ故ニ之カ肅正緩和ノ途ヲ
講シテ先ツ犯罪ノ預防ニ力ムルハ刻下ノ急務ナリ若シ之ヲ忽
諸ニ付スル時ハ刑罰如何ニ完備スルモ犯罪増加ノ趨勢ヲ阻止
スルコト能ハサルヘシ然レトモ既ニ刑罰ニ偏レタル者ヲ改善
シ其ノ果犯ヲ防クハ特ニ行刑ノ主要ナル任務タルコト疑ヲ容
レス然ルニ我邦ノ現狀ヲ視ルニ犯罪殊ニ累犯ノ減少未ダ著シ
カラサルハ深ク遺憾トスル所ナリ試ミニ之ヲ英國ノ統計ニ徴
スルニ人口約四百五十萬ニシテ收容者僅ニ一萬一千餘人ニ過
キス其ノ他ニ類スルノ邦國統計セシ此等諸國ニ於テ近年
收容者ノ漸ク増加セリハ其現象ナリ然ルニ我人

状態ナリト謂ハサルヘカラス行刑ノ任ニ在ル者ハ深ク思フ此
ニ致シ奮勵努力以テ行刑ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セサルヘ
カラス

三 收容者ニ對シテ精神教養ヲ施シ以テ其ノ德性ヲ涵養シ理
性ヲ啓發スルハ其ノ改善ノ期スルニ於テ緊要ノ手段タルコト
嗽々ヲ須タス是レ教誨及ヒ教育ノ施設ヲ爲ス所以ナリ就中宗
教教誨ニ付テハ信仰ノ徹底ヲ期シ又不學無文ノ者ニ對シテハ
其ノ年齡如何ヲ問ハス教育ノ機會ヲ與フルノ必要アリ此ノ趣
旨ニ付テハ曩ニ教務主任ノ會同ニ於テ既ニ訓示セル所ナルモ
更ニ各位ニ對シテ深甚ナル留意ヲ促サムト欲スルモノアリ
凡ソ人ヲ教化スルノ要諦ハ克ク其ノ過誤ノ原因ヲ探究シ適切
ナル處置ニ依リテ之ヲ改除スルニ在リ各位ハ毎ニ收容者ノ個
性ヲ知悉シ犯罪ノ動機ヲ審ニシ所犯當時ノ環境ヲ明ニスル爲
最善ノ努力ヲ爲ササルヘカラス殊ニ思想的犯罪ニ因リテ刑罰
ニ觸レタル者ノ中ニハ所謂病育ニ入りテ容易ニ匡正スヘカ
ラサル者ナキニ非スト雖思慮淺薄ニシテ徒ニ附和雷同ヲ事ト
スル者亦少カラサルカ故ニ善ク此等ヲ識別シテ其ノ禍心ヲ未
ダ深カラサルニ先チテ之ヲ除去スルニ最深ノ注意ヲ用キサル
可カラス

教化ノ效果ハ特ニ少年受刑者ニ對シテ顯著ナルヲ期シ得ヘシ
然レトモ其ノ成績ヲ舉クルニ付テハ假スニ相當ノ年月ヲ以テ
セサルヘカラス短期自由刑ノ效果ノ附ナキコトハ一般ニ承認
セラルル所ニシテ少年ニ對シテ其ノ然ルヲ見ル共ニ其ノ少年

法力不定期刑ノ制ヲ設ケテ少年教化ノ徹底ヲ期セル所以ナリ
然レトモ法律ノ精神ハ能ク限リ迅速ニ效果ヲ奏セシムル
ニ在リ其ノ長期ハ已ムヲ得サルニ備フルノ途ニシテ敢テ其ノ
目的トスル所ニ非ス比較的短期間ニ於テ眞ニ教化ノ實效ヲ收
ムルコトヲ得ハ之ニ如クモノナシ各位ノ意ヲ此ノ點ニ留意メ法
ノ精神ヲ完ウセラレムコトヲ望ム

四 收容者ヲシテ作業ニ就カシムルノ主旨ハ勤勉ノ良習ヲ訓致
シ日職業の訓練ヲ與ヘ以テ釋放後ノ生計ニ資セシムトスル
ニ在リ刑務所ハ收容者ノ努力ヲ利用シテ國庫ノ收入ヲ計ルヘ
キ工場ヲ經營スルモノニ非サルハ言ヲ用キサル所ナリ然レト
モ作業ノ經營管理宜シキニ適スルトキハ上述ノ目的ヲ害セス
シテ國費ヲ輕減スルニ難カラス各位此ノ間ニ善慮シテ萬遺算
ナキヲ期セラルヘシ

五 司法保護事業ハ犯罪豫防上缺クヘカラサル手段タリ斯業ハ
今ヤ 皇室ノ德澤ニ浴シ且又各位多年ノ盡忠ニ依リ年ヲ追
フテ隆盛ノ域ニ進ミ漸ク從屬的地位ヲ脱シテ裁判檢察行刑ト
併立シ刑事政策上重要ナル地步ヲ占ムルニ至リタルハ頗ル喜
フヘキ現象ナリ然レトモ時代ノ覺醒未タ完カラス世人動モス
レハ改過遷善ノ釋放者ヲ擠斥迫害シテ再犯ノ窮蹙ニ陥ラシム
ルノ事例少カラス是レ實ニ多量行刑ノ努力ヲ水泡ニ歸セシム
ルモノニシテ矛盾モ亦甚シト謂ハサルヘカラス各位ハ此ノ點
ニ留意シテ一層斯業ノ振興發展ニ盡力セラレムコトヲ望ム

六 監獄法及ヒ監獄法施行規則實施以來既ニ二十年ニ垂ントシ

時勢ノ進運ニ伴ヒ之カ改正ノ必要ヲ生シ今ヤ其ノ調査ニ從事
シツツアリ因テ此ノ機會ニ必要事項ヲ諮問シ法規改正ノ參考
ニ資スル所アラムトス各位ノ經驗ニ照シ刑務上改善ヲ要スル
モノ猶少ナカラサルヘシ冀クハ和衷協同シテ審議ヲ盡サレム
コトヲ望ム

林司法次官指示

今回各位ノ會同ニ際シ執務上ノ事項數點ニ付テ所見ヲ述ヘ各位
ノ注意ヲ請ハムト欲ス

一 本官ハ前回會同ノ際各位ニ對シテ收容者ノ思想善導、個性
考查、累進處遇ノ研究、結核病及トラホームノ豫防、刑ノ執
行停止、假釋放ノ本旨、未決收容者ノ處遇及保護主任ノ選任
等ニ關シ既ニ注意ヲ促ス所アリタリ茲ニ各位カ一層留意セラ
レ其ノ旨意ニ實現ニ努力セラレムコトヲ望ム

二 戒護ハ拘禁力ヲ充實セシムル手段ニシテ收容者ニ對シ日夜
最モ直接ノ關係ヲ有スルモノナルカ故ニ戒護者ノ勤怠及其ノ
品性ノ高下並收容者ニ對スル態度ノ如何ハ受刑者ニ對スル教
化及被疑者被告人ノ審理ノ上ニ重大ナル影響ヲ及ホスコト疑
ヲ容レサル所ナリ各位ハ深ク此ノ點ニ留意シ部下職員ヲ指導
シテ精神ノ修養品性ノ向上ニ力メシムト共ニ克ク行刑及未
決拘留ノ本旨ヲ了解セシメ以テ其ノ職責ヲ完ウセシメラレム
コトヲ望ム

三 刑務衛生ノ目的ハ收容者ノ疾病ヲ豫防シ其ノ健康ヲ保全シ

且其ノ精神身體ノ狀況ヲ鑑別シテ其ノ處遇ニ善處スルニ在リ而シテ斯ノ衛生ノ完璧ヲ期スルニハ其ノ實務ヲ執掌スル保健技師ニ優良ノ人材ヲ得ルル共ニ保健技師ニ對スル活動ノ指針ヲ示シ並ニ其ノ運用スル物ノ設備ノ充實ヲ期セサルヘカラスルヤ必セリ是レ本省カ客年來特ニ意ヲ用於テ周知ナリ然リ而シテ收容者ニ對シテ所定時並釋放時ニ於テ周到ナル精神並身體ノ健康診査ヲ施行スルコトハ行刑施設ノ收容者ノ健康ニ及ホニ影響ヲ察知スル唯一ノ方法ナルヲミナラス行刑施設ノ進歩改善ヲ企圖スルノ一大目標タリ殊ニ精神ノ健康診査ハ教化上並作業訓練上ニ裨益スル所尠ナラサルヘシ各位ハ宜シク保健技師ヲシテ健康診査其ノ他衛生例規ノ主旨ヲ體シテ其ノ實行ニ遺憾ナカラシムコトヲ望ム

行刑衛生ニ從事スル者ハ關係法規及重要ナル函牒等ニ付平素充分ナル研究ヲ積ミ時ニ臨ンテ之カ適用ヲ誤ラサルノ用意ナカルヘカラス然ルニ保健職員ハ比較的ニ交遊ノ頻繁ナルト法規ニ通セサルカ爲ニ往々ニシテ法令及通牒ノ適當ニ斷行セラレザル實例少カラス從テ緊急ノ處置ヲ必要トスル傳染病發生シ又ハ發生ノ虞アル場合ニ於テ機宜ノ措置ヲ失スルノ憂アリ各位ハ自ラ此ノ點ニ留意セララルハ勿論尙保健職員ヲシテ平素此等關係法規及通牒等ヲ攻究セシメラレムコトヲ望ム

四 刑務作業ノ本旨ハ大臣ヨリ訓示セラレタリ而シテ之カ實施ニ付テハ民間事業壓迫ノ弊ヲ避クルノ必要アリ本官就任以來又戒護タルト問ハス將又文書、會計、用度等ノ事務タルトヲ論セス皆密接ノ連系ヲ有シ互ニ唇齒輔車ノ關係ニ在リ何レモ等シク重要ニシテ甲乙ノ差別ナシ而シテ苟クモ其ノ間ニ協調ヲ失スルニ於テハ刑務行政ノ圓滑ナル運用ヲ完ウスルコト能ハサルヲ明白ナリ各位ハ自ラ各部ノ事務ヲ統制スルニ於テ遺憾ナキヲ期スルト共ニ各部擔任者相互ノ間ニ執務上ノ連絡ヲ保持セシムルニ注意セラレムコトヲ望ム

八 近來釋放後幾何モナクシテ重キ犯罪ヲ累ナル者少カラサルハ寔ニ憂フヘキノ現象ナリ其ノ原因素ヨリ複雜ニシテ決シテ單純ニ非ス刑期短キニ失シテ行刑ノ趣旨ヲ貫徹スルコト能ハサルニ因ルモノアリ或ハ收容中ノ教化徹底セザルニ因ルモノアリ或ハ釋放時ニ於ケル保護警戒ノ十分ナラサルニ因ルモノアリ就中釋放ヲ待ツテ犯罪發覺ニ關係アル舊怨ヲ晴サンカ爲ニ大罪ヲ犯セル者アルカ如キハ願ル注目スヘキ事例ナリ各位ハ受刑者ノ性格及犯罪ノ情狀ヲ詳悉シ個別的ニ改善及豫防ノ趣旨ヲ完ウス爲必要ナル措置ヲ閉却セラレザルコトヲ望ム

從來警察官憲ニ對スル釋放通知ヲ再犯ノ危險アリト認メタル場合ニ限レハ眞實ニ改過遷善シ再犯ノ虞ナキ釋放者ノ保護上ヨリ之ヲ必要トスルモノニシテ累犯ノ虞アル者ニ對シ豫防警察ノ活動ヲ阻害スルカ如キハ固ヨリ其ノ趣旨ニ非サルコト夙ニ各位ノ熟知セララル所ナリ各位ハ之カ裁量判別ニ付テ特ニ深甚ノ注意ヲ加ヘラレムコトヲ望ム

特ニ官用主義ノ採用ヲ獎勵シツツアルハ一ハ以テ職業訓練ニ便シ一ハ以テ如上ノ弊ヲ救ハントスルニ在リ今幸ニシテ各會ノ諒解ト各位ノ努力トニ依リ逐日發展ノ趨勢ヲ認ムルコトヲ得ルハ欣フヘキ現象ナリ各位一層此ノ方針ヲ貫徹ニ勵メラムレコトヲ望ム

五 會計事務ニ付テハ各位ニ於テ常ニ其ノ適正ヲ期スル爲相當注意ヲ用ヒラルハ勿論ナリ雖近時屢々豫算ノ使用其ノ宜シキヲ得ス殊ニ建築工事施行上ノ措置其ノ當ヲ得サル所アルカ爲ニ會計檢査院ノ批難ヲ受クルハ甚タ遺憾トスル所ナリ各位ハ今後一層細心ノ注意ヲ拂ヒ經理施行上萬違算ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

六 假釋放ハ行刑ノ本旨ヲ違タルニ於テ有用ナル制度タルコト茲ニ喋々ヲ要セサル所ニシテ行刑ノ局ニ當ル者之カ運用ヲ意ルヘカラスハ勿論ナリ而シテ其ノ時期ヲ認定スルニハ固ヨリ本人改悔ノ情アルコトヲ前提トスレトモ尙犯罪ノ動機著シク本邦古來ノ淳風美俗ヲ害スルモノニ非スヤ特ニ破廉恥的ノモノニ非スヤ或ハ特ニ宥恕スヘキ點ナキヤ殊ニ犯時若齡ニシテ思慮未熟ニ非サリシヤ否等ノ點ヲ仔細ニ調査シ一般豫防ト特別豫防トノ見地ヲ併セ考究シテ時機ヲ誤ラザラムコトヲ注意セサルヘカラス不定期刑ニ處セラレタル少年ニ付テハ特ニ此ノ點ヲ考慮スル必要アリ各位宜シク之カ善用ニ努メラムコトヲ望ム

七 凡ソ刑務所ノ事務ハ其ノ職務タルト衛生タルト作業タルト

泉二一行刑局長説示

各位カ大臣ノ訓示及次官ノ指示ヲ拳々服膺シテ職責ヲ完ウセムコトヲ期セラルルハ本官ノ確ク信スル所ナリ茲ニ本官ハ二ノ項目ヲ説示シテ各位ノ留意ヲ請ハント欲ス尙細目ニ涉レル注意事項ハ別ニ録シテ各位ニ頒タントス是亦注意セラレム事ヲ望ム一、行刑事務ニ在リテハ其ノ各分科ノ間ニ密接ナル連絡ノ存スルヲ要スルコト次官ヨリ指示セラレタル所ナリ然ルニ從來動モスレハ其ノ不備缺陷ニ因リ機宜ノ措置ヲ誤リ世ノ非議ヲ受クルノ事例稀ナラサルハ甚遺憾トスヘキ所ナリ各位ハ諸部擔當職員ヨリ常ニ事務上ノ報告ヲ受ケ事務ヲ統制ツ計リ又各擔當者間互ニ通告ヲ要スヘキ事項ヲ指示スル等適宜ノ處置ヲ執リテ訓示ノ趣旨ヲ貫徹セラレムコトヲ望ム

二、凡ソ刑務官吏ハ法令ヲ遵守シ監督官廳ノ命令ヲ服膺シ其ノ職ニ勵ミ其ノ行ヲ慎ムヘキハ勿論上下一體行刑ノ本旨ヲ完フスルノ精神ナカルヘカラス若シ上官唱フル所アリテ下僚之ヲ行ハヌ收容者ニ對シテ左右互ニ態度ヲ異ニスルカ如キコトアラハ其ノ威嚴信用兩ナカラ地ニ際ツルヤ必セリ願フニ刑務官吏ハ其ノ地位ノ上下ヲ問ハス其ノ擔當事務ノ如何ヲ問ハス皆等シク受刑者ノ改善ニ力ヲ盡スヘキモノニシテ此ノ趣旨ニ背反スルノ行動アルヘカラス然レトモ紀律ノ弛緩ハ教化ノ目的ニ副フモノニ非ス從テ教化上ノ措置ニ付テハ常ニ寬嚴宜シキ

ヲ制スルノ必要アリ過キタルハ猶ホ及ハサルカ如キモノアルニ鑑ミ徒ニ新奇ヲ好ミ寛ニ失スルノ憂ナキニ注意セサルヘカラス尙上官ハ其ノ現在ノ事情ニ照シ部下ニ於テ實行スルコトヲ得ルヤ否ヤヲ考慮セシテ收容者ニ對スル態度上ノ理想ヲ設クカ如キコトアルヘカラス而シテ如上ノ方針ヲ徹底スルカ爲一般職員ヲ教養スルノ方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

三、省略

四、健全ナル精神ハ健全ナル身體ニ賴ル收容者教化改善ノ目的ヲ達セント欲セハ先ツ其ノ衛生ニ對シテ最善ノ注意ヲ拂フコトヲ要ス近來専門家ノ見解ニ依レハ所謂粗食モ科學的ニ其ノ營養價ノ研究ヲ遂ケ之ヲ適當ニ按排調理スルトキハ寧ろ美食ニ優ルノ效果アリト云フ然ルニ現在ノ實況ニ徴スルニ往々ニシテ連日同一ノ飯立ヲ用フルモノアリ又營養價ニ乏シキ菜品ヲ却テ高價ニテ使用スルモノアリ道ハ各地物價ノ相違ニ關係スヘキモ亦周到ナル注意ノ至ラサルニ職由セスムハアラス各位收容者ノ營養ヲ良好ナラシムルコトニ一層ノ注意ヲ用ヒラレムコトヲ望ム

五、刑務所ニ傳染病發生シ又ハ發生ノ虞アル場合ハ直ニ本省ニ報告スルノ外内ニ於テハ醫務ト戒護用度作業等トノ連絡ヲ保持シ外ニ於テハ地方官憲及團體ト調議ナル協議ヲ遂ケ以テ之カ豫防ニ全力ヲ注カサルヘカラス然ルニ往々ニシテ其ノ用意周到ナラサルノ虞アルハ遺憾トセサルヲ得ス各位ハ平素此ノ點ニ付テモ關係官公廳ト意思ノ疎通ヲ計リ時ニ隨テ組織ナ

應ノ取扱區々ニ涉リ又同報告書ト計算書ト屢々不突合ノ際アリ整理上支障夥ナカラサルヲ以テ之カ作成ニ付テハ慎重調査ノ上記裁例様式ニ悖ラサルハ勿論脱漏又ハ違算ナキ様充分注意セラレタシ

大正十五年四月全國刑務所長會同に於ける

泉二行刑局長指示事項

●教化ニ關スル事項

一 看讀書籍ハ本省ニ於テ審査ノ上之ヲ各刑務所ニ配布スルノ方針ナルコト曩ニ本官ヨリ通牒セル所ナルカ未選定ノ書籍ニシテ教化資料トシテ適切ノモノアルコトヲ認メラハトキハ速ニ之ヲ通報シ又若シ選定書籍中不適當ノモノアリト信セラレハトキハ其ノ個所ヲ指示セラレタシ

一 看讀書籍ハ需用者ノ學力相當ノモノヲ交付スルコトニ注意シ成ルヘク倫理宗教及本邦歴史ニ關スル書籍ヲ選擇ヲ獎勵セラレタシ

一 收容者ニ閱覽セシムル爲ニスル定期刊行物ノ設定、教化用蓋書器レコードノ選定、並蓋書器及映畫ノ鑑賞ニ付テハ曩ニ發セル各通牒ノ趣旨徹底セサルノ虞アリ特ニ留意ヲ望ム而シテ指定レコードハ隣接刑務所間ニ於テ協同ト交換使用ノ途ヲ開クヲ便宜ナリト認ム

キヲ期セラレムコトヲ望ム

六、作業經營上漸次官用主義ノ發展ヲ見ルハ頗ル欣フヘキ現象ニシテ之カ振興ニ付テハ層一層各位ノ奮勵ヲ希望シテ巴マサル所ナリ而シテ此ノ主義ハ先ツ自體製作品ヲ以テ自體ノ需用ニ充ツルハ勿論又刑務所相互間ニ於テ有無相通スルヲ以テ發端トシ然ル後ニ他處ノ需用ニ應スルヲ本旨トスルモノナリ然ルニ之ヲ實際ニ徵スルニ動モスレハ其ノ本末ヲ顛倒スル虞アリ各位ノ留意ヲ望ム

七、調理事務ニ關シ注意ヲ要スルコトハ林次官ヨリ既ニ指示セラレタル所ナリ尙左ノ細目ニ付テ各位ノ留意ヲ望ム

(イ) 物品ノ出納ハ事實ニ基キ其ノ都度記載整理スヘキハ勿論之カ保管ニ付テハ常ニ周到ナル注意ヲ拂フヘキニ拘ラス其ノ措置宜シキヲ得ス爲ニ亡失毀損セシムルカ如キ事例アリ注意セラルヘシ

(ロ) 從來新營又ハ修繕工事施行ニ付キ直轄ト請負トノ區分明ナラザルモノアリ又設計變更ヲ要スル場合ハ認可ヲ受クヘキモノナルニ往々之カ手續ヲ了セズ任意ニ變更セラレル向アリ或ハ材料ノ品質寸法等設計書ニ適合セス若ハ請負工事ニシテ官給材料ノ受授判明ヲ缺ク等整理其ノ宜シキヲ得サルモノ尙ナカラス殊ニ請負工事ニ該ル設計ニ付テハ費用差引増減ヲ精査シ其ノ關係ヲ明ニスル等工事施行上ニ付テハ遺憾チキヲ期セラレム

(ハ) 毎會計年度間ニ於ケル固有財産増減報告書ノ作製ハ各

一 工場指示ノ標語ハ精神教養上適切ナルモノヲ選定スルニ深ク注意セラレタシ各刑務所間ニ於テ交換スルモ便宜ナリト認ム支所ニ使用スル標語ハ本所ヨリ送付シ又ハ支所長ヲシテ所長ノ認可ヲ受ケシムルヲ可トス

一 懲罰執行中ノ者ニ對シテ個人教誨ヲ避クル者アレトモ如斯場合ニ於テハ寧ろ頻繁ニ之ヲ行ハシムルヲ相當ナリトス

●刑務ニ關スル事項

一 刑務官會議ノ目的ハ刑務所ノ重要事項ノ諮問タルニ止マラス之ニ據リテ各主任官相互ノ連絡ヲ保チ事務ノ圓滑ヲ期スルニ在リ然ルニ往々必要ナル吏員ノ募集ヲ缺キ業務形式ニ流レ會議開催ノ趣旨ヲ没却スルモノアリ斯クテハ各主任官ノ連絡ヲ缺キ其ノ結果事務ノ能率ヲ阻害シ經理上ノ阻礙ヲ來タスコト尠ナラサルヲ以テ會議ノ目的ヲ達成スルト共ニ主任官相互ノ協調ヲ計リ以事務テノ圓滑ト統一ニ努メラレタシ

一 刑務所ノ非常事變ニ備フル爲常ニ職員ノ訓練ト設備ノ完全ニ留意スヘキコトハ屢々注意スルトコロアリタルニ拘ラス其實況ヲ見ルニ非常召集、拳銃使用、消防等ノ演習ヲ怠リ甚シキニ至リテハ最近數年間之カ訓練演習ヲ爲サ、ルモノアリ斯クテハ一朝有事ニ際シテ支障ヲ來スノミナラス規律ノ廢壞ヨリ延イテ刑罰上ニ影響スルコト大ナルヲ以テ夫々規程ノ勵行ニ努メラレタシ

一 (前略) 看守ノ奉實如何ハ直ニ行刑ノ効果ニ至大ノ關係ヲ及ボスヲ以テ其ノ教育期間内ニ於ケル教養ノ完全ヲ期シ教育

後ニ於テモ常時學術ノ研究ヲ怠ラサシムル様留意セラレタ
シ

一 完結シタル記録簿類ノ處理方ニ付テ近時之カ整理ヲ緩慢
ニ付スルノ傾向アリ斯クテハ記録ノ散逸ヲ來シ又ハ所在發見
ヲ困難ナラシムルノ虞アリテ爲ニ事務處理上ニ不便滯滞ヲ來
シ能率ニ影響スルコト尠カラズ爾今規程ヲ勵行シテ嚴重ニ處
理セラレタシ

一 二以上ノ自由刑ヲ執行スル場合ニ於テ往々刑事訴訟法第五
百三十七條但書ニ依リ一時重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執
行ヲ先ニスルコトハ從來取扱ヒ來リタルトコロ不定期刑執行
中ノ者ニ對シ定期刑執行ノ指揮アリタル場合ニ於テモ定期刑
カ執行猶豫取消等ニ依ル比較的短キモノナルトキハ成ル可ク
執行事協議ノ上一時不定期刑ノ執行ヲ停止シテ定期刑ヲ先ニ
執行シ以テ假釋放上申等ノ場合ニ處スル不定期刑ノ運用上支
障ナカラシムル様注意セラレタシ

一 大正十三年減刑施行ノ際記録ノ不備又ハ檢閱疎漏ノ爲義ニ
減刑セラレタル事實ヲ發見スルコト能ハスシテ更ニ之ヲ減刑
シ釋放後ニ至リ初メテ其ノ事實ヲ發見シタル事例アルヲ以テ
減刑シタルモノ、身分帳簿ハ再調査ノト釋放前之カ正確ヲ期
セラレタシ

一 凡ソ逃走自殺等ノ事故發生ニ付戒護上ノ原因ヲ考察スルニ
檢檢事務ノ緩慢ニ基因セルモノ尠カラズ各位其實驗ニ鑑ミ之
カ勵行ヲ期シ事故ヲ未然ニ防止スルコトニ努メラレタシ

一 衛生材料ノ配給ハ其ノ品質ノ精選セラレ、ト統一セル、點

ニ於テ收容者ノ治療上ニ一大貢獻ヲ齎スモノナルノミナラス
刑務豫算上ニモ利スル所尠カラズ然レトモ目下豫算緊縮ノ折
柄衛生材料ノ設備定數ヲ俄クニ全部充實シ得サルヲ以テ先ツ
緊要ナル方面ヨリ逐年改善ヲ加ヘタキヲ以テ保健技師ヲ督勵
シ精選セラレタル衛生材料ヲ活用シテ收容者ノ治病上一層努
力セラレタシ

一 受刑者移送等ノ場合ハ保健技師又ハ保健技手ニ於テ健康ヲ
診査シ支障ナキ場合ニノミ移送スヘキ規定ナルニ拘ラス移送
上差支アル病者、老者、不具ノ者等ヲ移送セシメタル結果移
送後短期間ノ内ニ不良ナル轉歸ヲ見ルモノ往々アリ人道上看
過スヘカラサルヲ以テ注意セラレタシ

一 患者ノ治療ハ診斷ノ明確ト藥劑ノ適當ヲ期スヘキコトハ勿
論ナルモ尙看護ノ重要ナルコトモ言フ俟タサル所ナリ而シテ
藥劑以外ニ特ニ留意スヘキハ患者ノ糧食ノ問題ナリトス（中
略）病者ニ對シ特別ノ注意ヲ拂ヒ出來ル限リ患者ノ食慾ヲ
興起セシメ營養ノ回復ヲ計リ以テ疾病除去ノ一助トセラレ、
等細心注意セラレタシ

一 患者治療日數經過報告ヲ見ルニ壯年者ノ單純ナル慢性胃腸
加答兒ニシテ治療日數ノ著シク長期ニ亙レルモノアリ此ハ診
斷ノ適正ナラサルカ若ハ治療方法ノ適當ナラサルカニ起因ス
ルモノト認ム此ノ種ノ患者ニ就テハ胃腸ニ對スル各種ノ診斷
學的檢査ヲ充分ニ行ヒ以テ診斷ノ明確ニシテ依テ適當ナル治

一 假釋放上申書記載方ニ關シテハ大正十三年行甲第四九一號
訓令及所長會議ニ於テ屢々注意スルトコロアリタルニ拘ラス
往々不完全ナルモノアリ爲ニ詮議上支障ヲ生スルヲ以テ就中
左記各項ニ付テハ一層注意セラレタシ

一 累犯者ノト申ハ改悛スルニ至リタル動機ヲ記載スル管
ナルニ一般ノ形式ニ因ハレ記入ヲ缺クモノアリ多數ノ前科
ヲ有スル常習的累犯者ニ對シテハ特ニ之ヲ詳記シ性狀ノ變
化ヲ明瞭ナラシムルコト

一 犯罪ノ原因動機並其ノ原因動機力刑ノ效果ニ依リ除去
セラレ再ヒ犯罪ノ因由トナラサルヲ否ヤノ點ニ關スル記載
簡單ニ失シ例ハハ飲酒又ハ痴情關係等ニ因ル犯罪ニ付其ノ
原因タル飲酒癖又ハ癖情關係力除去セラレタルヤ否ヤ不明
ニシテ再犯ノ疑念ヲ抱カシムル場合アルヲ以テ特ニ之ヲ詳
記スルコト

一 上申書添付ノ身上票ハ往々簡粗其ノ要ヲ盡サムルモノア
リテ調査上不便尠カラズ本票調製ニ付テハ記載例ニ準據シ
記事ヲ精確ナラシムルコト

一 大正十四年中ニ於ケル逃走事故四十四件中十九件ハ支所出
張所ニ於テ發生シタルモノナリ右ハ構造設備ノ缺陷等ニ因ル
モノアルヘシト雖職員少數ノ場所ニ於テハ特ニ人選配置並監
督訓練ニ一層留意セラレタシ

● 衛生ニ關スル事項 ●

一 患者治療日數記載方ハ簡ニシテ要ヲ得ルヲ以テ趣旨トスル
ニ往々文意不明ノモノアリ又相當記載欄ノ記入ナキモノアリ
爲ニ從ニ照會往復ヲ果ヌルノ煩アリ注意セラレタシ

一 患者治療日數報告書ニ記載スヘキ病名ニ付テハ疾病分類ニ
依リ報告スヘキニ症候欄ニ記載スヘキ症狀ヲ其ノ儘病名トナ
セルモノアリ注意セラレタシ

一 上申報告書等ニシテ規定ノ制式ニ違ヒ又ハ指示シタル事項
ノ記載ヲ缺クモノアリ之カ爲照會往復ニ手數ヲ要シ事務處理
上支障尠カラサルヲ以テ充分注意セラレタシ

一 定期ノ報告書類及調査照會事項ノ回答遲延スル尠カラサル
ルヲ以テ將來之カ敏活ヲ期セラレタシ

一 調査事項ノ照會ニ對シ回答ノ場合諸表計算書ノ形豫ヲナシ
特ニ意見ノ附記ヲ要セサルモノニ付テハ（例ハハ襲ニ照會セ
ル作業收支見込調ノ類）進達書ノ添付ヲ省略シ定期報告書類
ニ準シ取扱ハレタシ

結果ヲ生スルコトアリ注意セラレタシ

一 刑務所需用品並ニ作業材料購入方法ノ如何ハ經濟至上至大ノ關係アルヲ以テ購入ノ時期及數量等ニ付テハ充分ノ注意ヲ拂ヒ若シ各處豫算ノ都合等ニヨリ機ヲ失スル虞アル場合ニハ其ノ都度上申セラレタシ

一 購入物品檢収ニ際シ不合格品アル場合制規ノ手續ヲ執ラズ便宜ノ措置ヲ爲ス向アリ右ハ假令金銀上國損ナキ場合ニ於テモ會計法上ノ批離ヲ免レサルニ付常ニ制規ニ依リ處理セラレタシ

一 收容者被服取具ノ不足ヲ理由トシテ俄ニ多額ノ増額ヲ申請スル向アリ右ハ年々相當計畫ヲ定メテ補足セラレタシ
一 下半年期過不足見込額調ニ依リ増額セラレタル收容費ヲ以テ民間ヨリ木綿地ヲ購入セラル、向鈔カラス右ハ一定刑務所ニ於テ統一生産ノ趣旨ニ反スルヲ以テ爾今注意セラレタシ

一 不用物品ノ利用整理方ニ關シテハ周到ナル注意ヲ要スルハ素ヨリノ力拂下價格ノ如キモ特ニ公正ヲ期シ苟クモ疑惑ヲ惹キ起スカ如キコトナキ様注意セラレタシ

一 各掛相互ノ聯絡ヲ欲ク結果作業製品トシテ自體ニ於テ製作販賣シツ、アルモノヲ民間ヨリ購入スルカ如キ事例アリ將來各掛相互ノ協調ヲ完全ニシ如斯コトナキ様注意セラレタシ
一 官司、委託作業ノ擴張ニ件ヒ物品ノ購入、出納、保管其ノ他ニ漸次繁忙ヲ加ヘ自然不整理ニ陥ルノ向アリ充分注意セラレタシ

軍ニ形式ニ流ル、ノ弊アリ注意セラレタシ
一 受刑者ヲ事務整理ノ補助ニ使役スル場合ハ事務擔任ノ責任ニ於テ單ニ補助ニ止ムヘキニ受刑者ノ説明ヲ俟ツニ非サレハ要領ヲ得サル場合アリ注意ヲ要ス
一 作業科程ノ設定ニ付テハ普通一人ノ仕上高ヲ標準トナスヘキニ輕易ニ過タルノ憾アリ

一 刑務所製品ノ販賣ニ關シ保護會ヲ仲介セシムル場合公私混浴ノ弊アリ注意ヲ要ス
一 印刷工ノ充實ニ件ヒ和洋紙ノ需用漸次増加ノ傾向アリ印刷物ニ付テハ代價ノ大部分ハ用紙代ナルヲ以テ極力刑務所抄紙ノ利用ニ努メラレタシ

一 官用主義ノ擴張ニ件ヒ益々作業資金ノ増加ヲ要スルハ素ヨリナルモ國家財政ノ都合上遂ニ豫算ノ増高ヲ容サスル事情アリ努メテ材料提供ニヨル委託ノ形式等ニヨリ資金ノ節約ヲ計ラレタシ

一 農事表耕地圖ニ於テ耕地反照著シク其ノ應耕耘坪數ニ比シ少ナキモノアリ右ハ不作付反別ト共ニ備考ニ附記シテ之ヲ明ニセラレタシ

● 指紋ニ關スル事項 ●
一 本項ニ關シ從來屢々注意スルトコロアリト雖尙遺憾ノ點多シ左ノ事項特ニ注意セラシタシ

(イ) 指紋原紙ノ發送ヲ遲延シ釋放後ニ判著シタルモノ又ハ輕微ノ事故ニ因ハレ指紋ヲ未押捺ノ儘釋放シタルモノアリ

一 内國旅費ノ算定ニ當リ屢々甲乙地方ノ區別ヲ誤リ又路程ニ對シ宿泊夜數ヲ超過シ或ハ證明書類ノ不備ナルモノ等アリテ整理上手數鈔カラス將來精査ヲ遂ケ遺漏ナキヲ期セラレタシ

一 歳入徴収金ニ付納入遲延シ數年ニ涉リ收入未済トスルノ餘義ナキニ至レルモノアリ右ハ當初ニ於ケル調査ヲ充分ニシ期日ニ完納ヲ期スルト共ニ如斯滞納ニ付テハ制規ニ基キ相當處分ノ途ヲ講セラレタシ

一 建築工事ノ施行ニ付テハ常ニ其ノ設計、工費、工程、建築能力等ニ留意シ若豫算計畫ヲ遂行ヲ期スル能ハサル等ノ事情アルトキハ其ノ機ヲ失セス詳細具申ノ上適當ノ措置ヲ講シ漫然放置セラル、カ如キ事ナキ様注意セラレタシ

● 作業ニ關スル事項 ●
一 印刷工施行ニ關シ民業壓迫等ノ誤解ヲ招來スルカ如キコトナキ様注意セラレタシ

一 受刑者ノ發明考案ニ關スル書類提出ノ際ニ於テハ常識的考查ニ依リ出願ノ價值アリキ否ニ付査閱セラレタシ
一 官署等ノ註文ニ對シ製作餘力ナキ場合ト雖附近刑務所ニ運報シ努メテ証文品ノ分布上遺憾ナキヲ期セラレタシ

一 作業賞與金計算高各刑務所間著シク不同ニシテ今尙改定前ノ率ニヨル金額ヲ基礎トセルモノアリ改正等數ニ改メラレタシ
一 作業製品ノ評價ニ關シテハ委員ノ議決ニ俟ツヘキニ拘ラス

(ロ) 指紋ハ禁錮以上ノ受刑者ニ付悉ク之カ押捺ヲ要スヘキモノナルニ拘ラス任意ニ之ヲ省略セントシタル向アリ
(ハ) 内地ニ於ケル受刑者中臺灣及朝鮮人ノ指紋原紙並諸報告ハ本省ニ發付スルノ外別ニ各其ノ所屬總督府ニ發付ヲ要スヘキモノナルニ之ヲ怠リタルモノ向アリ(大正七年十一月監甲第六六八號局長通牒參看)

(ニ) 前科ノ有無判明ナラサル者ニ附テハ指紋ノ對照ハ勿論其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ詳悉スルノ注意アルヘキ筈ナルニ疑問アルモノニ附テモ照會ヲ爲サス爲ニ恩赦無資格者ヲ減刑シタル事例アリ

(ホ) 受刑追加小票ニ記載シタル氏名ト最近前科受刑當時ノ氏名ト判決ヲ受ケタル氏名ト異ル場合ハ小票裏面ニ説明ヲ附記スルコト

(ヘ) 假釋放又ハ刑ノ執行停止ノ取消ニ因ル復所或ハ逃走復所ノ場合ニ復所報告ヲ爲サスシテ受刑追加小票ニテ報告ヲ爲ス向アリ斯ル場合ハ復所報告ヲ爲シ新ニ執行スヘキ別刑ニ對スル場合ノ外受刑追加小票ノ送付ヲ要セス

(ト) 刑期計算ノ複雜ナルモノニ付テハ其ノ關係ヲ受刑追加小票ノ裏面又ハ異動報告書ノ餘白ニ聲明ヲ附記スヘシ
(チ) 新受刑者ヲ移送ノ場合ニ甲乙兩刑務所ノ連絡ヲ缺キ爲ニ指紋ニ關スル報告ノ脱漏スルモノアリ

(リ) 指紋押捺者ノ死亡報告ハ受刑中ト否トツ問ハス死亡ノ事實ヲ知得シタル場合ニ之ヲ爲スヘキモノナルニ死刑ノ執

- (ア) 行ヲ受ケタル者ニ付死亡報告ノ怠ルモノアリ
- (イ) 罪名ノ記載方ハ軍ニ陸軍刑法又ハ何縣令違反等ト記載スルモノアリ右ハ判決ニ表示セラレタル罪名ヲ記載スル様注意セラレタシ
- (ロ) 指紋ヲ押捺シタルコトナキ前科アル者ニ對シテハ指紋原紙ヲ要スルコト勿論ナルニ受刑追加小票ヲ送付スル向アリ
- (ハ) 指紋原紙又ハ受刑追加小票記載ノ氏名ニハ必ず傍圖ヲ付スヘキ管ナルニ近來之ヲ勵行セサルモノアリ
- (ニ) 指紋ニ關スル照會ニ付回答遅延スルモノアリ指紋事務ハ迅速確實ヲ信條トスルモノニ付特ニ注意スルコト
- (カ) 刑ノ執行猶豫取消ニ係ル受刑事項ハ受刑追加小票ヲ要スルニ受刑事項異動報告書ヲ以テスルモノアリ
- (コ) 指紋擔當者ニシテ之ニ關スル例規ノ研究ヲ爲サ、ル爲事務上ノ誤謬ヲ氣付カサルモノアリ
- (タ) 尙右ノ外大正十三年刑務所長會議ニ於ケル指示事項第六項並大正十年同第十五項以下ニ付勵行スルコト

行刑統計ニ關スル事項

行刑統計ハ刑務所ニ於ケル刑行刑狀況及釋放者保護事業ノ發達消長ノ跡ヲ表出スルモノニシテ其ノ全事業カ社會百般ノ現象ニ關聯スル所ヲ極メ犯罪ノ原因ヲ探リ因テ以テ將來施設ノ指針トスヘキモノナルノミナラス又學術研究ノ基礎タルヘキモノニシテ其ノ調査ハ正確ニシテ迅速タルヲ要スルモノナレ

- (ホ) 小票ニ付左ノ事項注意セラレタシ
- (一) 刑事被告人入(出) 所小票ヲ加除訂正シテ被疑者人(出) 所小票ニ代用シ被疑者人(出) 所小票ヲ使用セサルモノアリ
- (二) 小票ノ記入ヲ爲スニ行刑統計小票取扱規程及様式第一通則四ニ依ラサルモノアリ
- (三) 小票中不動文字ニ依リ指示シタル事項ニ記入ソナスニハ其ノ文字ノ直下ニ小圈點ヲ附スヘキモノナルニ或ハ文字ノ上方ニ或ハ右又ハ左ニ附スルモノアリ
- (四) 犯數欄ノ記入ヲ單ニ累犯ト書キ數字ニテ記入セサルモノアリ又ハ所定數ヲ犯數トシテ記入セルモノアリ
- (五) 家族欄ノ記入ヲ爲スニ規定ノ家族數ニ區分シ其ノ記入ヲ爲サ、ルモノアリ
- (六) 小票中圈點ヲ遺漏セルモノアリ
- (七) 職業欄ノ記載ハ大正九年十二月内閣訓令第一號職業中分類ニ依リ記入スヘキコト小分類ニ依リ記入セルモノアリ
- (八) 受刑者入(出) 所時ノ年齢欄ヲ大正十三年三月行甲第三二七號訓令ニ基キ訂正記入ヲ爲サ、ルモノアリ
- (九) 體重欄ノ記載ヲ要スヘキ小票ニ其ノ記載ヲ遺漏セルモノアリ
- (十) 病者小票ニ其ノ病名欄、作業種目欄及年齢欄ノ記入ヲ遺漏セルモノアリ

- ハ特ニ左ノ諸點ニ注意セラレタシ
- (イ) 行刑統計ニ關スル諸報告又ハ期日ヲ指定シテ照會シタル場合ニハ其ノ回答遅延セサルコトヲ要ス
- (ロ) 前項報告ニ往々違算誤寫アルモノアリ一應調査ノ上遺漏スルコト
- (ハ) 月表ニ付左記ノ事項注意セラレタシ
- (一) 前月ヨリノ越員ト前月分ノ現員ト符合セサルモノアリ
- (二) 刑事被告人ノ滞獄日數ニ依ル人員欄ニ被疑者ヲ掲別セサルモノアリ
- (三) 被疑者ノ記載方ニ關シ大正十三年三月行甲第三二五號通牒ニ依ラサルモノアリ
- (四) 被疑者ニシテ刑事被告人ニ資格異動ノ場合ニ大正十三年七月行甲第一五〇號通牒ニ依ラサルモノアリ
- (五) 勞役場留置者ノ現員アルニ拘ラス同留置期間ニ依ル人員欄ニ其ノ記載ヲ爲サ、ルモノアリ
- (六) 受刑者ノ年齢欄ノ記載中ニ拘留刑ノ者ヲ算入セサルモノアリ
- (七) 受刑者ノ犯數欄ニ其ノ記載ノ遺漏セルモノアリ
- (八) 記載事項アルニ拘ラス該事項ナシト記載シ其ノ送付ヲ爲サ、ルモノアリ
- (ニ) 小票ノ送付方ニ關シテハ本年二月行甲第一六二號通牒ヲ遵守セサルモノアリ

諮問事項答申

會同代表者有馬小官所長の名により提出されたる諮問事項答申左の如し

一、成年犯罪者に對シ不定期刑を科するの可否

初犯者タルト累犯者タルト問ハス緣テ成年犯罪者ニ長期ト短期トヲ附シタル相對的不定期刑ヲ適用スルヲ可トス但シ之ヲ實施スルノ行刑制度トシテハ累進處遇、教化ノ方法改善審査委員會ノ設備等改革ヲ要スルモノ尠カラサルハ勿論ナリ

二、戒護職員ノ勤勞を緩和する方法

- (一) 收容者ノ使用ハ行刑ニ支障ナキ限り其範圍ヲ擴張シテ職員ノ雜務ヲ補助セシム
- (二) 職員以上ノ職員ニ對シテ必要ニ應レ戒護上ノ責任ヲ負ハシム
- (三) 物的設備ノ完全ヲ期シ無益ノ勞ヲ省キ一面職員慰安ノ方法ヲ講スルコト
- (四) 作業時間ヲ短縮ス

三、作業施設上改善を要する主要事項

- (一) 官用主義ノ徹底ヲ期スル爲メ必要ノ個所ニ各關係者ヲ組織シタル委員會ヲ設ケ其機關ニテ決議シタル事項ヲ實行

- (一) 官用主義ノ徹底ヲ期スル爲適切ナル法令ノ制定ヲ望ム
- (二) 就業費ノ項ニ謝儀ノ節ヲ設ケ作業用旅費額ヲ増加セラレタシ
- (三) 刑務所ノ建築ニ利便ナラシメンカ爲メニ一定ノ刑務所ニ大工、左官等特技ヲ有スル者ヲ集集シ必用ニ應ジ移動セシメタシ
- (四) 刑務所内ノ専門官用作業ヲ設ケ附近刑務所ニ成ルヘク之ヲ避ケテ共助ノ實ヲ一層徹底スルコト
- (五) 収容者ニ對スル賣店制設定ノコト
- (六) 作業賞與金ニ關スル規程中左ノ通り改正セラレタシ
- (七) 賞與金ノ計算方法ヲ備高ニ依ラシムルコト
- (八) 賞與金算出ノ基礎ハ勞務ノ強弱技能ノ有無等ヲ顧慮セサル儘アリ依テ一種二種ノ相互入替ヲ要スルモノアリト認ム
- (九) 作業賞與金計算ノ開始期ヲ入所ノ翌月ヨリ三ヶ月ト改メラレタシ
- (十) 刑務所費ヲ特別會計トスルコト
- (十一) 久留米耕ノ賃銀科程ヲ本省ニ於テ協定シ且ツコレニ關スル専門ノ作業技師ヲ適當ノ場所ニ配置シ隨時巡回セシムルコト
- (十二) 官用作業ノ材料ハ原産地又ハ集散地ニ於テ多量購入ヲ爲シ各刑務所ニ保管轉換ヲ爲スコト

本會總會概況

- (十一) 本會ニ作業官ヲ設ケ各刑務所ノ作業ヲ監督指導セシムルコト
 - (十二) 職業訓練上資格検査ニ必要ナル器具ヲ設備スルコト
 - (十三) 作業ニ關スル諸帳簿事務ノ改廢ヲ行ヒ尙一層簡捷ヲ圖ルコト
- ### 四、衛生施設上改善を要する主要事項
- (一) 藥劑師設置ノコト
 - (二) 指定藥品衛生材料器具器械備制限撤廢ノコト
 - (三) 結核性痲瘋、精神病等ヲ一定刑務所ニ集禁スルコト
 - (四) 各控訴院管内ニ一ヶ所宛検査所ヲ設ケ血清醫學的細菌學的検査及レントゲン検査ヲ行ハシメラレタシ
 - (五) 保健助手ハ看守部長トセスシテ特別ニ其職名ヲ設ケラレタシ若シ特別職員ヲ置クヲ得ストスレハ必スシモ看守部長ト限定セサル様改ムルコト
 - (六) 保健技師ノ名稱ヲ改メテ刑務醫官トシ其ノ待遇ヲ向上セラレタシ尙事情ニ依リ開業ヲ許スコトニシタシ
 - (七) 房舎中塵ヲ數キ得ル規程中(監獄法施行規則第三十七條但書)ニ其ノ範圍ヲ擴張シ寒帯地方ニ限リ必要アリト認ムル房舎ニモ之ヲ適用セラル様改正スルコト
 - (八) 収容者ニ給與ノ食糧等數ハ榮養ニ關ハサル儘アリ殊ニ二十五歳未満ノ者ニ對シテハ榮養上幾分伸縮ノ餘地アラシムルヲ適當ト認ム依テ適當ニ改正シテ各刑務所長ノ裁量ニ一任セラレタシ

刑務所長會議が、開催されたるを機として本會の總會は、四月八日午後二時から、樓上、大講堂に於て、會員百數十名出席のもとに、盛大に舉行せられた。

先づ、定期に到るや、振鈴にて一同着席、江村主事開會を宣し、劈頭挨拶並に報告をなすべく泉二會長登壇、

泉二會長挨拶

本日地方支部長各位の御上京に際しまして本會の總會を開くことになりました所、斯く多數御出席を得ましたのは欣幸とする所であり、本日は總裁も御出席下さるやうな恩召でありましたが、特に御用が出来ましたさうで御欠席になりました、副總裁の御出席を得まして有難うございます。

私から會計の状況及事務の概要を報告致します、先づ會計の状況でありますが、

御手許に大正十四年四月より大正十五年二月に至る會計決算報告書を印刷に付して配付致して居ります、委細は之に依つて御承知を願ひます、幸に各位の御盡力と御同情に依りまして會計の基礎が逐年鞏固を加へつゝありますことは御同様に堪へない次第であります、此上とも御盡力を御願ひ致します。

次に本會基金募集のことであります、本會の事業は御承知の如くに此會の資に比較致しまして非常な大きな、非常に範圍の廣い仕事をして居るのであります、資金は多々益辨するやうな次第であります、隨て從來各位の御盡力を煩しまして基金の募集に從事したのであります、大体から申しまするといふと成績が宜しいのであります、就中四ヶ所は既に豫定額以上の募集が出来、外に九ヶ所程豫定額の

幾分の溢金を受けたといふことになつて居りますが、今後共一層の御盡力を煩し、して此有益なる事業を實行しつゝある所のお互の協會の爲に、否又刑務事業の爲に充分に盡して見たいと思ふのであります。

本會に於て實行しつゝあります所の事業の種類は澤山あるのであります、此頃殊に本會に教化香料の審査部を設けまして、受刑者教化用のフィルムそれからレコード及看護書籍の適否に就て審議決定を致すのであります、固より行刑局の指揮もあることであり、又本會の審査部に於て審議致しましたものが適當であると同行刑局に於て認められたらば、これが即ち刑務所の看護書籍として採用されるといふことになつて居るのは御承知の通りであります、其成績は頗る良好であらうと信じ居るのであります、尙定期刊行雜誌「人」は從來半月刊でありましたが、此度旬刊になりました、それに就きましては其掲載すべき資料即ち原稿の選定も普通の雜誌と違ひませんが、甚だ困難なる業であります、各位より適切な材料を御送附になるやうに希

望するのであります、二三ヶ所で特に刑務所の教化材料として簡単な印刷物を發行致す所もありますが、これは見てみますると常に特別の刑務所だけに限らない、全体に對して最も有益であらうと思はれるやうな材料、澤山載つて居ります、さういふものは成るべく一般に見せたいと思ひますから、一ヶ所の收容者の獨占に過ぎないやうに、成るべく多數の人の材料として御送附を希望する次第でございます。

次に衛生材料審査部を新設したのであります、これは大正十三年刑務所衛生材料に關する訓令が既に發せられて、行刑當局に於きましては訓令を遺憾なく實行することに就て考慮の結果、本協會に衛生材料の規格統一に關しまして考慮すべき旨の通牒がありました、本協會では衛生材料審査部を設置致しまして、通牒の趣旨に適ふやうに規格を統一し、一面材料に依りまして價額をも適減すること



考への下に其實行に着手した次第であります

するが、此趣旨の實現が出来ますやうに各位の御配慮を煩はたいのであります。

次に刑務官練習所のことでありましたが、昨年第三回の高級練習所を開きまして、其卒業者がそれ／＼刑務所の要部に於て活動して居りますことは御承知の通りであります、普通練習所は既に十七回の練習を致しましたので、第一回より第十七回に至る迄に修了した人員が凡千三百人に達して居ります、其大部分は刑務行政の中堅となつて活動して居るのであります、殊に昨年は入所生の選定に就きまして特別の注意を用ひましたのみならず、練習の期間も二ヶ月延長して六ヶ月と致しました所、其成績は俄期の如くに優良の卒業生を送出すことが出来ましたのであります、刑務界の爲に大いに良好なる結果を齎すことであらうと思ふのであります。

次に作業技術練習所を開致しました、

昨年官制の改正に依りまして作業技師を置くことになり、多數の技師技手の任命せらるゝに當りまして、刑務行政の概念を助くる爲に作業技術練習所を開致しましたことは各位の承知せらるゝ通りであります、之等の修業者の刑務界に於ける活動も大いに注目すべきものがあるであらうと思ひて居るのであります。

次に奨學制度のことでありましたが、先般各位に通知致して置きました通りの組織になるのであります、現在此制度に依つて研究生が一名だけあるのであります、此制度は將來益々擴張して實行する機運に至りましたならば、優秀なる刑務官を吸收することも出来まると信じて居ります。

次に武道の奨勵であります、武道の練習を致しまして士氣を鼓舞し併せて崇高なる人格の訓練をなさむが爲に、全國刑務所を五區に分ちまして、部會を開くことになりましたので、之に要する費用の幾分を本會から補助を致しまして、之を奨勵表彰することになりましたのは皆さん御承知の通りであ

りまして、其成績は頗る良好なるものがあつたと認むるのであります。實は今回各位の會同に際しまして、全國の大會の開催をしたいと思います考へもあつたのであります、尙一層此精神を貫徹致しまする爲に、言葉を通じて申しますれば、崇高なる人格の訓練をするが爲に此武道も一つの手段になるのであります、もつと外にも適當の手段があつたならば、それも併せて實行して見たいと思つて居ります。其方法に就きましては皆さんの方でもよく御研究下さりまして、御指示下されんことを希望致します。

次に功勞者の表彰であります、刑務職員の内看守以下小使に至る二十五年以上の勤續者、朝鮮臺灣關東州を通じまして百三十名を表彰し紀念品を贈呈したのであります、同時に十五年以上の勤続者の看守長及看守百三名に對し慰勞の意味で賞品を呈した人物であります、本會が之を表彰し慰勞致しましたことは、其功勞に稱ひると共に勤続皆勤の功を奨勵し、刑務事業の爲に聊かたりとも貢獻したいといふ微衷に外

ならぬのであります、唯今申したこと、併せまして、前に申しましたやうに武道大會に各地方から中央に出て來て大會をやること、またやうな場合に、尙此種類の人格者を奨勵するやうな方法が更に徹底的に行はれ、ば尙結構であると信ずるのであります。

次に製品品評會のことでありましたが、刑務作業の進歩發達を圖る爲に刑務所製作品品評會が單獨刑務所内に開かれましたので、本會は進んで之を後援し、不足の點を補ひ、其目的を達することに力めたのであります、之も非常に好成績を挙げたのであります。

次に第九回國際刑務會議に本協會代表員派遣並に本會事務概覽宣傳を致したことを報告致します、御承知の通り昨年八月ロンドンに於て第九回の國際會議が開かれました際、事務總長から日本に於ける刑務事業及保護事業に關係する團體の内、全國に亘つて活動するものがあればそれを國際刑務會議に招待したい、代表者を知らして呉れといふことを申して参りまして、此方から丁度向ふの要求に適應するのは先づ輔成

會と刑務協會でありますが故に其事を通
告致しました所、先方から矢張り招待があ
りましたので、輔成會と刑務協會とを合せ
て代表致しまする爲に本省の御承認を得ま
して四部書記官が其任に當つて出張したの
であります、先方に於きましては特に刑務
協會の事業の概要を記載しましたものへ刑政
に掲載せしむるは英譯致しまして出席員に配
付致しました所、非常に刑務協會の事業に
趣味を持つて居る人がありまして、就中刑
務官の練習に就ては尠からず實蹟をして呉
れたのであります、尤もアメリカでは未だ
印刷物が出来て居りませぬので、ロンドン
に行つて初めて印刷したのであります、
併しニュージャーシー州の行刑局長ルイス
といふ人は非常に有名な人でありまして、
此人達の団体から私及岡部君が招待を受け
ニュージャーシー州迄廻々行つたのであり
ましたので、其後私亦返禮の爲に先方も招待致
したのであります、其席上刑務協會の刑
務官練習事業のことを紹介致しました所
が、それは非常に有益な事業である、自分
達に對しても非常に參考になることであつ

て、此方には未ださういふものはないので
あるが、之から一つやつて見たいといふや
うな挨拶も受けたのであります、此事は
特に各位に御紹介致して置きます。
◆それから終にこれは刑務協會其物の事業
ではありませぬが、皆さんの御承知の職員
共済組合のことでありまして、此組合の會計
状況に就きましては御手許に配付しました
印刷物中に詳しいことが記載されてありま
すから、それに就て御承知を請ひたいので
あります、此組合は大正十二年四月一日に
設立しまして、茲に三年の目を經過致し
ました、多數を占めて居ります判任官以下
の共済に就きましては十二年九月の大震災
に當る共済を初とし、規定の共済に相當貢
献する所があつたと信じて居ります、會計
狀態も順調に運びまして漸次基礎が鞏固に
なりつゝありますから、今後確實に事業
を達成する見込がありますれば、現在より
一層共済の趣旨を擴張しまして、其目的
を貫徹することに力めることが出来やうと
思ふのであります。

如くに着々として其目的の爲に進行しつゝ
あるのであります、各位の御盡力に俟つ
所尠からぬことでありますから、此點に
就て特に各位に感謝の意を表します、此共
に、將來益々此有益なる事業の爲に御盡力
あらむことを希望する次第であります、私
の報告は之で支つて終るのであります。
◆次で議事に移り大分の安東支部長よりの
「理事會の決議によれば、刑務協會より支
部長を順次朝鮮台灣に視察のため派遣する
こととなり居る様記憶するが今に至るもそ
の擧なきは、延期されたるや若くば、とり
やめになりしや、又刑務所の製作品々評會
の催しの如きは、誠に結構なることなる
も、曩に果嶋に於て開催されたときの如
きは、一部の人は、觀覽するを得たが多く
の人は、その機を得なかつたのは、誠に殘
念であるから次回開催の節は、會同せる機
會を利用するゝ様にお取計を願ひたい」と
の議に對し、泉二會長は、
「第一の件は、未だ實行はしてゐないが近
き將來、機を見て、行ふつもりである。
第二の品評會の時觀の件については、將

來はなるべく、御希望に沿ふべく、會同
の機を利用するやうにしたい」と述べ次
で、福岡の江藤支部長は該觀察の件につき
「決議によると、派遣するものは、刑務
所其物が抽籤にあたることとなつてゐる
が、それでは、所長が異動するため、不平
等になるきらひがあるを以てなるべく人を
標準として全ての人がいつかまはるやうに
御考慮ありたい」と希望を述べ、會長「御
希望として承りおくと答へ、他に講事なき
を以て「講演」に入り、岡部司法書記官の「ア
メリカの刑務所をめぐりて」(講演要旨は
次號に掲載)の題下に凡一時間、批判的立
場立ちて、刑務所觀察談を述べられ終り
て香川理事は閉會を宣し、五分間休憩後、
近藤主事の紹介にて、筑前琵琶、榎本芝
水師の「川中島」講談、昇龍齋貞丈師の義
士傳「三村の將領」の余興にうつつたが、何
しろ當代一流の名をなす人々だけあつて、
その妙彈、妙演に一同は魅せられあひひは
戦國の古を偲び、元祿の昔に思をはせ、午
後五時散會した。

一九二六年度國際刑法會議

(The International Congress of Penal Law.)

一九二六年七月二十二日より二
十六日まで、白耳義國ブラツセル
スに國際刑法會議が開催せられ
る。此の會議は一九二四年に設立
された「國際刑法學會」(Inter-
national Association of Penal
Law)の主催によるもので、設立
以來第一回の會議なのである。

會議のプログラムには次の四箇
の議題が含まれてゐる。

- 一、一九〇〇年以來實施せられ又は提
案せられたるものにして、如何
なる程度まで社會防衛の主義を
採用し、由て以て舊來の犯罪責
任 (criminal responsibility) に
取て代りたるかを示すに足る刑
法法規の立法の精神傾向如何。
- 二、社會保安 (social safety) の主
義 (犯罪學の實證派によりて主

張せらるゝもの) は、犯罪責任
の傳統的觀念に基けるあらゆる
刑罰に取て代るべき程度にまで
適用せらるべきや、はた又た、
單に或る場合に於ける或る種類
の犯罪者に對して、傳統的方法
を補充するものとして適用せら
るべきや。

- 三、受刑者の監外作業 (out-door
work) は認可せらるべきや、而
して若し認可すべしとせば、そ
の取締は如何にすべきや。
- 四、犯罪に對して國際裁判管轄權
(international jurisdiction) を
設立すべき何等かの理由存する
や、而して若し存すとせば如何
にして組織せらるべきや。

(Journal of Criminal Law and
Criminology, February, 1926.)

少年 刑務所長

作業用務通信運搬費ニ關スル件
本月九日行甲第九六號ヲ以テ標記ノ件通譯相成候處右ハ純然タル作業用務ニ限リ本費支出ヲ條件トシテ就業費支辨ニ變更相成候儀ニシテ審リニ之カ擴數支出ヲ許サ、ル事情有之候様單ニ作業事務ト多少ノ關聯アルニ過キサカ如キモノハ依然事務費ヨリ支辨相成度就テハ之カ支出額ハ客年九月二十六日行甲第一五五四號照會ニ對スル回答額ヲ著シク超過スルカ如キコト無之標據メ御留意相成度候

叙任 辭令

從六位 相墨傳三郎(千葉)
從七位勳六等 森 爲 吉(熊本)
叙正七位 堀口六郎(行刑局)
依願解雇 敦詩師 小川 啓 亮(徳島)
十一級俸下賜、依願免官 敦詩師 日下 智 性(長野)
京都刑務所勤務ヲ命ス

同 戸崎了性(新潟)

長崎刑務所勤務ヲ命ス 藤(行刑局)

同 名嘉真武照(行刑局)
同 南雲千代(全)

依願解雇 保健技師 木 塚 燕(札幌)
依願解雇 依願解雇 敦詩師 佐竹 靈 瑞(長崎)

同 川本達源(三池)

同 眞田英道(青森)

同 石島 興(若松)

同 小長井 喜太郎(宮城)

同 金澤 公 炳(甲府)

同 京都市刑務所官津支所長勤務ヲ命ス

同 看守長 大曲利八(小倉)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 戸崎了性(新潟)

長崎刑務所勤務ヲ命ス 藤(行刑局)

同 名嘉真武照(行刑局)
同 南雲千代(全)

依願解雇 保健技師 木 塚 燕(札幌)
依願解雇 依願解雇 敦詩師 佐竹 靈 瑞(長崎)

同 川本達源(三池)

同 眞田英道(青森)

同 石島 興(若松)

同 小長井 喜太郎(宮城)

同 金澤 公 炳(甲府)

同 京都市刑務所官津支所長勤務ヲ命ス

同 看守長 大曲利八(小倉)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

同 看守長 加藤 忠 吉(函館)

地方だより

合葬追悼會

三次刑務支所

廣島刑務所三次支所は、明治十五年支所創設以後大正十三年に至る間の死亡者百十一名中、十九名は親族に、七名は岡山醫科大學に送り、残りの八十五名は、明治三十三年六月廿一日と昨十四年十月二十一日の二回に合葬したが、この合葬忌日は春季皇靈祭當日を特に選んで本年の三月廿一日に執行した。當日午前九時合葬式に併せ追弔法會も共に営み、
一、收葬者入場 二、職員席 三、結衆並來賓席 四、受刑者證 五、支所長告諭 六、勤行 七、支所長饗香

八、來賓總代燒香申詞 九、來賓燒香 十、職員燒香 十一、受刑者燒香 十二、假釋放證票授與 十三、賞表授與 十四、教誨 十五、支所長挨拶 十六、退場

の順序で行ひ午前十一時終了した。勳行、結果は三十十日市兩町の各宗僧侶、來賓は三次區裁判所判檢事、又三郡同仁會長、同調會長、三次町長等て當日津路所長は湯淺看守長を隨へ臨場し、法要は壯嚴に行はれ受刑者には多大の感動を與へた。因に當支所は宗教的觀念涵養の目的で大正十三年以來最初合葬の日二十一日を命日と定め受刑者をして毎月その日は墓園を掃掃し香花を手向しめて居る。

入佛奉讚式と合葬追悼

法要

札幌刑務所

三月二十一日春季皇靈祭當日をトシ、死刑場及屍室に新に安置する本尊の入佛奉讚式を兼ね在所中死亡したものを遺骸合葬の法要を行つたその順序は

○死刑場佛壇前に於て(午前九時)

導師 大谷派本願寺北海教務所長兼城賢順

兼僧 同所録事安居堯正外三名並教誨師參列

讀經 既佛偈、念佛掛和讃、回向

○教誨堂に於て(午前九時四十分)

つた、受刑者一同には大谷派本願寺並札幌大化院よりの供物を分典し來賓及導師以下兼僧職員には別室にて茶菓を呈した。當日來賓の主なものには北海道授産場長及主事、書記、札幌大化院長及保護主任、札幌少年刑務所長、大通支所長、同教誨師其他大谷派本願寺關係僧侶で他の來賓は天候の爲め參列せられなかつたを遺憾とする。

市營食堂の食器は

小菅刑務所製作品

今度東京市營の眞砂町食堂が新に出来上つた。その食卓、流し、飯櫃、膳盛棚、揭示版、養子菜、會席膳、台付組、丸腰掛、運搬桶、半切桶等の木製品から箆籠などに至るまで千餘點は全部小菅刑務所に於て製作したものである。尙ほこれから改築にかゝる神田橋、三味線堀の二食堂の分も製作を同所に於て引受けて居るが、從來と雖も東京市の領解により、度々からした注文をうけてゐるさうである。これは一面刑務所製品の宣傳にもなり、又受刑者の作業能率を擧げる上にも役立つものである。

一、所長以下各職員及來賓席席
二、導師以下各兼僧入場
三、所長の告辭
四、讀經 導師兼城大谷派北海教務所長
五、御文(白骨の御文) 教誨師
六、讚辭 白井所長
七、燒香 所長、來賓、職員、受刑者總代
八、所長訓授 白井所長
九、教誨 兼城大谷派北海教務所長
十、閉式 退場

であつて、定刻白井所長は導師以下の兼僧を案内して死刑場に至り佛壇の設けある室に進み奉讚の讀經を勤修した。先是教誨堂に於ては佛前を壯嚴し香華供物を新にして本日の式典に備へる。式場には定刻三十分前より受刑者全部を徐々に入場せしめ、暫くして白井所長は導師以下の兼僧、來賓及幹部職員と共に奉讚の讀經を終へて入場各設けの席に着く。於て白井所長は起立して此の式典を擧ぐる所以を告示し導師兼城師の訓聲にて讀經、其の壯重嚴肅なる事自ら矜を正し首を垂れ眼目合掌寂として聲なし、斯くて讀經終り教誨師御文章讀誦の後白井所長は佛前に修證し燒香の後白井所長は尙ほ一場の訓示を爲し、受刑者總代の燒香あつて後白井所長は尙ほ一場の訓示を爲し、次て兼城北海教務所長の有益な教誨あり、師の謹嚴なる態度、眞摯なる講演は多大の感動を與へた。斯くて閉式時に正午であ

本會々報

○國際刑務委員會よりの感謝

茲に本會より國際刑務委員會へ金二百圓を寄贈してその事業を援助するところあつたが、之に對して去三月二十一日附にて同會の事務總長フラン、アル、アア博士より同會の名に於て深甚なる感謝の意を表して來た。

○名譽會員に推薦

刑務事業の功勞者として左の諸氏を名譽會員に推薦した。
藤澤 正 啓 豊野 胤 珍 森 元 祐
荒木 賢 愛 大月 義 平 二 寺崎 勝 治

○三月茶話會

三月二十日例月通茶話會を催し、講師として日本大學講師生江孝之氏を招聘して「理想郷ニユージラランドと刑務改良」と題する濠州視察談を聞く、海外談の中であまり聞かない濠州の話なので珍らしく聞くことが出来た。當日の出席者は
佐藤樹一、藤井惠照、森田清太郎、藤下伊一郎、三井文夫、武田慧安、小松友悦、見川恒次、堀内貞男、土居能登一、堀池猪太郎、乘附徳太郎、若春色吉、鈴木銀造、田中繁太郎、

刑務協會役員

總裁	江木翼	司法大臣	泉新熊	副總裁	林頼三	司法次官	松井和義	兼副會長	辻敬	兼副會長	司書記官	岡部常助	兼副會長	司書記官	有馬四郎	同	司書記官	大野數枝	同	司書記官	佐藤乙二	同	司書記官	秋山要	同	司書記官	香川又二	同	司書記官	江村繁太郎	同	司書記官	島田榮造	同	司書記官	近藤亮雅
----	-----	------	-----	-----	-----	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	---	------	------	---	------	------	---	------	-----	---	------	------	---	------	-------	---	------	------	---	------	------

○基金寄附

本會事業贊助の爲め基金として左記諸氏より寄附を受く、こゝに芳名を録して感謝の意を表すると共に、各支部の御幹旋を多とする。

金額	推薦別	芳名
一金壹百圓也	投支部	小松徳次郎
一金壹千圓也	豐多摩	長谷川喜一
一金五拾圓也	福島	長谷川盛
一金五拾圓也	奈良	辻岡良盛
一金五拾圓也	同	柏井快俊
一金五拾圓也	同	密門了明
一金五拾圓也	同	林平造

○平沼顧問樞府副議長

親任

本會顧問樞府顧問官平沼謙一郎氏は今回倉富勇三郎氏の議長

○宮城理事の囑託を解かる

昇格と共に樞府副議長の要職に親任されたとは御同慶の至りである。

本會理事宮城長五郎氏は先に行刑局所屬の參事官時代より保護課長時代に至る間本會理事又は副會長として一方ならず本會のために盡瘁せられ、爲に刑務界の益するところ尠くなかつたが、今回大審院檢事に轉ぜられたので、衆二會長より本會理事の囑託を解かれた。こゝに同氏の功績を讃へ、満腔の感謝を捧げる次第である。

編輯子より

先に『作業試課』の問題で御意見を伺つたところ御多忙中なるにも拘らず、多数の諸氏より原稿をお書き下されたとは諸氏が「刑政」を愛せらるゝ所以であると同様に御禮を申し上げます。しかるに前號及本誌誌上に於て發表させて頂きました以外まだ十數氏の原稿を受領してをりますが、編輯上の都合もあり其勝手ではありまするが、追々に掲載させて頂くとして、本問題に關する連載は一先づ打ち切りましたと存じます。

どうか右に御諒察をお願ひいたします。尙今後もいろいろと御無理を申すことでありませうが其節は何分宜しく。

定價	一冊(稅共) 金二十錢
定價	六冊(稅共) 金一圓二十錢
定價	十二冊(稅共) 金二圓四十錢
廣告	五號活字半段 一行 金一圓
廣告	二號活字 一頁 金四圓
廣告	普通 一頁 金十圓
廣告	通 一頁 金十圓

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂送のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先を御届下されたし
●御注文の際は必ず送附先を御届下されたし

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可
大正十五年四月二十七日印刷
大正十五年五月一日發行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 香川又二
印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京市麴町區西日比谷町一番地
電話 青山二九三三、二九三四
發行所 刑務協會

